

2024年度

群馬県内市町村

# 移住 · 定住

# 支援施策一覧

令和6年6月時点



### 群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(令和6年6月時点)

### 早見表・・・3

全市町村共通事項・・・5 首都圏から移住される方向け・・・8

### 県央エリア

前橋市・・・・10 伊勢崎市・・・14 渋川市・・・・18 榛東村・・・・22 吉岡町・・・・25

玉村町・・・・28

### 西部エリア

高崎市・・・・・30 藤岡市・・・・・40 富岡市・・・・46 安中市・・・・46 上野村・・・・52 神流町・・・・55 下仁田町・・・58 南牧村・・・・62

### 吾妻エリア

中之条町・・・・70 長野原町・・・・76 嬬恋村・・・・78 草津町・・・・82 高山村・・・・84 東吾妻町・・・90

### 利根沼田エリア 📉

沼田市・・・・95 片品村・・・・98 川場村・・・・101 昭和村・・・・104 みなかみ町・・・106

### 東部エリア

桐生市・・・110 太田市・・・116 館林市・・・119 みどり市・・128 板倉町・・・134 明和町・・・140 千代田町・・・145 大泉町・・・151

### 群馬県の情報・・163



## 群馬県内市町村 移住・定住支援施策一覧(早見表)

令和6年6月時点

								я											年6	小川								
					定位	住・	子育	て支	援								信	主宅支担	爰					業体 農支		7	その作	也
		結	出	入	子	給	学	通	子	チ	生	奨	空	ム	新	住	家	以 住	補勤	住	公	家	体	農	新	お	移	起
		婚	産	学	育	食	童	学	ど	ヤイ	活	学	き	_	築	宅	賃	外宅	給労	宅	営	財	験	業	規	試	住	業
		祝	祝	祝	て	費	保	費	ŧ	ル	補	金	家	補	•	取	補	) 資	者	用	住	処	農	体	就	L	支	支
		金	金	金	世	補	育	補	医	ŀ,	給	貸	バ	助	増	得	助	金	住	地	宅	分	園	験	農	移	援	援
		$\overline{}$	$\overline{}$	(	帯	助	料	助	療	シー	金	与	ン		改	費		利	宅		の	費	•	•	者	住	者	
	市町村名	品	品	品	支		補		費		の		ク		築	補		子	資		紹	補	市	ツ	支	施	に	
		$\overline{}$		)	援		助		無	購	支	補			<u> </u>	助		補	金		介	助	民	ア	援	設	よ	
					金				料	入費	給	助)			リー			給	融				農田			#II	る	
					( 品				·	補					フォ				資				遠			制度	サポ	
					)				保育	助					ا			勤労	利.							反	l N	
									料料	貨					'			者	子									
									補	与									,									
1	前橋市					0		0	0				$\bigcirc$		0								0		0		0	0
2	伊勢崎市		0			0	0		$\bigcirc$				$\circ$		0				0	0	0							0
3	渋川市	0	0		0	0		0	$\bigcirc$			0	0		0		0			0	0	0	0		0	0	0	0
4	榛東村					0			0				0						0				0					
5	吉岡町					0		0	0	0			0						0									
6	玉村町					0			0									_		0	0		0		0			
7	高崎市						0	0	0	0			_		0		0	0			0		0		0			0
8	藤岡市		0			0		$\circ$	0			0	0		0				0		0	_	_		0		0	0
9	富岡市		0		0	0		0	$\circ$			0	0		0						0	0	0	0	0	0	0	0
10	安中市上野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0	0	0	0	0			0			0
12	神流町	0	0		0	0	0	0	0	0			0				0	0			0						0	0
13	下仁田町	0	0	0		0	)	)	0	)		0	0		0		0		0		0	0	0				0	0
14	南牧村	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0							0				0	0	
15	甘楽町	0	0	0	0	0	0		0			0	0		0								0		0	0		0
16	中之条町		0	0	0	0	0		0			0	$\bigcirc$		0		0		0		0	0			0	0	0	0
17	長野原町		0	0		0		0	0	0			0		0						0	0						0
18	嬬恋村		0			0	0		0						0					0						0	0	0
19	草津町		0			0	0	0	0			0																
20	高山村		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0					0	0				0	0	0	0
21	東吾妻町		0	0	0	0		0	0	0		0	0		0				0							0	0	0
22	沼田市							0	0	0		0									0		0	0		0	0	0
23	片品村		0			0		0	0	0		0	0		0		0											
24	川場村		0	0				0	0	0					0		0											
25	昭和村		0		0	0		0 0	0		0	0	0		0		0					0	0					
26	みなかみ町			0					0		U				U		U			0	0	U	0	0			0	

27	桐生市	0	0			0		0	0			0	0	0			0	0	0		$\circ$		$\bigcirc$	0	$\circ$	0
28	太田市					0			0			0									0					0
29	館林市		0			0	0	0	0			0	0	0	0		0		0	0	0		0	0	0	0
30	みどり市		0		0	0	0	0	0			0	0	0			0	0	0		0					0
31	板倉町		0	0	0	0			0	0		0	0	0			0	0	0		0		0			0
32	明和町		0		0	0			0	0		0	0	0			$\circ$		0		$\circ$		$\circ$			0
33	千代田町			0	0	0		0	0			0	0	0	0		0	0	0		0		$\circ$			0
34	大泉町					0	0		0				0	0			0		0		0					0
35	邑楽町		0		0	0	0		0			0	$\circ$	0			0		0							0
	合計	7	26	13	15	31	15	23	35	12	3	24	27	28	11	3	16	11	23	9	19	3	14	11	15	27

移住相談窓口	電話	所在地	市町村名	
前橋市観光政策課	027-257-0675	前橋市大手町2-12-1	前橋市	1
伊勢崎市企画調整課	0270-27-2707	伊勢崎市今泉町二丁目410	伊勢崎市	2
渋川市市民協働推進課	0279-22-2401	渋川市石原80	渋川市	3
榛東村産業振興課	0279-54-2211	北群馬郡榛東村大字新井790-1	榛 東 村	4
吉岡町総務課協働安全室	0 2 7 9 - 5 4 - 3 1 1 1	北群馬郡吉岡町大字下野田560	吉岡町	5
玉村町企画課	0 2 7 0 - 6 4 - 7 7 1 1	佐波郡玉村町大字下新田201	玉 村 町	6
高崎市企画調整課	0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 0 2	高崎市高松町35-1	高崎市	7
藤岡市企画課	0 2 7 4 - 4 0 - 2 4 2 4	藤岡市中栗須327	藤岡市	8
富岡市地域づくり課	0 2 7 4 - 6 2 - 1 5 1 1	富岡市富岡1460-1	富岡市	9
安中市政策・デジタル推進課	0 2 7 - 3 8 2 - 1 1 1 1	安中市安中1-23-13	安中市	10
上野村振興課	0274-59-2111	多野郡上野村大字川和11	上野村	11
神流町総務課	0274-57-2111	多野郡神流町大字万場90-6	神流町	12
下仁田町企画課	0274-64-8809	甘楽郡下仁田町大字下仁田682	下仁田町	13
南牧村移住・定住課	0274-87-2011	甘楽郡南牧村大字大日向1098	南牧村	14
甘楽町企画課	0274-74-3133	甘楽郡甘楽町大字小幡161-1	甘楽町	15
中之条地域共創課	0279-75-8837	吾妻郡中之条町大字中之条町109	中之条町	16
長野原町未来ビジョン推進課	0279-82-2229	吾妻郡長野原町大字長野原1340-1	長野原町	17
嬬恋村交流推進課	0279-82-5191	吾妻郡嬬恋村大字鎌原494-45	嬬 恋 村	18
草津町企画創造課	0279-88-7193	吾妻郡草津町大字草津28	草津町	19
高山村地域振興課	0279-63-2111	吾妻郡高山村大字中山2856-1	高山村	20
東吾妻町企画課	0279-68-2111	吾妻郡東吾妻町大字原町1046	東吾妻町	21
沼田市観光交流課	0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 1 1	沼田市下之町888	沼田市	22
片品村むらづくり観光課	0278-58-2112	利根郡片品村鎌田3967-3	片品村	23
川場村むらづくり振興課	0278-52-2111	利根郡川場村大字谷地3200	川場村	24
昭和村企画課	0 2 7 8 - 2 5 - 3 4 4 2	利根郡昭和村大字糸井388	昭和村	25
みなかみ町企画課	0278-25-5032	利根郡みなかみ町後閑318	みなかみ町	26
桐生市企画課移住定住推進室	0277-46-1111	桐生市織姫町1-1	桐生市	27
太田市企画政策課	0276-47-1892	太田市浜町2-35	太田市	28
館林市企画課	0276-47-5102	館林市城町1-1	館林市	29
みどり市地域創生課	0277-46-9067	みどり市笠懸町鹿2952	みどり市	30
板倉町企画財政課	0276-82-6125	邑楽郡板倉町大字板倉2682-1	板倉町	31
明和町総務課政策室	0276-84-3111	邑楽郡明和町新里250-1	明和町	32
千代田町総合政策課	0276-86-7007	邑楽郡千代田町大字赤岩1895-1	千代田町	33
大泉町企画戦略課	0276-63-3111	邑楽郡大泉町日の出55-1	大泉町	34
邑楽町企画課	0276-88-5511	邑楽郡邑楽町大字中野2570-1	邑楽町	35

※県全体の移住相談窓口は群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課027-226-2371

### 県内市町村に共通する支援施策

令和6年6月時点

ここでは県内市町村に共通する支援施策をご紹介します。市町村によって、対象者の範囲 や支給方法などが異なる場合がありますので、詳細は各市町村の各事業担当窓口にお問い合

### 暮らし

### ●移住支援金事業

東京圏から群馬県に移住される方への支援制度 (予算の範囲内)

### https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/shienkin/

お問い合わせは、移住先の各自治体の移住相談窓口 (P2~) へ、 移住先が未決定の場合は県移住担当窓口へ



### ●地方就職学生支援事業

東京圏内のキャンパスに通う大学生の群馬県内へのUIJターン就職を促進するため、群馬県内企業の選考面接に参加する際に必要となる交通費を補助



https://www.pref.gunma.ip/page/635821.html

### ●群馬県オンライン移住相談デスク

県全体の移住・就職相談、各市町村との移住相談(オンラインまたは電話・メール)、専門分野の相談(農業・林業・起業・地域おこし協力隊等)を受けられます。



https://gunmagurashi.pref.gunma.ip/soudandesk/

子育て

お問い合わせは各市町村子育て担当窓口へ

### ●産婦健康診査

産後2週間、産後1か月を目安に受ける産婦健康診査費用の一部を助成します。

### ●福祉医療費助成制度(子ども、重度心身障害者等の医療費無料化)

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう保険適用となる医療費の一部負担金を、県と市町村が助成します。入院・通院ともに高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで。

他にも、重度心身障害者(所得制限あり)、母子・父子家庭(18歳年度末まで、所得税非課税者のみ)、親のない子(18歳年度末まで、所得税非課税者のみ)についても適用となります。

### ●幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子供、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供の利用料が無料になります。

### ●群馬県第3子以降3歳未満児保育料免除事業

県内で子育でする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化します(認可外保育施設は月額上限あり)。

### ●第3子以降の副食費補助事業

年収360万円未満相当世帯の子供と全ての世帯の第3子以降の子供については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

### 農業

### お問い合わせは各市町村農業担当窓口へ

「ぐんまで農業はじめませんか?」

豊富な水と緑、自然に恵まれた群馬県では様々な農作物が生産されています。あなたがはじめたい農業が群馬県にはきっとあると思います。 就農相談窓口では、農業に興味がある方から本気で農業を目指す方まで https://www.pref.gunma.jp/page/9252.html



### Pick up! 首都圏から移住される方向けの施策

テレワーカー向け

### ●県内テレワーク施設一覧

群馬県には30カ所以上のテレワーク施設があります。 県テレワークサイト「GUNMA×TELEWORK」

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/g telework/



・移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金(みなかみ町) 詳細はみなかみ町ページ参照

首都圏通勤者向けの通勤費補助 【(詳細は各市町村ページの該当事業の箇所を参照)

- ·通勤·通学等費補助事業(神流町)
- •移住促進通勤費補助金(沼田市)
- ・新幹線通勤費補助金(みなかみ町)
- •移住定住促進通勤支援金(館林市)

### 非運転者向けの支援

(詳細は各市町村ページの該当事業の箇所を参照)

- ・乗合タクシー「愛タク」の運行(富岡市)
- ・甘楽町デマンドタクシー『愛のりくん』(甘楽町)
- ・移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金(みなかみ町)
- ・黒保根町デマンドタクシー、新里町デマンドタクシー(桐生市)
- ・電話でバス(デマンドバス)(みどり市)
- ・無料コミュニティバス運行事業(板倉町)
- ・買い物支援バス(中之条町)
- ・AIデジマンド「ベジバス」の運行(昭和村)
- ・おとしよりぐるりんタクシー(高崎市)
- ・タクシー運賃等助成事業(吉岡町)
- ・玉村町乗合タクシー事業「たまりん」(玉村町)
- ・おでかけタクシー助成事業(嬬恋村)
- ・路線バス利用補助制度(片品村)
- ・グループ28(移送サービス)(みどり市)
- ・福祉バスの運行・事前予約制(高山村)
- ・買い物支援バス(高山村)
- ・乗り合い送迎サービス「チョイソコめいわ」(明和町)

住民に限らない支援

(移住前の現地訪問時にも利用可)

住民向け支援

### 【(参考)高齢者・障害者・妊産婦・免許返納者など対象者が限定的なもの】※

お問い合わせは各市町村福祉担当窓口へ

- ・タクシー利用券交付制度(玉村町)
- ・運転免許証自主返納による補助金及びタクシー券扶助(富岡市)
- ・タクシー利用補助(安中市)
- ・タクシー運賃等助成事業、医療機関等外出タクシー運行事業、交通空白地有償運送 事業 やまどり(中之条町)
- ・乗り合い送迎サービス「チョイソコ つまごい」(嬬恋村)
- ・路線バス利用促進高齢者割引助成事業(川場村) ※問い合わせ先:川場村むらづくり振興課
- ·高齢者等生活支援事業(千代田町)
- ・高齢者等デマンド交通運行事業(大泉町)
- ・邑楽町福祉タクシー推進事業(邑楽町)
- ・高齢者バス運賃助成事業(昭和村)
- •バス路線利用促進高齢者割引助成(高山村) ※問い合わせ先:高山村地域振興課
- ・高齢者運転免許証自主返納による補助金及びバス利用券扶助(高山村) ※問い合わせ先:高山村総務課
- ・高齢者運転免許証自主返納支援事業(みどり市)
- 福祉タクシー利用券の交付(板倉町)

- ・前橋市雇用拡大サテライトオフィス設置費補助金(前橋市)
- ・しぶかわ企業進出促進事業(渋川市)・安中市テレワーク拠点開設支援補助金(安中市)

# 前橋市

令和6年6月時点

	节和0年0月時点
類 分	事業名 (対象者・内容)
子	第 3 子以降学校給食費無償化事業
育て支援	対象者:次の全てに該当する保護者 ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯注)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(平成18年4月2日以降出生)を3人以上養育しており、かつ、第3子以降の児童生徒が小中学校等に在籍している保護者であること。 ・養育する全ての児童生徒の学校給食費に未納がないこと。 ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。
	内 容: 対象者からの申請により、対象となる児童が、 ・市立学校在学の場合:学校給食費を免除する。 ・上記以外に在学の場合:学校給食費相当額を助成金として交付する。
	問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tm: 027-898-5810
	市立中学校学校給食費無償化事業
	対象者: 前橋市立中学校及び前橋特別支援学校中学部に通う生徒
	内 容: 令和6年6月以降に徴収予定の学校給食費を対象とします(6月分以降の給食費の徴収をしません)。
	なお、食物アレルギー等の理由により給食の提供を受けていない生徒には助成金を交付します。
	対象者: 無償化対象者のうち食物アレルギー等の理由で主食又は副食を継続して欠食している生徒(牛乳等の飲料は対象外)
	内 容: 年度末に主食、副食にかかる給食費相当額の助成金を交付します。 (主食:75円/食 副食:200円/食)
	問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tal: 027-898-5810
	保育料補助事業(第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業)
	対象者: ・利用時に市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・海 3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。 ・子ども・子育て支援法による新2号認定又は新3号認定を受けていないこと(企業主導型保育施設にあっては、国の無償化対象となっていないこと)。ただし、幼稚園利用者は、この限りでありません。
	内 容: 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。 補助金額:保護者が実際に支払った利用料相当額(月単位の利用契約)で、交付対象である児童一 人あたり月額27,000円(上限)まで 問合せ: 《こども施設課 施設指導係》 Tal: 027-220-5706
	子ども医療費支給事業
	対象者: 医療保険の加入者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども
	内 容: 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業
	問合せ: 《国民健康保険課 福祉医療係》 Tu: 027-257-0680

事業名 (対象者・内容) 類 ゲ 子 産後ヘルパー派遣事業 苔 対象者: 次のいずれにも該当する人 7 ・前橋市に住民票がある人 ・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の子がいる人 支 ・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない人 援 内 容: 家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事準備や買い物、洗濯、掃除など)・育児(調乳や沐浴の準備・ 後片付け等)の支援を行います。 ・単胎の場合:生後6か月未満の期間で20回以内 ・多胎の場合:生後1年未満の期間で40回以内 利用料金:1回500円(生活保護世帯は生活保護受給者証、市民税非課税世帯は市民税非課税 証明書を提出することができ、利用料が無料になります。利用当日のキャンセルはキャンセル料 が発生します。) 問合せ: 《こども未来部 こども支援課》 Tm: 027-212-8337 遠距離通学補助事業 対象者: 次のいずれかに該当する児童生徒 ①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に 通学していること ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通 機関を利用していること ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3km以上、生徒 にあっては5km以上あること。 内容:居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。 問合せ:《学務管理課 就学支援係》 Tel: 027-898-5812 住 空家等利活用ネットワーク事業 宅 対象者: 前橋市で一戸建ての空き家を探している人、所有している空き家の売買や貸借を考えてる人 支 内 容: 市に登録している不動産業者を紹介 援 問合せ: 《建築住宅課 空家利活用センター》 Tm: 027-898-6081 空き家バンク 対象者: 前橋市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する方 内容: 市内の空き家に関する情報の提供 問合せ: 《建築住宅課 空家利活用センター》 Tm: 027-898-6081 空き家対策補助制度:空き家活用リフォーム補助 対象者: 空き家を取得し自ら居住しようとする個人、空き家を取得し親族関係にある者に住宅として貸そ うとする個人、空き家を親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人 内容:交付金額は、対象となる工事費用の3分の1以内で、次の基本額と加算額の合計額とする。 なお、加算額の上限は50万円とする。 基本額 70万円 加算額 最大50万円 ① 居住誘導区域加算 居住誘導区域へ居住する場合、20万円 ② 転入加算 市外からの転入者1人につき、5万円 ③ 子育て世帯支援加算 中学校修了前の子がいる世帯の場合、10万円 ④ 二世代近居·同居加算 申請者もしくは配偶者の親または子の住宅から概ね1km圏内にある住宅に居住する場 合、30万円 問合せ: 《建築住宅課 空家利活用センター》 Tm: 027-898-6081 就 市民農園 農 業 対象者: 市内に居住又は通勤する農業者以外の者 支 体 内 容: 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 4,800円/年度 援 駭 駐車場・トイレ・水道あり。 問合せ: 《農政課 地域営農係》 Tel: 027-898-6703

事業名 (対象者・内容) 類 分 豊 農 新規参入者定着支援事業 支 業 ・本市に転入し、新たに専業で農業に参入する方 対象者: 爱 ・就農時点で55歳未満の方 4 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方 農家住宅等の月額家賃の1/2(上限2万円)を補助(2年間を限度とする) 詳細についてはお問合せください。 勍 問合せ: 《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL: 027-898-6733 そ 移住コンシェルジュの配置  $\sigma$ 対象者· 前橋市への移住を検討されている方 他 住まいや仕事探しをする際に、気軽に相談できる窓口として、移住コンシェルジュを配置して います。新たな土地への移住は、分からないことばかりで不安がつきものです。そんな時には、 内容: 移住コンシェルジュにご相談ください。 「一度、前橋市を訪れてみたい」という方も、コンシェルジュまでご相談ください。 ◇移住コンシェルジュ 鈴木 Tel: 080-6601-6569 E-MAIL: ijumaebashi@gmail.com 上記移住コンシェルジュ及び《観光政策課 スローシティ推進係》 Tu:027-257-0675 問合せ・ オンライン移住相談会 対象者: 前橋市への移住を検討されている方 オンライン移住相談会を毎月開催しています。月に2度、第1水曜日及び第4土曜日に開催してい ます 開催日以外でも、随時相談に対応しています。お気軽にお問い合わせください。 ◇相談予約 Tu: 080-6601-6569 (移住コンシェルジュ鈴木) E-MAIL: i jumaebashi@gmail.com 問合せ: 上記移住コンシェルジュ及び《観光政策課 スローシティ推進係》 Tel: 027-257-0675 前橋市創業センター

対象者: 前橋市で起業を目指す人や起業後間もない人

内容:「起業」に関する支援拠点で、低価格で利用することができるオフィスや、各種工作機器を使用

して自分のアイデアを試作することができるものづくりラボ等を備えています。また、当センターでは、事業が成功するように各種専門家の指導を受けることができるとともに起業に役立つ

各種セミナーや交流会、相談会を定期的に開催しています。

◇主な支援内容 : 各種施設利用 (インキュベーションオフィス・会議室等)

創業相談・経営指導 (申し込み無料・要予約)

創業や経営に役立つ各種セミナー (参加費用1回500円)

問合せ: 創業センター (前橋市千代田町2-7-10) 027-289-9666

### ジョブセンターまえばし

対象者: 求職中または在職中の若者や子育て中の方

内容: 若者や子育て中の方をメインターゲットとした就職支援施設です。ハローワークの職業紹介窓口

も併設しています。

また、令和4年10月からは、就職氷河期世代を対象に、集中的な支援を実施しています。

◇主な就職支援メニュー

・カウンセリングによる就職支援プログラムの作成

・就職活動に役立つ各種セミナー

・インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング

・子育て中の女性を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会

・就職後の悩み相談や、仲間づくり講座・スキルアップ講座による定着支援

◇その他

・施設の各部屋の貸し出し

◇開館時間:午前9時~午後9時

・就職支援窓口及びハローワーク窓口は午前9時~午後5時

◇休館日: 十曜·日曜·祝日·年末年始

問合せ: ジョブセンターまえばし (前橋市大渡町二丁目3-15)

·総合的就職支援窓口 (電話) 027-289-4634

·講座、施設利用窓口 (電話) 027-252-0500

・ハローワーク窓口 (電話) 027-256-9321

### 事業名 (対象者・内容) 額 ゲ そ 前橋市雇用拡大サテライトオフィス設置費補助金 $\mathcal{O}$ 対象者: 次のいずれにも該当するもの ・法人設立の日から3年以上経過している市外国内に本社のある会社 他, ・主たる業種が日本標準産業分類第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準のう ち、別表1記載業種に該当するもの(一部の業種、宗教活動等を目的とした事業など例外あり) ・本社所在地の市区町村税を滞納していないもの ・前橋市税を完納しているもの ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に批難されるべき関係を有していないもの ・サテライトオフィスの設置後、テレワーク業務を3年以上継続することが見込まれること ・補助金交付後、実績報告までの期間において1人以上の従業員がサテライトオフィスでのテレワーク業務 を宝施すること ・サテライトオフィスでのテレワーク業務の実績が分かる書類の提出を求められた場合に応じること 内 容: オフィス賃料 補助金上限額 20万円 ・中小企業 経費の2/3 • 大企業 経費の1/2 ※対象となる物件には、申請者である法人の役員等と物件を所有する物件を所有する法人の代表者が同一人 又は同居の親族でないことなど、一部要件があります 《産業政策課 雇用促進係》 Ter : 027-898-6985 問合せ: マイタク制度 対象者: 前橋市に住民登録があり、以下の要件いずれかに該当する方が対象です。 A · 年齢 7 5 歳以上の方 B:年齢65歳以上で運転免許証(普通・中型・大型免許)をお持ちでない方 C:下記の①~⑦のいずれかの該当者 ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護・要支援認定者、介護予 防・生活支援サービス事業対象者(総合事業)、⑥難病患者、⑦小児慢性特定疾病患者、⑧妊産 ※条件の詳細は、市のホームページをご覧いただくか、下記の連絡先にお問い合わせくださ 利用方法: ご利用には事前登録が必要です。 【登録に必要なもの】 ①マイナンバーカード、②上記Cの要件に該当する方は対象者であることの確認書類 【登録受付場所】 市役所本庁舎1階ロビー、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所のいずれか 内 容:・登録者が1名で乗車したときは運賃の半額を支援(ただし、1運行1,000円が条件) ・登録者が複数で乗車したときは1人1乗車につき最大500円を支援 例)2人で相乗り⇒1運行につき最大1,000円を支援 3人で相乗り⇒1運行につき最大1,500円を支援 4人で相乗り⇒1運行につき最大2,000円を支援 ※その他利用時間帯、利用回数等の詳細については、市のホームページをご覧いただくか、下 記の連絡先にお問い合わせください。 問合せ: 《交通政策課 新モビリティ推進係》 Ta:027-898-6263 マチスタント 対象者: まちなか(アーバンデザイン策定区域内)で、店舗やオフィスを開業する方 内 容: まちなかで何かをやってみたい方に対して、まちづくりの動きを紹介しながらの「まち歩き」や 補助制度のご案内など、さまざまな取り組みでサポートします。 そこから生まれる"つながり"や"発見"が、あなたがなにかやるときのヒントになるかもしれ ません、、、。 【まちなかで開業する際の補助制度】 ◇ まちなか開業支援補助金 まちなかで店舗や事務所等を開業する際に係る改修工事費や備品購入費の一部を補助します。詳 しい制度の内容は下記までお問い合わせください。 \*補助上限額は開業場所や営業形態により異なります。

Tel; 027-210-2188

問合せ: 《にぎわい商業課 商業振興係》

# 伊勢崎市

	令和6年6月時点
頁 分	事業名 (対象者・内容)
子	第3子以降学校給食費助成事業
育て	対象者: 1.同一世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(婚姻している子を除く)が3人以上いる保護者のうち、就学義務年齢にある第3子以降の児童生徒を養育していること
支援	2. 学校給食費に滞納がないこと 3. 生活保護や就学援助等から学校給食費の全部支給を受けていないこと
	内 容: 同一世帯内で3人以上の児童生徒を養育している保護者に対し、第3子以降の児童生徒の学校給 食費を助成
	ワクチン&子育てナビ
	対象者: 主に就学前の子どもの保護者
	内 容: 予防接種スケジュール管理システムや子育て情報の提供を行うモバイルサービス。スマートフォンや携帯電話などからインターネットを通じて、子どもの生年月日などを登録することで、適切な予防接種スケジュールを自動作成し、接種時期が近づくとメールでお知らせする。予防接種スケジュール管理機能のほかに、予防接種指定医療機関の検索や妊娠中の記録、子どもの成長記録、感染症情報、小児の休日夜間診療情報などの閲覧ができる。 ※登録料・利用料は無料、通信費用は利用者負担
	問合せ: 《健康づくり課 保健予防係》 Tm: 0270-27-2746
	おたふくかぜ予防接種費用助成事業
	対象者: 接種当日、市内に住民登録がある満1歳から4歳未満の子ども
	内 容: おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成回数は、1人1回、助成額は3,000円とする。
	問合せ: 《健康づくり課 保健予防係》Ta:0270-27-2746
	不妊治療費の助成
	対象者: 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人  ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦  ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録があること
	③医療保険関係各法における医療保険に加入していること ④他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと
	内 容: 不妊治療に要する医療費の一部を助成する(当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分の1 上限:年額10万円)。また、助成金の申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算5回を限度とする。
	問合せ: 《健康管理センター》 Tm: 0270-23-6675
	不育治療費の助成
	対象者: 不育治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不育治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住民登録が あること
	③医療保険関係各法における医療保険に加入していること ④他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと
	内 容: 不育治療に要する医療費の一部を助成する(当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分の 1 上限:年額20万円)。また、助成金の申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療 につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算5回を限度とする。
	問合せ: 《健康管理センター》 Tm: 0270-23-6675
	ファミリー・サポート・センター事業
	対象者: 子育ての手助けをして欲しい人 (利用会員) または子育てのお手伝いをしたい伊勢崎市に住民登録がある人 (援助会員)
	内 容: 利用会員からの依頼に応じてお手伝いをしたい人(援助会員)を紹介し、保育施設までの送迎や 預かりなど、保育施設では対応しきれない保育を有料(1時間700円~)で援助する。

問合せ: 《こども保育課》Tm:0270-23-6471

## 類 分 事業名 (対象者・内容) 住 伊勢崎市空き家情報バンク

対象者: 伊勢崎市内の空き家を売却又は賃貸を希望する人、空き家の所有者等と媒介契約を締結した協力

事業者

宅

支援

内 容: 管理不全な空き家の発生を予防し、空き家の利活用の推進を図るため、市が群馬県宅地建物取引

業協会や全日本不動産協会群馬県本部などと協力し、市内の空き家の情報を発信する。

問合せ: 《住宅課 空家対策係》 Tm: 0270-27-2797

### 移住者支援空き家改修補助事業

対象者: 市外から移住するために空き家を改修する人で、次の要件を満たすもの

- ・申請日から起算して1年以上市外に居住している人又は、申請日前、おおむね1年以内に移住を 目的として市内の共同住宅又は長屋へ転入した人で、転入日から起算して過去1年以上市外に居住 していた人
- ・補助対象空き家の所有権を有すること、又は実績報告書の提出日までに補助対象空き家の所有 権を取得する見込みがあること
- ・令和5年度内に本市に転入届を提出し、補助対象空き家への居住を開始すること
- ・令和5年度内に補助対象空き家に居住を開始し、実績報告書の提出日から10年以上補助対象空き家に居住すること
- ・市税等の滞納がないこと

内 容: 市外からの移住・定住の促進及び空き家の利活用による地域活性化を図るため、市内の空き家を 改修し、移住する人に対して予算の範囲内で改修工事費用の一部を補助する。

- ・補助金額 補助対象経費の2/3 (千円未満切り捨て)
- ・補助限度額 200万円
- ・補助額内訳 基本額 120万円

加算額 次の①~③の合計額(最大80万円)

①2人以上世帯の場合 40万円

②子育て世帯の場合 中学校修了前の子ども1人につき10万円 (上限30万円)

③空き家バンク登録住宅の場合 10万円

※補助の対象となる改修工事費の2/3を超える補助は不可

- ・対象住宅 補助金の申請日時点でおおむね1年以上居住されていない住宅
- ・対象工事 空き家の機能又は性能の維持、向上させるための修繕・模様替え及び設備改善等を 行う工事で、原則として市内事業者が施工するもの
- 申請受付期間 令和6年5月8日(水)~11月29日(金)

問合せ: 《住宅課 空家対策係》 Tm: 0270-27-2797

#### 浄化槽設置に対する補助

対 象: これから浄化槽を設置するもので、次の要件を満たすもの

- ・既存の単独処理浄化槽、くみ取り槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置するもの (※撤去できないやむを得ない理由がある場合を除く)
- ・設置する合併処理浄化槽が窒素または、窒素およびリン除去能力のある高度処理型浄化槽
- ・環境省の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たすもの
- ・設置する合併処理浄化槽の大きさが10人槽以下のもの
- ・浄化槽を使用する建物が申請者が居住するための専用住宅(小規模店舗併用住宅を含む)
- ・申請者が、過去に合併処理浄化槽の設置補助金の交付を受けていない
- ・申請者が、公共事業等に係る合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽等の補償を受けていない
- ・浄化槽を設置する場所が、公共下水道・農業集落排水の供用開始区域外、市設置型浄化槽の 整備区域外
- ・市税等の滞納がないこと

内 容: 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する(①転換設置+宅内配管+撤去費(単独浄化槽):5人槽77万円、7人槽80万円、10人槽83万円・②転換設置+宅内配管+撤去費(くみ取り槽):5人相74万円、7人槽77万円、10人槽80万円・③準転換設置(単独処理浄化槽等の撤去不可)+宅内配管:5人槽45万円、7人槽48万円、10人槽51万円・④建替等設置:5人槽25万円、7人槽28万円、10人槽31万円

問合せ:《資源循環課清掃企画係(清掃リサイクルセンター21内管理棟2階)》 1 12:0270-27-2732

※詳しくは、伊勢崎市ホームページ(「いせさきぐらし」

https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki\_life/index.html) をご覧ください。

### 事業名 (対象者・内容) 類 ゲ 住 十地区画整理地内の保留地の公売 宅 支 援

対象者: 原則として土地売買契約から30日以内に土地代金の全額を払込みできる人

内 容: 区画整理によって生み出された保留地(西部地区・東部第二地区・茂呂第一地区)を住宅用地と

して販売

問合せ: 《区画整理課 換地補償係》 Tel: 0270-27-2771

### 市有地の売払い

対象者: 次の要件を満たす人

・個人または法人

・代金の支払い能力がある人(市、県民税を滞納していない人)

・伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号(暴力団、暴力団員等)の規定に該当しない人

内 容: 利用予定のない市有地の売払いを行う。

問合せ:《管財課管財係》 Tu:0270-27-2703 《都市計画課》 Tel: 0270-27-2767

### 市営住宅の紹介

対象者: 入居申込みができる人は次の要件を満たす人

・現在住宅に困窮していることが明らかな人

・同居者がある場合は親族(配偶者等及び3親等以内の血族または1親等以内の姻族)であるこ

・単身で入居する場合は、身元引受人1人をつけられる人

・世帯の全員が市民税等を滞納していないこと

・世帯の全員が暴力団員ではないこと

・入居に際して、敷金(家賃3か月分)を納められる人

・市が定める収入基準に当てはまる人

内容: 市営住宅の募集を、原則として年3回(6月・10月・2月の上旬)行い、募集ごとに、広報や市ホー

ムページにて入居条件や募集住戸等について紹介

※随時募集を行っている住宅もあり

《住宅課 住宅管理係》 Ты: 0270-27-2764

※詳しくは、伊勢崎市ホームページ (「いせさきぐらし」

https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki\_life/index.html) をご覧ください。

### 住宅リフォーム助成事業

対象者: ・市内に住民登録のある人

・対象住宅(平成26年以前に建築した住宅)に令和5年4月1日時点で2年以上継続して居住する個 人住宅の所有者

・市税を滞納していない人

・令和5年の合計所得金額が700万円以下の人

・令和4年度、令和5年度に本事業の助成を受けていない人

内 容: 居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者 に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成する。

・助成金額 助成対象経費の30% (千円未満切り捨て)

・補助限度額 10万円

・対象住宅 平成26年以前に建築され、令和4年度、令和5年度に本事業の助成を受けていない、 申請者が所有・居住している市内の住宅

・対象工事 住宅本体と内部の修繕・機能向上を目的とした、対象経費10万円以上の工事

・申請受付期間 令和6年5月20日(月)~6月14日(金)

問合せ:《住宅リフォーム窓口》 🔟:0270-23-7381 《商工労働課 商工振興係》 🛍:0270-27-2754

※詳しくは、伊勢崎市ホームページ(「いせさきぐらし」

https://www.city.isesaki.lg.jp/isesaki\_life/index.html) をご覧ください。

### 事業名 (対象者・内容) 額 ゲ そ 創業促進サポート補助金 0 対象者: 市内で新たに創業する人で次の要件を満たす人 ・市内において当該補助金の申請年度内に創業する人 ・市税を滞納していない人 他, ・個人が事業を開始する場合にあっては創業時において市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている人。新たに会社を設立し事業を開始す る場合にあっては、会社の代表者となり、市内に事業所を会社の本店または主たる事務所として 法人登記を行う人 ・伊勢崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けた人 ・創業に際して、法令等に基づく資格又は許認可が必要な業種については、交付申請時において 既に取得している、または取得することが確実と見込まれる人 ・交付申請時において他の法人の代表または役員の職にない人 ・3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則として週30時間以上営業を行う人 ・事業所の設置について商工会議所、商工会、近隣商店街等への情報提供することに同意し、市 ホームページ等で創業情報を公開することに同意する人 ・伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第3号および第4号に規定する者で ない人 ・過去に補助金の交付を受けていない人 内容: 市内における創業を促進することで地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する人に対 し、創業時に必要となる各種経費の一部について、予算の範囲内において補助する。 ・補助率 補助対象経費の2分の1以内(ただし、1,000円未満は切り捨て) ・補助限度額 100万円 (ただし、市が指定する中心市街地区域で創業する場合は150万円) ・補助対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進に係る経費など ・募集期間 前期 令和6年4月1日 (月) ~令和6年9月30日 (月) 後期 令和6年10月1日(火)~令和7年1月31日(金) ※各期とも予算上限に達し次第終了令和6年4月1日(月)~予算額到達まで 《商工労働課 商工振興係》 Tm:0270-27-2754 ※詳しくは、伊勢崎市ホームページ(「いせさきぐらし」 問合せ: https://www.citv.isesaki.lg.jp/isesaki life/index.html) をご覧ください。 中小企業活性化資金の融資 対象者: 次の全ての条件を満たす中小企業者 ·中小企業信用保険法で定める特定中小企業者で、市税を完納していること ・(法人の場合) 市内に主たる事業活動を行う店舗、工場または事業所を登記していること (個人の場合) 市内に1年以上居住していること ※着工後および購入後の融資は対象外、創業者(創業から1年未満の人を含む)は保証必須 内 容: 資金使途 運転資金、設備資金 ※3,5,7ナンバーの車両(普通乗用車、小型乗用車)は不可 融資限度額 運転資金1,500万円 設備資金3,000万円 融資利率 · 運転資金年利1.7%以内(信用保証付 1.3%以内) 特別融資利率適用(前年比5%以上の売上減)の場合は年利1.5%以内 (信用保証付 1.1%以内) ・設備資金年利1.7%以内(信用保証付1.3%以内) ※創業者(事業開始から1年未満の者含む)は保証必須 運転資金 6年以内 【うち据置1年以内】 設備資金 8年以内 【うち据置1年以内】 融資期間 ※新築及び増改築の場合は10年以内(うち据置1年以内) 問合せ: 《商工労働課 融資労政係》 Tel: 0270-27-2755

# 渋川市

令和6年6月時点

類 ゲ 事業名 (対象者・内容) 子 幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化 育 対象者: 渋川市居住の児童 7 内容:保育料無料(国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 支 問合せ: 《こども支援課 保育幼稚園係》 Tm: 0279-22-2415 援 公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業 対象者: 公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者 内 容: 公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助 問合せ: 《こども支援課 保育幼稚園係》 Tm: 0279-22-2415 学校給食費全額公費負担 対象者: 渋川市立小中学校に通う児童生徒 内 容: 児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ: 《教育総務課 学校給食係》 Tm: 0279-22-0132 遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業 対象者: 遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者 内 容: 通学費全額補助 問合せ: 《教育総務課 管理係》 Tm: 0279-22-2076 奨学会貸与事業 対象者: 本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者(高等学校、 中等教育学校(後期課程)、大学、短大、高等専門・専修(高等課程又は専門課程)学校に入学・在 内 容: 奨学金を無利子で貸与 ○高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 月額10,000円以内 ○高等専門学校 月額15,000円以内 ○大学、短大、専修学校(専門課程) 月額35,000円以内 問合せ: 《教育総務課 管理係》 Tm: 0279-22-2076 県産木製品の出生祝い品贈呈 対象者: 市内に住所を有する乳幼児 内容: 県産材を使用した木製品(積み木)を6か月児健康相談時に出生祝い品として贈呈 問合せ: 《環境森林課 森林・気候変動対策係》 🔟: 0279-22-2114 ブックスタート事業 対象者: 6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内容: 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健セン ターで実施する6か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭 での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立ててもらう。 問合せ:《市立図書館》 Tel.: 0279-22-0644 不妊治療費助成事業 渋川に1年以上住所を有する夫婦(夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可)で、医療保険 対象者: 加入者、かつ市税の滞納をしていない人 内容: 特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用の1/2を助成 ○特定不妊治療 上限10万円、1年度内に申請2回 ○一般不妊治療 上限5万円、1年度内に申請1回 \*同じ年度内に特定不妊治療か一般不妊治療のいずれか一方の申請が可 問合せ: 《健康増進課 管理·予防係》 Tu: 0279-25-1321

#### 

内容: 不育症の検査及び治療に要する費用(群馬県の助成を受けた場合はその残額)の1/2を助成

・上限30万円 申請回数通算5回

問合せ: 《健康増進課 管理・予防係》 Tm: 0279-25-1321

住宅エコリフォーム支援事業

対象者: 市内在住者

内容: 住宅のエコリフォームに対し補助金を交付。

補助率:20万円以上の補助対象工事費に対し1/20を補助、限度額は10万円

問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tm: 0279-22-2072

空家活用支援事業

支

援

住

宅

支

援

対象者: 空家の所有者、または空家を取得し居住する目的でリフォームする者

内容: 空家のリフォームに対し補助金交付

補助率:20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円

市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯、パートナーシップ宣誓世帯、居住誘導区域内にある空

家をリフォームする者に該当する場合は、補助額に20万円を加算

(加算額を含む最大50万円補助)

問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tm: 0279-22-2072

### 移住者住宅支援事業

対象者: 住宅を取得して市外から転入する者

内 容: 助成額:一律10万円。下記要件を満たすことで加算(加算額を含む最大150万円)

また、<u>市内居住誘導区域または過疎地域(伊香保、小野上、赤城地区)に住宅を</u> 取得し、一定の条件を満たす方については下記加算額とは別に100万円を加算

・若者支援(申請者(所有者)が40歳未満10万円、30歳未満20万円)

・新築市内業者利用(30万円)

・中古住宅取得(10万円、空き家バンク利用30万円)

·普通自動車運転免許取得支援(20万円)

・ペーパードライバー講習受講支援(上限3万円)

・テレワーク勤務支援(20万円)

・県外勤務支援(20万円)※テレワークとの併給不可

・県外移住者支援(20万円)

· 県外被災者移住支援(30万円)

・居住誘導区域加算(20万円)

・過疎地域加算(10万円)

※100万円の加算条件については問合せ先までお問合せください

※各種証明書の提出が必要です。

※申請年度内において当市の「新生活応援事業助成金」又は「移住支援金」交付を受けている方 は申請不可

問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tm: 0279-22-2401

#### 住宅地等の売払い

対象者: 渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人

内 容:分譲地や未利用の土地の売払い

問合せ: 《財産活用課 資産経営係》 TEL: 0279-22-2150

### 空き家相談事業

対象者: 市内の空き家空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空

き家空き地の賃貸借又は売買を求める者。

内 容:毎月第二木曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談につ

いて、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会等の宅地建物取引士が対応。

問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tu:0279-22-2401

類 分	事業名 (対象者・内容)
住	
宅支援	対象者: 渋川市内の空き家を買いたい(借りたい)方あるいは売りたい(貸したい)方 内 容: 市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録:随時募集中】 問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Ta:0279-22-2401
	対象者: 渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する方内 容: 家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。 問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Ta: 0279-22-2401
農就	市民農園
	対象者: 市内在住で農業者以外の者 内容: 渋川地区 30㎡×141区画 3,000円/年度、 赤城地区 50㎡×74区画 3,000円/年度、北橋 地区 50㎡×30区画 3,000円/年度 【利用期間:1か年度間】 問合せ: 《農政課 振興係》 Tm:0279-22-2593
就	<b>_</b> しぶかわde創業チャレンジ支援事業
業 · 創 業	対象者: 市内で新たに創業する者 内 容: 創業に要する費用について、改修費等の補助対象経費の1/2、上限額50万円 ※都市機能誘導区域内で創業する者は、限度額を最大で10万円加算し、上限額60万円 詳細は下記問合せ先までお問合せください。
支	問合せ:《 <u>産業政策課 商工・産業振興係</u> 》 Ta: 0279-22-2596
援	インターンシップ等推進補助金
	対象者: 渋川公共職業安定所に届出を提出しており、求職活動の一環として、2日間以上のインターンシップ等を学生又は30歳未満の若手求職者に実施する市内事業所 内 容: 求職中の学生又は若手求職者をインターンシップ等を受け入れた市内事業者に対して、1人1日当たり1,000円を10日間を限度に支給する。 ※障害者のインターンシップ等を受入れた場合は、1人1日当たり3,000円を10日間を限度に支給する。
	問合せ: 《産業政策課 商工・産業振興係》 Tm: 0279-22-2596
	新規学卒者就業定着奨励金 新規学卒者就業定着奨励金
	対象者: 渋川市内在住者で、大学院、大学、短期大学、専門学校、高等学校等を卒業した年に雇用された 新規学卒者であること等
	内 容: 令和6年4月1日以降に市内事業所へ就職し、6カ月以上継続して勤務している市内在住の新規 学卒者に、5万円分相当の渋Payポイントを付与する。 ※新規学卒者の内、渋川市出身の大卒Uターン者の場合は「Uターン奨励加算」として3万円分 のポイントを追加する。
	問合せ: 《産業政策課 商工・産業振興係》 Ta: 0279-22-2596
その	新生活応援事業
他	対象者: 婚姻又はパートナーシップ宣誓(以下「婚姻等」という。) を機に渋川市内において新生活を開始した世帯
	内 容: 渋川市で婚姻等をし、婚姻の日から前後6か月以内に双方の住所変更を伴い、新生活を開始した 世帯員全員が40歳未満の世帯に、1世帯あたり10万円、他市町村から転入した場合はお一人につ き5万円加算し、最大20万円を助成します。 ※申請年度内において当市の移住者住宅支援事業助成金又は移住支援金交付を受けている方は申 請不可
	問合せ:《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tal:0279-22-2401

類 分		事業名 (対象者・内容)
そ	移(	全希望者お試し滞在費支援事業
<i>O</i>		対象者: 本市への移住検討中で移住に向けた準備として本市へ訪れて市内の宿泊施設に2連泊以上する人
他		内 容: 当市の宿泊に要した宿泊費について、大人(中学生以上)5,000円/人、こども(小学生)2,500円 /人の補助をします。(1世帯あたり2万円上限)滞在期間初日の14日前までに補助金の交付申請書 等の書類を提出してください。 ※未就学児は対象外です。
		問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tu:0279-22-2401
	才	ンライン移住相談
		対象者: 本市への移住を検討中の方
		内 容: 毎週火曜日の午後(14:00-16:30) にオンライン移住相談を実施(要予約)料金は無料です。渋川市公式ホームページから申込みもしくは下記問合せ先まで御連絡ください。 ※通信費は御相談者負担となります。wi-fi環境推奨 ※オンライン移住相談システム「ZOOM」を使用します。 ※一回の相談目安は30分です。
		問合せ: 《市民協働推進課 移住定住支援係》 Tm: 0279-22-2401
定	居1	· 注誘導区域定住促進事業
住	, ,	対象者:居住誘導区域内で住宅を取得する市民
接		内 容:補助額:一律20万円。下記要件を満たすことで加算(加算額を含む最大60万円) ・若者加算(申請者又は配偶者等が40歳未満5万円、30歳未満10万円) ・子育て加算(同一世帯の15歳以下の子ども1人につき5万円) ・区域外加算(5万円) ・地区加算(10万円) ・ハザード加算(10万円) ・耐震加算(10万円)
		問合せ: 《都市政策課 計画係》 Tu:0279-22-2073
	県2	外通学学生応援事業
		対象者: 渋川市内から東京圏(東京都、神奈川県、千葉県)に所在する大学に通学する大学生又はその親
		内 容: 令和6年4月1日以降にJR等が発行する通学定期券を利用し、渋川市内から東京圏(東京都、神奈川県、千葉県)の大学等に通学する大学生又はその親に対し、通学定期代金の一部を補助し、経済的負担を軽減することで市内での定住の促進を図るもの補助金額:新幹線等利用あり:1万円/月(年間12万円上限)新幹線等利用なし:5千円/月(年間6万円上限)
		問合せ: 《市民協働推進 移住定住支援係》 Tm: 0279-22-2401

# 棒東村

令和6年6月時点

事業名 (対象者・内容) 類分 子 子育て支援センター(保育園・認定こども園) 育 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 7 内 容: 村内各保育園・認定こども園にて、育児相談・ふれあい保育等の実施 月曜日〜金曜日 午前9時〜正午/午後1時〜4時(無料) 支 (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。) 援 コアラクラブ(榛東北部保育園) 版:0279-54-2900 問合せ: ひよこクラブ (榛東中央こども園) Ta:0279-55-0008 コスモスクラブ (榛東南部こども園) Ta:0279-54-2572 わくわくクラブ(ひこばえ保育園) Tu:0279-26-9821 子育て支援(幼稚園) 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 内 容: 村内各幼稚園にて、子育て支援センターの開放、育児相談等の実施 月曜日〜金曜日 午前10時〜11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。) 問合せ: にこにこクラブ(榛東村立北幼稚園) Tm:0279-54-3211 たんぽぽクラブ(榛東村立南幼稚園) Tu:0279-54-7877 保育施設(保育所・認定こども園)保育料の無料化(新) 対象者: 榛東村居住の児童 内容:保育料無料(国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 問合せ:保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL:0279-26-2494 母子保健事業 (子育て支援) 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 内 容: 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育てサロン「アイアイ」(親子で紙芝居や手遊び、歌などの遊び) ・すくすく教室(計測、離乳食相談、母乳相談、ベビーマッサージやリトミックなどの実施) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本の配布) ・子育て世代包括支援センター (妊娠・出産・子育てにかかわる相談) ・産後ケア事業 (委託医療機関での母子のケアや育児支援) 問合せ:《健康保険課 保健相談センター》 Ta:0279-70-8052 産前・産後サポート 対象者: 村内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 内 容: 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、 掃除等の家事援助、育児相談を実施 ※渋川市、吉岡町と共同実施(ファミリー・サポート・センター) 時間 午前9時~午後6時まで(1日2時間までの利用) 料金 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで) Tel: 0 2 7 9 - 2 6 - 2 4 9 4 問合せ:《住民生活課 児童福祉係》 第3子以降給食費補助事業 対象者: 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の未就学児 内 容: 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子どもが3人以上いる場合で、3人 目以降の子どもが榛東村内の保育園・認定こども園又は榛東村立の幼稚園入園されている場合、 給食費について村が負担 保育園・認定こども園 問合せ: 《住民生活課 児童福祉係》 1点:0279-26-2494 幼稚園 《学校給食センター》 Tu:0279-54-2629

### (対象者・内容) 事業名 類 分 子 学校給食費無償化事業 苔 対象者: 村内の小学校・中学校へ通っている児童・生徒 7 内容: 村立小学校・中学校給食費の全額について村が負担 支 援 アレルギー等対応補助事業 対象者: アレルギー等の理由から給食の提供を受けていない村内の小学校・中学校へ通っている児童・生 内 容: 村立小学校・中学校給食費相当額を補助金として交付 問合せ:《学校給食センター》 Tm:0279-54-2629 福祉医療 対象者: 高校生相当までの子ども及び母(父)子家庭等 内容: 高校生相当までの子どもの保険適用の医療費(入院・外来ともに)無料 問合せ:《健康保険課 福祉医療係》 1点:0279-26-2513 任意予防接種費用一部助成 対象者: 次の予防接種を受ける幼児及び保護者 おたふくかぜ…1歳以上5歳未満 内 容:対象年齢の幼児が、該当の予防接種を受けた場合、自己負担の一部を助成(1人1回のみ上限 3,000円) 問合せ:《健康保険課 保健相談センター》 Ta:0279-70-8052 予防接種モバイルサービス 対象者: 村内の乳幼児及び保護者 内 容: お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知 らせする。また、乳幼児健診を電子メールでお知らせする。 不妊·不育治療費助成事業 対象者: 次のいずれにも該当する方 ・法律上の婚姻関係にある夫婦であること。 ・夫婦の双方又はどちらか一方が、申請日に榛東村に住所があること。 ・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。 ・税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 内 容: 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育症治療(検査費用を含 む)の2分の1(千円未満は切り捨て)を助成(治療の種類によって、助成上限額と助成回数が異な る。) 住 勤労者住宅建設資金利子補給制度 宅 対象者: 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得 支

問合せ: 《産業振興課 商工労働係》  $\mathbb{L}$  : 0 2 7 9 - 2 6 - 2 5 5 9

た額の利子補給を3年間受けることができる。

援

内 容: 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金

融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算し

### 事業名 (対象者・内容) 類 分 住 太陽光発電補助金制度 宅 対象者: 次のいずれにも該当する方 (法人を除く。) ・村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。(発電システムの設置完了日又は発電システム付き住宅 支 援 の購入日から1年以内のものに限る。) ・税金等(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 内容: 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円ま で)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで) 問合せ:《住民生活課 環境衛生係》 Tel: 0 2 7 9 - 2 6 - 2 4 9 4 空き家除却補助金 対象者: 空き家を除却し、跡地に住居を新築する方で、次のいずれにも該当する方 ・新築した住居に、10年以上、住所を定めること。 村税に滞納がないこと。 ・暴力団等と関わりがないこと。 内 容: 補助対象費用の2分の1(村内業者施工の場合:上限50万円、村外業者施工の場合:上限25 万円) 問合せ:《建設課 建築係》 Tel: 0 2 7 9 - 2 6 - 2 6 0 9 空き家リフォーム補助金 対象者: 空き家をリフォームする方で、次のいずれにも該当する方 ・リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めていること。 村税に滞納がないこと。 ・暴力団等との関わりがないこと。 内 容: 補助対象費用の2分の1 (上限50万円、条件により定住加算有り) 問合せ:《建設課 建築係》 Tu:0279-26-2609 市民農園の設置 農 就 業 対象者: 農業従事者以外の方 豊 付 内 容: 野菜や草花を栽培していただき、自然にふれあうことで農業の楽しさや理解を深めるとともに、 支 他の利用者とのふれあいや協力を通じて、交流を深めることを目的として、市民農園を貸出して いる。 爱 問合せ:《産業振興課 農政係》 Ты:0279-26-2559

# 吉岡町

令和6年6月時点

頁 ゲ 事業名 (対象者・内容) 子 子どもの医療費無料化 育 対象者: 18歳の年度末まで 7 内 容:保険診療による自己負担分を助成する制度です。 支 問合せ: 《住民課 保険室》 Tm: 0279-26-2249 援 幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化 対象者: 吉岡町居住の児童 内容:保育料無料(国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象) 問合せ:《健康福祉課 子育て支援室》 Tel: 0279-26-2248 産前・産後サポート事業 対象者: 町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がいない妊産婦 ※産後4ヶ月~1年の産婦は在宅が条件 内 容: 家事援助 (通常的な食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等) 育児援助(授乳、おむつ交換、沐浴介助等) 【利用時間】午前9時から午後6時まで(1日2時間までの利用) 【利用料金】3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 (最大30回まで) (多胎の場合は最大60回まで) 問合せ: 《健康福祉課 子育て支援室》 Tal:0279-26-2248 ファミリーサポート事業(吉岡町・渋川市・榛東村との合同実施) 対象者: 概ね生後3か月から中学3年生までのお子さんのいる保護者 内 容: 家事育児援助(保育園、学校等の開始時間までの預かり、送迎、学校行事の際の預かり等) 

 午前7時から午後7時まで 700円/1時間

 上記以外の時間 800円/1時間

 午前7時から午後7時まで 800円/1時間

 上記以外の時間 900円/1時間

 上記以外の時間 900円/1時間

 【利用時間と料金】平日 平日 土日祝日 午前7時から午後7時まで 土日祝日 上記以外の時間 【割引チケット】 1か月につき200円のチケットを4枚発行。(800円分) ※1回の利用につき2枚まで使用可能。 問合せ: 《健康福祉課 子育て支援室》 Tm: 0279-26-2248 学校給食費補助 対象者: 町内の小中学校に通う児童・生徒 内容: 1人当たり年10,450円を補助する制度です。 問合せ: 《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 1回:0279-54-3225 第3子以降学校給食費無料化(免除)事業 対象者: 次の全てに該当する保護者 ① 生計を一にしている子を3人以上養育していること。 (18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者) ①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在 籍していること ③ 生活保護費または就学援助費を受給していないこと。 ④ ③以外で給食費相当額を受給していないこと。 学校給食費の滞納が無いこと。 内 容: 対象者からの申請により、対象となる児童及び生徒が、町立学校在学の場合学校給食費を免除す る。 問合せ: 《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 Tm: 0279-54-3225

類 分	事業名 (対象者・内容)
子	チャイルドシート購入補助
育て	対象者: 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。(ただし、購入 から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。)
支援	内 容:安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格(消費税含む)の2分の1 (千円未満切捨、上限 8,000円)を補助する制度です。
	問合せ: 《総務課 協働安全室》 Tu: 0279-26-2243
	ヘルメット購入費補助
	対象者: 吉岡町内に住所を有している方で、申請年度に15歳から18歳に達する方(中学3年生~高校3年生)またはその保護者。(ただし、購入から1年以内に申請した方に限る。)
	内 容: 安全基準を満たすヘルメットの購入価格(消費税含む)の2分の1 (100円未満切捨、上限2,000円) を補助する制度です。
	問合せ: 《総務課 協働安全室》 Tm: 0279-26-2243
	高校生等公共交通通学支援事業
	対象者: 町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。 (ただし、町税を滞納していない方に限る。)
	内 容: 同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5,000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10,000円以上の場合、1ヶ月あたり2,000円を補助する制度です。
	問合せ:《企画財政課 企画室》 Tu:0279-26-2241
住	勤労者住宅資金利子補給事業
宅支援	対象者: 金融機関から資金の融資を受けて、町内に自身が居住するための専用住宅を新築または新築住宅 を購入した給与所得者(被雇用者)を対象に利子補給を行います。(町税の滞納がないこと等の 条件や申請期間等の制約があります。)
JX	内 容: 対象金額は専用住宅建築又は新築住宅購入に係る融資額のうち1,000万円までとし、年利1.0%までの支払利子額を限度に、元金の返済開始から1年間分の利子補給を受けられます。
	問合せ: 《産業観光課 産業振興室》 Tu:0279-26-2280
	空き家バンク
	対象者: 吉岡町内に移住を希望される方
	内 容:町内の空き家物件の情報をホームページに掲載
	問合せ:《建設課 都市建設室》 Tu:0279-26-2278
そ	家庭用生ごみ処理機器購入費補助
の他	対象者: 町内在住で、町税を滞納していない方。 (ただし、購入した日から6ヶ月以内に申請した場合に限る。)
	内 容:購入額の2分の1に相当する金額を補助(100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨て た金額)
	・生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター):上限3,000円 ・電動式生ごみ処理機 :上限20,000円 (ただし、電動式生ごみ処理機の購入に対する補助金は、1世帯につき1回限り。)
	問合せ: 《住民課 住民環境室》 Ta : 0279-26-2245

### 事業名 (対象者・内容) 額 ゲ そ タクシー運賃等助成事業 $\mathcal{O}$ 対象者: 吉岡町に住民登録があり、申請日において①~③のいずれかに該当する方 他, ①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方(自主返納及び失効している方も含む) ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持して いろ方 内容:発着地のいずれかが吉岡町である場合のタクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券 を、申請者1人につき年間最大72枚(申請日に応じた枚数)一括交付する制度です。1回の乗車 につき4枚まで使用可能です。助成券利用者が複数人で乗る場合は、1人2枚まで使用可能。 Tel: 0279-26-2241 問合せ:《企画財政課 企画室》 吉岡町高齢者ICカード乗車券の利用に係る運賃助成事業 対象者: 町在住で申請日時点で年齢満65歳以上の方。(吉岡町税に滞納がない方に限る。) 内 容: 利用者本人の名義のICカード乗車券を用いて支払った乗合バスの運賃を助成する。乗合バス以外 のご利用やコンビニ等での支払いは対象になりません。ICカード乗車券運賃助成事業の利用登録 後の支払いのみ対象となります。助成金額は、助成の対象となる費用1,000円につき200円(1年度 あたり8,000円が限度)です。 問合せ: 《企画財政課 企画室》 Ta: 0279-26-2241 住宅用太陽光発電システム等設置補助 次のいずれにも該当する方 ・町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・自ら居住する住宅(住宅が共有名義の場合は、共有者全員の同意を得たもの。)に発電システ ムまたは蓄電システムを設置したこと。 ・電力会社との電力受給契約を締結しており、発電システムは電力受給開始日、蓄電システムは 保証開始日から6か月以内に申請書が提出されたもの。 【発電システム】 ・低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の最大出力の合計値及びパワーコンディショナー の定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの。 ・起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの。 未使用なもの。 【蓄電システム】 ・蓄電容量の合計が1kWh以上であること。 ・常時発電システムと接続していること。 未使用なもの。 ※ 法人・集合住宅及び店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象 になりません。 ※ 補助金の交付は各システムごとに1回限りとします。 内容:【発電システム】 太陽電池モジュールの公称最大出力(少数点以下第3位切捨て)1kWあたり2万5千円(上限1 0万円。千円未満切捨て) 【蓄電システム】 一律5万円

Tel: 0279-26-2245

問合せ:《住民課 住民環境室》

## 玉村町

令和6年6月時点

事業名 (対象者・内容) 領 分 7 特定教育,保育施設等(保育所等) 第2子以降保育料無償化 育 対象者: 保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 7 内容:第2子以降の児童に係る保育料を、申請により無償化します。 支 問合せ:《子ども育成課 保育係》 Tel: 0270-64-7719 援 第2子以降副食費無料化 特定教育・保育施設等(保育所・幼稚園・認定こども園) 対象者: 保護者及び対象児童が玉村町に住所を有していること。子どもが2人以上いること。 内容:第2子以降の児童に係る副食費を、申請により無料化します。 《子ども育成課 保育係》 Tel: 0270-64-7719 問合せ: 《学校教育課 庶務係》 Tel: 0270-64-7713 小中学生給食費全額補助 対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容: 学校給食費の全額補助 問合せ: 《学校給食センター》 Tm: 0270-65-6706 おたふくかぜ予防接種費用助成事業 対象者: 1.接種者が接種日当日に町内に住民登録をしていること 2. 玉村町・伊勢崎市の実施医療機関で接種しているこ 3. 満1歳から小学校就学前年度の3月31日までの幼児 内容: おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成する。助成額および助成回数は、1人1回、助成額は3,000 円とする。 問合せ: 《保健センター》Tm: 0270-64-7706 不妊治療費の助成 対象者: 不妊治療を行っている夫婦で、次の要件を満たす人 ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦 ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き玉村町に住民登録があ ③医療保険法における医療保険に加入していること ④玉村町の町税及び国民健康保険税に滞納がないこと ⑤他の地方公共団体から同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていないこと 不妊治療に要する医療費の一部を助成する(当該年度内の不妊治療に要する自己負担額の2分 内 容: の1 上限:年額10万円)。また、助成金の申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)につき1回とし、助成回数は、同一夫婦について通算5回を限度とする。 問合せ:《保健センター》 Tel: 0270-64-7706 母子保健事業 対象者: 町内の乳幼児及び保護者 内 容: 玉村町保健センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育て・離乳食相談(乳幼児身体計測・育児相談・妊産婦相談・離乳食相談・お口の相談) ・ブックスタート(4か月児健診、1歳半健診時に絵本の配布) 問合せ: 《保健センター》 Tm: 0270-64-7706 こども家庭センター事業 対象者: 町内に在住する妊産婦及び18歳までのこどもとその家族 内容:・妊娠、出産、子育てに関する相談 ・こどもの発達に関する相談 ・産後ケア事業 (委託医療機関での母子ケアや育児支援) 問合せ: 《こどもまんなかセンター にじいろ》 Tm:0270-27-8626

	<u> </u>
類 分	事業名の対象者・内容)
住口	木造住宅耐震改修補助金事業
宅	対象者: 旧耐震基準で建築された木造住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満住宅の所有者
支	内 容: 耐震改修費用の1/2以内で上限80万円
援	問合せ: 《都市建設課 住宅政策係》 Tm: 0270-64-7707
	文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金
	対象者: 文化センター周辺住宅団地の宅地売買契約を締結し、①~のいずれにも該当するもの
	① 世帯の市町村民税等の滞納がないこと
	② 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅の建築工事請負契約を締結することを確約すること ③ 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋またはこれに準ずる者でないこと
	内 容: 1棟につき5万円を交付
	問合せ: 《都市建設課 まちづくり係》 Tu:0270-64-7707
	住宅用太陽光発電システム設置補助金
	対象者: 町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす太陽光発電システムを設置した方、または町内に おいて自ら居住するため補助金要綱を満たす発電システム付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 ・世帯員全員の町税の未納がない方。
	内 容: 発電システムの発電出力(小数第2位以下切捨て)1kWあたり1万円。上限5万円。
	問合せ: 《環境安全課 環境政策係》 Tm10270-64-7708
	住宅用蓄電池設置補助金
	対象者: 町内の自ら居住する住宅に補助金要綱を満たす蓄電池設備を設置した方、または町内において自ら居住するため補助金要綱を満たす蓄電池付き新築住宅を購入した方。 ・過去に当補助金の交付を受けていない方。 ・世帯員全員の町税の未納がない方。
	内容:蓄電池の蓄電容量(小数第2位以下切捨て)1kWあたり1万円。上限5万円。
	問合せ: 《環境安全課 環境政策係》 Ta 0270-64-7708
	家庭用生ごみ処理機設置補助金
	対象者: 町内在住で、世帯員全員の町税の未納がない方。
	内 容: 購入金額の2分の1の額(100円未満切捨て)とし、上限15,000円。
	問合せ: 《環境安全課 環境政策係》 Tat0270-64-7708
<b>臣</b> 令	
験	市民農園
	対象者: 町民
就	内 容: 4ヶ所の市民農園を運営
農	問合せ: 《公益財団法人玉村町農業公社》 Tm: 0270-64-3122
ш	

# 高崎市

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
そ	高崎市オンライン移住相談窓口
の	対象者: 高崎市への移住を検討されている方
他	内 容: ・高崎市への移住でお悩みの方が、予約やアプリのダウンロード等せずにweb電話で相談できる窓口
	・平日8時30分~17時15分(12時~13時を除く)
	問合せ: 《企画調整課 企画調整担当》 Tm: 027-321-1202
	高崎市中小企業就職奨励金
	対象者: ・学校卒業後1年以内に高崎市内に本社を置く中小企業に就職
	・就職の時点で29歳以下 ・同一企業の就業期間が6カ月を経過 ・市内に住所を有する等
	内 容: 市内で使用できる電子地域通貨を10万円分支給
	問合せ: 《産業政策課 労政担当》 Tm: 027-321-1255
	地方就職学生支援金
	対象者: ・東京都内に本部を置く大学の東京圏のキャンパスに在学し、東京圏に在住している ・群馬県内の企業に就職することが内定している ・卒業後に上記企業に就職し、本市に移住する意思を有していること
	内 容: 6月1日以降の就職活動に要した交通費の1/2 (上限6千円、1回限り)を支給
	問合せ: 《産業政策課 労政担当》 Tm: 027-321-1255
子	
育	対象者: どなたでも利用可能
支援	内 容: これから出産を迎える人や子育てをがんばっている人たちを応援したいという市民ボランティア 『ちゃいたかサポーター』がこれから子育てする人や子育て中の人が知りたい情報を分かりやす く提供するインターネットサイト
坂	問合せ: 《こども家庭課課 こども企画担当》 Tm:027-321-1316
	高崎市子育てなんでもセンター
	対象者: 高崎市内に居住している妊娠期や就学前児童の保護者
	内 容: 子育て中の人や妊娠中の人が、1か所で気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる子育 て支援の拠点
	問合せ: 《こども家庭課 子育てなんでもセンター》 Tm.: 027-393-6101
	高崎市子育てSOSサービス
	対象者: 市内に住所を有している妊娠期や就学前児童の保護者
	内 容: 妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めることを目的とし
	たサービス ・利用料金250円/時間
	問合せ:《保育課 保育担当》 Tu:027-321-1246
	一般不妊治療費助成事業
	対象者: ・申請日において高崎市に1年以上住所を有すること(夫婦のいずれか一方でも可) ・専門医療機関で不妊治療を受けている法律上婚姻している夫婦(事実婚を含む) ・医療保険に加入していること
	内 容: ・自己負担額を助成(上限10万円) ・通算3年間まで
	問合せ:《健康課 管理担当》 1点:027-381-6113

# 子育て支

援

額 ゲ

### 事業名 (対象者・内容)

### 生殖補助医療費助成事業(以前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」)

対象者: ・治療開始時点で法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦(事実婚を含む)

であり、夫婦の双方またはいずれか一方が高崎市に住所を有すること

・生殖補助医療(保健診療及び保険外診療)を受けていること

・申請期限:治療終了日の3ヵ月後の月の末日まで

内 容:・申請6回までは、治療ステージA、B、D、Eは1回上限30万円まで(40歳以上は

1-3回目30万円、4-6回目15万円)、採卵を伴わない治療ステージC、Fは1-3回目12万5千円、4-6回目10万円助成。

・治療ステージA、B、D、Eの7回目以降10万円、治療ステージC、Fの7回目以降

5万円を限度に助成 特定治療にいたる過程で精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合は、男性不妊治療助成として通算6回までは上限30万で、7回以降は10万円まで追加助成

※回数は国補助対象だった他自治体の助成分を含む

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tm: 027-381-6113

### 不育症治療費助成事業

対象者:・治療期間及び申請日において婚姻の届出をしている、夫婦の双方またはいずれか一方

が高崎市に住所を有するもの ・申請する年度内に終了した治療

・申請期限:治療終了後3か月以内または治療が終了した日の属する年度の末日までの

いずれか早い日まで

内 容:・保健適用外の不育症の診断のための検査及び治療と、保険適用のうちヘパリン治療の自己負担

分に要した費用について、年間20万円まで助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tm: 027-381-6113

### がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業

対象者:・高崎市に住所を有し、がん等治療開始前に妊孕性温存治療を行った43歳未満の人

内容:・がん等治療開始前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部を

助成する(県助成後の残額を対象とし、県助成より本市上限額が上回る額分) ・費用は、保険外診療のみ。治療費助成は1人1回のみ、凍結保存は年度内1回

上限額:胚・卵子・卵巣組織・採取術による精子の凍結25万円、凍結保存5万円 ・申請期限:治療終了又は中止した6か月後の日の属する月末まで、凍結保存の維持

を継続した6か月後の日の属する月末まで

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tm: 027-381-6113

#### 妊婦健康診査費の助成

対象者: 高崎市に住民票のある妊婦

内 容: 私費負担分を最大1万円補助

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tm: 027-381-6113

### 高崎市多胎妊婦健康診查費助成事業

対象者: 妊婦健康診査受診日において、市内に住所を有し、高崎市が「妊婦健康診査受診票」を交付した

多胎妊娠をしている方

内 容: 妊婦健康診査で「妊婦健康診査受診票」で補助する金額を超えて支払った費用と、「妊婦健康診

査受診票」で受けられる14回に追加して受けた妊婦健康診査で支払った費用(保険診療を除

く)で、1妊娠当たり10万円まで助成

問合せ: 《健康課 管理担当》 Tel: 027-381-6113

### 産後ケア事業

対象者: 高崎市に住民登録がある生後1年未満の赤ちゃんとその母親

内容: 日帰り型(デイサービス型):日中を実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受

けられる

. 訪問型:助産師がご自宅に訪問し、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる

宿泊型:実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる

問合せ: 《健康課 母子保健担当》 Tm: 027-381-6113

### 類 ゲ 子 高齢者ごみ出しSOS

苔

7

支

援

事業名 (対象者・内容)

対象者: ごみ出しが困難で次の①~③のいずれかに当てはまる世帯

①70歳以上の方のみの世帯

②障がいをお持ちの方のみの世帯 ③妊娠期の方や3歳未満の小さな子供がいる世帯で早朝勤務や単身赴任などで家族の協力が難

しい世帯

内容: 週1回決められた曜日に自宅を訪問し無料でごみを収集する

問合せ: 《一般廃棄物対策課 管理担当》 TEL: 027-321-1253

### チャイルドシート貸出し

対象者: 次のすべてに該当する人

①本市に住民登録又は外国人登録をしている人

②三等親以内に5歳未満の乳幼児がいる人

③貸出申請日に、車両を保有または使用している人

2か月以内 ※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代

(3,850円) が必要となります。

問合せ: 《地域交通課 交通安全担当》 Tel: 027-321-1231

### 託児ルーム「かしの木」 (子育てなんでもセンター内)

対象者: 生後6か月から小学3年生までの児童とその保護者

内 容: ·利用料金300円/時間(上限3,000円/日)

・子育て中のリフレッシュ(映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など)、急な用事(冠婚葬祭、急

な仕事、地域行事など)の際に、気軽に利用できる託児ルーム

問合せ: 《たかさきキッズサポートかしの木》 Tm: 027-393-6103

### 託児ルーム「けやき」(群馬支所3階)

対象者: 生後6か月から小学3年生までの児童とその保護者

内 容: ·利用料金300円/時間(上限2,000円/日)

・子育て中のリフレッシュ(映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など)、急な用事(冠婚葬祭、急な仕事、地域行事など)の際に、気軽に利用できる託児ルーム

問合せ: 《たかさきキッズサポートけやき》 Tm: 027-386-6105

### こども発達支援センター

対象者: 市内に住所を有していること

内 容: 発達に不安のあるこどもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、中学校

卒業まで一貫して支援する

問合せ:《こども発達支援センター 発達支援担当》 Tel: 027-321-1351

### 病児・病後児保育

対象者: 未就学から小学校低学年(高学年まで対象の施設も有り)

内 容:病気の発症から回復期にあり、幼稚園、保育所、認定こども園などに通えないお子さんを施設で

お預かりする (病気の発症から対象: 5施設、回復期から対象: 2施設)

問合せ: 《保育課》 Tel: 027-321-1246

#### 放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化

対象者: ・市内に住所を有していること

・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人目以降で

・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること

内 容:対象児童の保育料無料化

問合せ:《こども家庭課 こども企画担当》 Tel: 027-321-1316

# 額 ゲ 子 苔 7 支 援

事業名 (対象者・内容)

学力アップ大作戦

対象者: 市内の小中学生

内 容: 苦手意識の持ちやすい数学や英語を中心に、放課後や休日に地域のボランティアが子どもたちの

学習を支援する取り組み

問合せ: 《学校教育課》 Tu: 027-321-1293

くらぶち英語村

対象者: 小学4年生から中学2年生(通年コース)

小学1年生から中学3年生(週末コース) 小学2年生から中学3年生(短期コース)

内 容:総木造りの寄宿舎で外国人スタッフとともに様々な生活や体験活動を英語で行う山村留学施設

問合せ:《企画調整課 くらぶち英語村担当》 Tri : 027-384-4508

高校牛等诵学支援事業

対象者: ・定期券の区間が県内のもの。(定期券の区間が県外に及ぶ場合は対象外)

・高等学校に通学する生徒のほか、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3 学年まで)など高等学校の3年間に相当する期間に通学する生徒。

内容:公共交通機関の定期券(その額が1月当たり20,000円を超えるものに限る。)を使用して通学する

高崎市に住所を有する高校生等の保護者に対して補助金を交付します。

問合せ: 《教育総務課》 Tel: 027-321-1291

宅 支

援

### 空き家活用促進改修助成金

対象者: 居住目的で空き家を購入する人

内 容:・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で10年以上居住又は使用していない空き家を購入し、住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額(上限額250万円)を助成。ただし、

対象となる空き家が倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円を助成。

・共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。

問合せ:《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1314

### 定住促進空き家活用家賃助成金

対象者: 空き家を借りる人

内容:・倉渕地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予

定者が対象。

・月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。

・月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。

問合せ:《建築住宅課 住宅管理担当》 Tel: 027-321-1314

### 空き家事務所・店舗改修助成金

対象者: 事務所・店舗等の運営を予定している団体(高崎市内に本店や主たる事務所があること)及び個

人(高崎市に住民登録があること)

内 容:・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で5年以上居住又は使用していない空き家を事務所・店舗

として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額(上限額500万円)を助成。

・ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。

・他人に貸し付け、売却するものでないこと。

問合せ: 《建築住宅課 住宅管理担当》 Tm: 027-321-1314

#### 高崎市住環境改善助成事業

対象者: 市内に住宅を所有し、そこに居住(住民登録)している本人又は同一の世帯員で、以下の条件に

全て該当する方

・本人と世帯員の中に前年の所得額が400万円を超える人がいないこと

・本人と世帯員の中に市税を滞納している人がいないこと

・過去に住環境改善助成事業の助成金の交付を受けていないこと

内 容: 助成対象工事経費の30%、限度額20万円まで助成

問合せ:《建築住宅課 建築担当》 Tel: 027-321-1266

### 事業名 (対象者・内容) 額 ゲ 住 高崎市移住促進利子補給制度 宅 対象者: 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居(当該住居の敷地を含む)を取 支 得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方 援 移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を高崎通貨にて全額補給す る。 問合せ: 《企画調整課 企画調整担当》 Tm: 027-321-1202 高崎市ふるさと住宅 対象者: 倉渕地区に定住する意思のある18歳以上の者であり、現に同居し又は同居しようとする親族を 有し、かつその他収入等の条件に該当する者 内 容: 公営賃貸住宅 月額26,000~41,000円 35戸 Tel: 027-321-1267 問合せ: 《群馬県住宅供給公社高崎支社》 《建築住宅課 住宅管理担当》 Ты: 027-321-1324 農 クラインガルテン (体験農園) 業 対象者: 農業体験希望者 体 内容: 1区画40㎡で年間8,800円。技術指導、農具無料貸出し有。 験 利用者には、相間川温泉の宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。 《倉渕支所地域振興課 地域振興担当》 Tel: 027-378-3111 (代) 問合せ・ 《相間川温泉株式会社》 TEL: 027-378-3834 就 農 市民農園 支 対象者: 市内居住の農家でない人 援 内容: 50㎡区画で年間7,200円(\*個人開設農園の場合は農園により異なる) 問合せ: 《高崎市農業公社》 Ta: 027-321-1260 高崎市新規就農者研修施設 対象者: 新規就農希望者(45歳未満) 内 容: 研修入居 農業技術習得のため入居 期間:2年間 (入居審査会あり) 月額20,000円 79.2㎡×4棟 問合せ: 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 Tm: 027-378-4527 かがやけ新規就農者応援給付金【新規就農者応援コース】 対象者: ・令和6年4月1日以降に新たに農業経営を開始し、認定新規就農者等となった者 ・給付金申請日において高崎市民である者 ・市内農地を確保し、営農を開始する者 ・税務署へ開業届を提出する者 内 容: 新規就農者の安定的な経営の支援策として、本市で新たに農業を始めて独立自営する認定新規就 農者等及びそれに同程度と認められる者に対し、100万円を給付する 問合せ: 《農林課 農業担当》 Ты: 027-321-1261 かがやけ新規就農者応援給付金【就農準備生応援コース】 対象者:・令和6年4月1日以降に新たに下記内容の就農を開始した者 ・給付金申請日において高崎市民である者 内 容: 就農希望者の一層の就農意欲の増加を図るための支援策として、独立自営就農に向けて、市内認 定農業者の元で研修就農する者、親元就農する者や市内の認定農業者である農業法人等で雇用就 農する者に対し50万円を給付する 問合せ: 《農林課 農業担当》 Ты: 027-321-1261

類 分	事業名 (対象者・内容)
農	新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)
業体	対象者: 令和5・6年度に、市内で新たに農業経営を開始した認定新規就農者で、独立・自営就農時49 歳以下の者、又はその者が経営する法人で、自己負担分は金融機関から融資が受けられる者
験 · 就	内 容: 就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入に対する支援で、県支援分の2倍を国が支援 し、国の補助上限は1/2で補助対象事業費上限1,000万円、また経営開始資金交付対象者は補助 対象事業費上限500万円
農	問合せ: 《農林課 農業担当》 Tu:027-321-1261
支援	ブランド商品開発事業補助金
坂	対象者: ・本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人 ・本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農 業者で構成される団体
	内 容: 市内で生産された農畜産物の新品種、新商品の開発、ブランド化の取り組みに対する経費を補助 4 / 5 以内(上限 2 0 0 万円)
	問合せ: 《農林課 農政担当》 Tm: 027-321-1317
	高崎市地元農畜産物消費拡大事業補助金
	対象者: 本市に所在を置く農業を営む法人、若しくは構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された 農業者で構成される団体
	内 容: 地元農畜産物や、その加工品の消費拡大を図ることを目的にイベントに出店した団体に対する経 費を補助
	問合せ: 《農林課 農政担当》 Tm: 027-321-1317

# 藤岡市

令和6年6月時点

類 分 事業名 (対象者・内容) 子 木育推進事業 苔 対象者: 生後3か月の乳幼児健康診査時に藤岡市民として住民登録されている子ども 7 内容: 市産材を活用した積み木(30ピース)の贈与 支 問合せ: 《森林課 森林政策係》 Tm: 0274-40-2316 (直通) 援 遠距離児童、生徒通学費補助金 対象者: 市内の小中学校へ遠距離通学をしている児童生徒の保護者 内 容: 通学距離が片道4km以上の児童、生徒(ただし、スクールバス利用者は除く) 自転車:月額240円×計算km(計算kmは4km以上を1、5km以上2、6km以上3)バス:実費を支給 問合せ:《学校教育課 学校庶務係》 Tm: 0274-50-8212 (直通) 藤岡市奨学金(貸与) 対象者: ・市内に1年以上居住し、進学の意欲と能力を有するが、経済的な理由により修学困難な者 ・高等学校、中等教育学校(後期課程)、大学、短期大学、専修学校(修学年数2年以上の高等 専修学校及び専門学校)に在学中もしくは入学する者 内 容:貸与期間は正規の修業期間、無利子での貸与 【貸与金額(月額)】 ・高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校:30,000円以内 ・大学(大学院を除く)、専修学校(専門課程):60,000円以内 問合せ: 《教育委員会 教育総務課》 Tm: 0274-50-8211 (直通) おたふくかぜワクチン接種事業 対象者: 1歳児・年長児の接種希望者 内容:1歳児の希望者については1歳児健診時に予診票を配布。年長児については個人通知でお知らせ し、接種希望者に市保健センター窓口で予診票の配布を行い、接種費用の助成を行う。 問合せ:《子ども課 母子保健係》 Tel: 0274-40-2268 (直通) すこやか教室 対象者: 生後7か月児とその保護者 内 容: おすわりや話しかけに対する喃語の発声など、めまぐるしい発達過程にある乳児の良好な発達を 促すため、子どもへの関わり方や支援サービスを周知することで、育児ストレスの軽減や養育環境の改善を目的として実施している。また、ブックスタート(絵本2冊を無料配布)も本教室時 に行っている。 問合せ: 《子ども課 母子保健係》 Tu:0274-40-2268 (直通) 藤岡市出産・子育て応援給付金事業 対象者: ①妊娠届をした人で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている人 ②出生届をした人で、申請時点で藤岡市に住民登録をしている子どもの養育者 内 容: ①伴走型相談支援:藤岡市に住民登録をしているすべての妊婦・子育て中の家庭を対象に、面談やアンケートを行い、困りごとや心配ごとに対して個別に寄り添った支援を行う(助産師・保健師による家庭訪問や産後ケアの提供、育児・個別相談等) ②給付金の支給:妊娠届・出生届をした方に①の面談やアンケートを行い、各現金5万円を支給 問合せ:《子ども課 母子保健係》 Tu: 0274-40-2268 (直通) 防犯ブザー及び黄色帽子の支給 対象者: 市内の小学校に入学した新入生(転入生を含む)。 内 容: 防犯ブザー及び黄色帽子を支給 問合せ: 《学校教育課 学校庶務係》 Tu:0274-50-8212 (直通)

## ゲ 頁 事業名 (対象者・内容) 子 ヘルメット購入費補助金 苔 対象者: 市内の中学校に自転車通学を許可された新入生(転入生を含む)。 7 ただし、「部活動」等で許可された生徒は除く。 支 内容: 自転車通学者用ヘルメット 1人当たり1,000円(定額) 1人1回限り 援 問合せ: 《学校教育課 学校庶務係》 Tu:0274-50-8212 (直通) 支 援 藤岡市看護師育成奨学金(給付) 対象者: ・看護師を目指す者であって、経済的な理由により修学困難な者 ・市内に校舎のある大学(看護学部)へ入学予定であり、大学の学長が推薦する者 ・奨学金の給付を受ける者及び保護者が、市内に引き続き3年以上居住している者 ※奨学生は藤岡市奨学資金運営委員会において審査の上、若干人となります。 内 容: 毎月の給付、給付期間は正規の修業期間 【給付金額(月額)】 30,000円 問合せ: 《教育委員会 教育総務課》 Ter: 0274-50-8211 (直通) 藤岡市学校給食費無償化事業

対象者: 児童生徒およびその児童生徒を養育している保護者の住民登録が藤岡市にあり、市立小中学校お

よび県立藤岡特別支援学校(小学部・中学部に限る)に通学していること。

内 容: 市立小中学校および県立藤岡特別支援学校(小学部・中学部に限る)の学校給食費を無償とす

問合せ: 《教育委員会 学校給食センター》 TEL: 0274-23-8998 (直通)

#### 藤岡市学校給食費補助金

対象者: 児童生徒およびその児童生徒を養育している保護者の住民登録が藤岡市にあり

①市外の小中学校に通学し、提供を受けている学校給食が無償でない、又は学校給食の提供を受

けていたい

②市立小中学校および県立藤岡特別支援学校(小学部・中学部に限る)に通学し、アレルギー等 の理由により、学校給食の全部に代えて弁当を持参し、又は学校給食のうち飲料のみを喫食し弁

当を持参している

内 容: 該当児童生徒の保護者からの申請に基づいて、本市の給食費相当額を補助金として交付する。

問合せ: 《教育委員会 学校給食センター》 1点:0274-23-8998 (直通)

#### 子ども福祉医療費助成

対象者: 医療保険加入者のうち、高校生世代(18歳の年度末まで)の子ども。

内 容:保険医療費の一部を助成。

問合せ: 《保険年金課 医療年金係》 Tm: 0274-40-2259 (直通)

#### 勤労者住宅建設資金

住

宅

支

援

対象者: 市内に自ら居住するための住宅を建築・購入しようとする勤労者

内 容: ・融資限度額 750万円

•融資利率 2.5% •融資期間 20年以内

• 資金使途 新築・増改築・建売・中古住宅の購入・土地の取得

問合せ: 《商業観光課 商業振興係》 Tel: 0274-40-2318(直通)

#### 市営住宅の紹介

対象者: ・持ち家がなく、現在住宅に困っている方。

・税金及び介護保険料を滞納していない方。

・申込者は成人であること。 (婚姻者は成人とみなします)

・同居を予定している親族がいる方。(要件次第では単身可)

・前年中の収入が国の定める収入基準以下である方。 など

内容:藤岡市のホームページをご覧ください。

問合せ: 《建築課 住宅係》 Tu:0274-40-2326(直通)

## 頁 (対象者・内容) 事業名 住 空き家バンク 宅 対象者: ・市内の空き家の売却・賃貸を希望する方 ・空き家の購入・賃借を希望する方 支 ・暴力団員等でない者 援 ○対象建物: ・建築基準法による違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。 その他市長が不適当と認める事由のない空き家であること。 など 内容:藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ: 《建築課 住宅係》 Tu:0274-40-2326(直通) 空き家リフォーム 対象者: ・宅地建物業者を介して売買で取得した日から起算して1年を経過していない補助対象住宅を取得 した者で、当該住宅の補助工事を行う者 ・当該空家を生活の拠点とし、申請時に当該空家に住所を移してから1年以内、又は、実績報告ま でに住所を移す見込みの者 内容:藤岡市のホームページをご覧ください。 問合せ: 《建築課 住宅係》 Tm: 0274-40-2326(直通) ふるさとの木で家づくり支援事業補助金(転入者加算) 対象者:・地域材を使って、補助の要件(※1)を満たす住宅を藤岡市内に新築する者 ※1【主な補助の要件】 ①地域材を8㎡以上使用し、延床面積が80㎡以上280㎡以下の一戸建て住宅であること ②施工者が建築一式工事の許可を受けていること ・暴力団員等でない者 ・補助の要件を満たす住宅を新築し、市外から藤岡市に転入する者 内容:・要件を満たす住宅に対し、地域材の使用量に応じて上限40万円まで補助します ・転入者に対しては、転入者加算として10万円を追加して補助します ・鬼石地域に転入する場合は、藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金により、さらに10万円を 追加して補助する制度があります 問合せ: 《森林課 森林政策係》 Tm: 0274-40-2316(直通) 住宅用再生可能エネルギー設備等設置費補助金 対象者: ・市内において、自ら居住する住宅(1/2以上が住宅部分の併用住宅含む)に対象設備を設置しよ うとする者又は居住実績のない市内の対象設備付住宅を購入し、自ら居住しようとする者 ・市税(転入者は、前住所地の市町村税)を滞納していないこと ・住宅の共有者や所有者が別にいる場合は、書面により設置承諾を受けていること ・年度の3月26日までに当該対象設備の設置工事を完了し、実績報告書を提出すること 内容:①太陽光発電システム(設備要件あり・下記蓄電システムと同時に設置すること) 太陽電池の合計出力×2万円(上限8万円) ②定置用リチウムイオン蓄電システム(設備要件あり) 太陽光発電システムとの同時設置の場合、蓄電容量1kWh×2万円 (上限10万円) 単体設置の場合、蓄電容量1kWh×1万円 (上限5万円) ③電気自動車等用充放電システム (V2H) (設備要件あり) ※1,000円未満の端数は、対象設備ごとに切り捨て 問合せ:《環境課 環境企画係》 Tel: 0274-40-2264(直通) 創業者融資保証料補助金及び利子補給金 $\sigma$ ・市内での創業に要する資金(借換資金は除く)について、「群馬県」及び「日本政策金融公 庫」が実施する融資制度のうち創業者向けの融資を受けた法人又は個人 他 主な対象要件 ①融資を受けた時点で、創業する者又は創業後1年未満の者 ②市税(市外在住の個人にあっては、当該居住地における市町村税)を完納していること 内容: ·保証料補助金 信用保証協会に支払った信用保証料の全額(変更により追加で支払うものを除く。) • 利子補給金 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額(返済期日の遅延に係るものを除く。) • 申請方法 融資を受けた日から3カ月以内に申請する必要があります。

Tel: 0274-40-2318(直通)

問合せ:《商業観光課 商業振興係》

#### 頁 事業名 (対象者・内容) そ 藤岡市空き店舗等活用事業補助金 $\mathcal{O}$ 対象者: ・対象地域(※1)の空き店舗等を活用して対象事業(※2)の営業をしようとする新規開業者 他 (個人、法人) ※1【対象地域】 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大 ※2【対象事業】 小売業、飲食店(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除 く)、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育、学習支援業に属する事業のうち、商店街のにぎわいづくりに適した事業 ・次の場合は対象外となります ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項から第13 項までの規定に該当する営業を行う者 ②店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1項)の合計が500㎡を超える店舗 ③フランチャイズチェーン等の画一的な営業を営む店舗 ④その他、市長が不適当と認める営業を行う者 内容: • 賃借料補助 1出店者につき月額3万円(賃借料に2分の1を乗じて得た額以内)を限度とし、事業開始日の属 する月の翌月から最長12ヵ月間を補助対象期間とする。 • 改修費補助 外装、内装および設備(水道、電気、ガス、空調)等の改修費の合計額に、2分の1を乗じて得 た額以内(上限100万円)とし、一出店者につき1回限りとする。 ※市内に住所又は事業所を有する者が施工した経費に限る。 ※賃借料補助、改修費補助ともに、事業開始後の申請はできませんのでご注意ください。 問合せ: 《商業観光課 商業振興係》 Tel: 0274-40-2318(直通) 藤岡市過疎地域移住定住支援事業補助金 対象者: ・鬼石地域に住宅を新築する者で、藤岡市ふるさとの木で家づくり支援事業補助金転入者加算金 の交付決定を受け、申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者 内容: •補助金額 1件10万円 問合せ: 《鬼石振興課 鬼石振興係》 Tel: 0274-52-3111

# 富岡市

令和6年6月時点

類 分 事業名 (対象者・内容) 子 保育所・認定こども園の利用者負担額(保育料)減免事業 育 対象者: 市内に住所を有しており、子どもがいる方 7 内容: 国が示した基準よりも低く設定した市基準の利用者負担額(保育料)を令和2年からさらに引き 支 下げて負担を軽減 援 問合せ: 《子育て支援課 幼児教育保育係》 Tu:0274-62-1511 (内線1163) ひとり親・障害児(者)の保育所・認定こども園の利用者負担額(保育料)減免事業 対象者: 市内に住所を有しており、以下①~②の全てに該当する子どもがいる方 ①ひとり親世帯の子ども(同じ住所に父(母)と子以外の者が住んでいないこと)または、身体 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯の子ども ②利用者負担額(保育料)に滞納がないこと 内 容:対象児童の保育料を無料 問合せ:《子育て支援課 幼児教育保育係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1163) 保育所・認定こども園等の副食費適正化調整給付事業 対象者: 市内に住所を有しており、以下①~③の全てに該当する子どもがいる方 ①3歳児クラス以上で2号の認定を受けている子ども ②18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯の第3子以降の子ども、または 「ひとり親世帯」か「在宅障害児(者)のいる世帯」の子ども 内容:保育所・認定こども園等の副食費が無料 問合せ: 《子育て支援課 幼児教育保育係》 Tm: 0274-62-1511 (内線1163) 結婚新生活支援補助金 対象者: 以下①~⑨の全てに該当する方。 ①当該年度の4月1日から3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦(新婚夫婦)世帯であるこ ②新婚夫婦の直近所得(前年又は前々年)の合計が500万円未満であること。 ③申請時点で、新婚夫婦共または一方が市内の住宅に居住し、かつ富岡市の住民基本台帳に登録 されていること ④他の公的な制度による支援を受けていないこと ⑤富岡市又は他の自治体などから同様の趣旨の補助金などの交付を受けていないこと。 ⑥過去に本補助金の交付を受けていないこと。 ⑦新婚夫婦共に富岡市の市税などを滞納していないこと。 ⑧新婚夫婦共に婚姻時点において39歳以下であること ⑨新婚世帯の全員が富岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。 ⑩申請の日から5年以上、継続して富岡市に居住する意思を有していること。 内容:以下の対象経費に対して、夫婦共に29歳以下の世帯は60万円を、それ以外の世帯は30万円を上限 に補助する。 (対象経費) 結婚を契機に、当該年度の4月1日から3月31日までの間に支出した次の経費 ①住宅を新規に取得した費用 ②同居開始後に生じた賃借料(賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料) ③引越し費用(市内における転居又は市外から市内への転居に限る。) ④住宅をリフォームした費用 ※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、対象経費から控除します。 問合せ: 《子育て支援課 こども育成係》 1点:0274-62-1511 (内線1164) 出産・子育て応援給付金 対象者: 市内に住所を有しており、当該年度の4月1日から3月31日までの間に出生し、伴走型相談支援にか かる面談等を受けた妊婦または出生した児童を養育する方 内 容:・出産応援ギフト

・子育て応援ギフト 乳児家庭全戸訪問時の面談後に5万円を支給

問合せ: 《子育て支援課 こども育成係》 1~1:0274-62-1511 (内線1164)

妊娠届出時の面談後に5万円を支給

<sup>頂 分</sup> 事業名 (対象者・内容)

子育て

支

援

出産祝品

対象者: 市内に住所を設定した出生子の保護者 内 容: 富岡産シルクの「おくるみ」を贈呈。

(第2子以降については、Quoカードも選択可能) 問合せ: 《市民課 窓口係》 Tm: 0274-62-1511 (内線1115)

「とみおかつみき」贈呈

対象者: 令和5年1月1日以降に生まれ、市の4か月児健診の対象となるお子さん

内容: 木箱に生年月日と名前を刻印した積み木を、お子さんの誕生記念にプレゼント。積み木の材料

は、間伐した市内産ヒノキとスギを使用。

問合せ: 《農林課 森林政策係》 Tm: 0274-62-1511 (内線1269)

ひとり親家庭医療費助成(福祉医療制度)

対象者: ひとり親家庭の父または母と18歳未満の子(18歳到達後の最初の3月31日まで)

内 容:保険医療費の一部負担金を助成

問合せ: 《国保年金課 国保係》 Tm: 0274-62-1511 (内線1125)

不妊治療費助成事業

対象者: 専門医で不妊治療をしている方

(1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方)

内 容: 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。

※申請は1年度につき1回

問合せ:《健康推進課 母子保健係》 Ta: 0274-64-1901 (富岡市保健センター)

不育症治療助成事業

対象者: 専門医で不育症治療をしている方

(1年以上住民登録をしており、医療保険加入者で市税等の滞納がない方)

内容: 自己負担額の1/2以内で、年額20万円までを助成する。

※申請は1年度につき1回

問合せ:《健康推進課 母子保健係》 Tm:0274-64-1901 (富岡市保健センター)

おたふくかぜワクチン接種費用助成

対象者:満1歳から4歳までの子ども

(過去におたふくにかかったり、おたふくのワクチンを接種したことがある方は対象外。)

内 容: 1回目のおたふくかぜワクチン接種費用を助成

問合せ: 《健康推進課 健康推進係》 Tm: 0274-64-1901 (富岡市保健センター)

学校給食費の補助

対象者: 以下(1)~(3)の全てに該当する方。

(1) 市内に住所を有している方(補助対象となる保護者及び児童生徒)

(2) 同一保護者が18歳に達する以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者を3人以上養育している場合で、そのうちの出生の早いものから順に数えて、2人目以降の子どもが小中学校に在籍している方

(3) 給食費の滞納がない方

内容: 2人目以降の子どもを対象に、給食費を補助。

(市内小中学校に在籍の場合は学校給食費、市外小中学校在籍の場合は給食費相当額)

問合せ: 《学校給食センター》 Tm: 0274-62-1504

類 分	事業名の(対象者・内容)
子育て支援	進学支援金
	対象者: 以下①~④のすべてに該当する保護者等 ①市内に住所を有していること。 ②高校大学等に進学しようとしている生徒または学生の保護者等であること。 ③住民税非課税世帯又はそれに相当する世帯の者であること。 ④世帯全員が市税等を滞納していない者であること。
	内 容: 入学金、制服代、教科書代、その他の進学準備に要する費用に対して一部を支給する。 (支給額) 高等学校等の場合 10万円 大学等の場合 20万円 ※進学先の合格前に申請をしていただく必要があります。
	問合せ: 《教育総務課 教育総務係》 Tm:0274-62-1511 (内線2112)
	英語検定助成事業
	対象者: 市内の小・中学校に在籍する小学校6年・中学校1~3年で英語検定を受験者した児童生徒の保護者で、以下のいずれにも該当する方。 (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。 (2) 世帯全員が市税等を滞納していない者であること。 (3) 世帯全員が暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
	内 容: 1人につき年度内1回、受験する検定料の半額を助成する。 (ダブル受験する場合は、上の級のみ)
	問合せ: 《学校教育課 指導係》 Tm.: 0274-62-1511 (内線2125)
	上信電鉄通学定期券購入費の補助
	対象者:以下(1)~(3)の全てに該当する方。 (1) 上信電鉄の定期券を利用して、中学・高校・大学・専門学校・予備校などに通う、市内に住所がある学生の保護者(保護者も市内に住所を有する必要があります。) (2) 市税等の滞納がない方 (3) 暴力団員ではない方 ※学生本人が18歳以上の成人の場合は、本人が申請することができます。
	内 容: 上信電鉄を利用している高校生等の保護者及び本人を対象に通学定期券の購入費を補助。 補助対象経費の20%で、1か月につき上限2,000円(100円未満の端数は切り捨て)
	問合せ: 《企画課 企画係》 Tm:0274-62-1511(内線1228)
住	とみおか暮らし奨励金
宅支援	対象者: 対象者 … 以下のすべてを満たす方 (1) 富岡市に5年間以上住民登録されていない方が、富岡市に住宅を取得し転入、または転入日 から3年以内に市内に住宅を取得した方 (2) 居住面積50㎡以上の住宅(新築・中古・空き家)で所有権を1/2以上有している方
	内 容: 以下の要件を合計し、100万円を上限とする奨励金を交付。 ・UIJターン:20万円(対象者全員該当) ・夫婦とも45歳以下の世帯:30万円 ・中学生以下の子どもがいる世帯 1人につき20万円 ・申請者が市内勤務または市内自営業 10万円 ・市内建築業者と請負契約を結び住宅取得 10万円 ・地域加算(指定地域への転入) 10万円 ・市空き家バンク登録物件の取得 10万円 ・神空き家バンク登録物件の取得 10万円 ※奨励金のうち10万円は、市内の商店街などで使える「とみおかふれ愛カード」のポイントとして交付。
	問合せ: 《地域づくり課 地域づくり係》 Tm: 0274-62-1511(内線1253・1254)

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 空き家家財道具等片付け補助金 宅 対象空き 次のいずれにも該当するもの (1) 一戸建て住宅で現に居住していないもの。 支 (2) 所有者が法人でないこと 援 (3) アパート等事業の用に供する用途として建築又は購入したものでないこと。 (1) 空き家の所有権を有する方、またはその相続人であること。 (2) 家財道具等の処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、富岡市一般廃棄物収集運搬業者 対象者: に委託すること (3) 空き家を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 (4) 次のいずれかに該当する方。 ・補助金の交付を受けた日から起算して2年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、 補助対象空き家を富岡市空き家バンクへ登録又は宅地建物取引業者との媒介契約を締結するこ ・第三者との売買契約により空き家を売却又は購入した方。ただし、売買契約から6月以内に限 る。 内容: 市内にある空き家内の家財道具等の処分に要した費用及び委託費の1/2(上限10万円)を補助。 問合せ: 《建築課 住宅係》 Tm: 0274-62-1511(内線1324・1325) 木造住宅耐震改修等補助金 対象住 次のいずれにも該当する住宅 宅: 1.昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅(床面積の2分の1以上を住宅とする併用住 宅を含む)で、 平屋または2階建の在来軸組構法または伝統的構法住宅 2. 耐震診断の結果が「上部構造評点が1.0未満」と判断されたもの 3. 建築基準法に違反していないもの 4. 改修工事について市が行う他の補助等を受けていないもの等 対象 次のいずれにも該当する人 者: 1.対象となる住宅を所有し、かつ、居住若しくは居住することが見込まれる方または賃貸借契約 等対象 住宅を利用する権利を持ち、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 2. 市税等を滞納していない人 3. 耐震改修工事、耐震シェルター等設置及びリフォーム工事完了の日から3月以内に当該補助対象 住宅の所在地に住民登録をし、かつ、10年以上居住する人

内 容: 耐震改修工事等に要する経費の一部を補助。

補助率: 精密診断:最大12万円まで補助(補助率4/5)

補強計画作成:最大28万円まで補助(補助率4/5)耐震改修工事:最大100万円まで補助(補助率4/5)

注:重点区域内の耐震改修工事の場合:最大120万円まで補助 耐震シェルター等設置工事:最大30万円まで補助 (補助率1/2)

リフォーム工事:最大10万円まで補助(補助率1/10)

注:耐震改修工事を実施する場合に利用可。

問合せ: 《建築課 建築指導係》 Tu:0274-62-1511(内線1322・1323)

#### 家庭用生ごみ処理機の補助

対象者: 市内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、

市税等の滞納がない方

内 容: 生ごみ処理機(1世帯につき1台) または生ごみ処理容器(1世帯につき2基) の経費の1/2を補助す

る。

※上限額…生ごみ処理機15,000円、生ごみ処理容器1,500円。

問合せ: 《清掃センター》 Tm: 0274-62-2823

類 分	事業名 (対象者・内容)
就	若者人材確保支援奨励金
労支 援	対象者: ・就職1年目の方(以下(1) ~ (6) の全てに該当する方 ) (1) 就職時点で30歳以下であること (2) 市内の中小企業に、正社員として勤務していること (3) 同一企業の就業期間が、9カ月を経過していること (4) 申請の時点で富岡市民であること (5) 申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと (6) 過去にこの奨励金(就職1年目)の交付を受けていないこと ・就職6年目の方(以下(1) ~ (7) の全てに該当する方) (1) 就職時点で30歳以下であること (2) 市内の中小企業に、正社員として勤務していること (3) 同一企業の就業期間が、5年を経過していること (4) 1年目の奨励金を受けた人は、それ以降継続して市民であること (5) 1年目の奨励金を受けていない人は、労働契約開始1年以内から申請日まで継続して市民であること (6) 申請者及び世帯員全員に市税等の滞納がないこと (7) 過去にこの奨励金(就職6年目)の交付を受けていないこと
	内 容: 就職1年目と6年目に奨励金5万円を交付
	問合せ: 《産業振興課 工業振興係》 Ta : 0274-62-1511 (内線1264)
	企業紹介パンフレット
	対象者: 学生 内 容: 先輩社会人の就職理由や1日のスケジュール、職場紹介動画など、市内企業の魅力や就職に関する情報を発信
m m	問合せ: 《産業振興課 工業振興係》 Ta : 0274-62-1511 (内線1263)
農業	市民農園
体験・就農支	対象者: 市内在住の方(農家の方は除く) 内 容: 農家の方から農地を借りて、市民の皆さんが土や緑とふれあい、野菜作りの楽しみと収穫の喜びを体験できる市民農園を、市内に4カ所開設。 ①富岡(28区画) ②一ノ宮(40区画) ③高瀬(40区画) ④妙義(12区画) ※使用料…3,000円(1区画/年)
援	問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tm.:0274-62-1511 (内線1266)
	親元新規就農者祝金
	対象者: 以下のすべての要件を満たす方 ①令和3年度以降に農家の後継者として新たに就農し、農業に対し強い意欲を有していること ②市内に住居を有し、市内に就農すること ③年間の農業従事日数が150日以上であること ④市税等を滞納していないこと ⑤耕作用の農地及び機械(トラクター等)を所有していること
	内 容:3万円の祝金を支給。 問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tm:0274-62-1511 (内線1266)

ゲ 類 事業名 (対象者・内容) 就是 新規就農者等住居支援事業補助金 農業 対象者: 新規就農者・法人新規雇用者・就農研修者であって、諸要件を満たす方。 支 体 内容:賃貸住宅の賃借料の2分の1を交付。 爱 縣 交付対象期間の上限は24箇月間。 交付対象額の上限は2万円。 問合せ:《農林課 農業振興係》 Tel: 0274-62-1511 (内線1266) そ 富岡市移住定住コンシェルジュ  $\mathcal{O}$ 対象者: 富岡市への移住・定住・二拠点生活を希望する方 他 内容: 市が委嘱した市内在住の移住者が、相談対応や地域情報の提供などを行う 問合せ: 《地域づくり課 地域づくり係》 Tol: 0274-62-1511(内線1253・1254) 富岡市まちなか移住体験住宅 対象者: 富岡市への移住・二地域居住を検討している、市外在住の方 内 容: 富岡市の風土や日常生活を体験できる「まちなか移住体験住宅」を一定期間貸し出す。 ※使用料···15日以下:20,000円 16目以上30目以下: 30,000円 問合せ: 《地域づくり課 地域づくり係》 Tu:0274-62-1511(内線1253・1254) 若者定住促進奨学金返還支援事業 (1) 令和2年3月1日から令和11年3月31日までに大学等を卒業した方 対象者: (2) 毎年10月1日を基準日として市内に住所を有する方 (3) 市内に5年以上定住する予定の方 (4) 最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満35歳未満の方 (5) 奨学金を遅滞なく返済している方 (6) 申請者及び世帯全員に市税等の滞納がない方 内容:1年間に返還した金額及び予定額を補助する。 ※上限額…1年間の上限10万円、最大5年間(50万円)まで 問合せ: 《企画課 企画係》 Tm: 0274-62-1511(内線1228) 創業者スタートアップ応援事業補助金

(1) 市内において新たに創業する者又は申請時に創業の目から2年を経過しない者 対象者:

- (2) 市内に新たに事業所を設置する法人又は個人
- (3) 特定創業支援事業に該当するスクールの受講
- (4) 市税などを滞納していない者
- (5) 許認可などを必要とする業種の創業にあっては、当該許認可などに係る登録・届出を行って いる者
- (6) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

(1) 備品購入費 : 1/2以内、上限10万円を補助。 (2) 広告宣伝費 : 1/2以内、上限10万円を補助。 (3) 商業登記費 : 1/2以内、上限10万円を補助。 (4)新設・改修費:1/2以内、上限50万円を補助。

問合せ:《産業振興課 産業振興係》 Tel: 0274-62-1511(内線1278)

## デマンド型乗合タクシー「愛タク」の運行

対象者: どなたでもご利用可能

内 容: 運行日時 …毎日、午前8時から午後5時まで

運行エリア…市内全域

… 1乗車100円:市内在住・在学又は在勤者、小学生、障がい者(同伴者含む) 運賃

1乗車500円:上記以外の利用者

※未就学児は無料

運行形態 …複数乗客の相乗りにより、乗降予約があった停留所間を最も効率的なルートで運行 予約方法 …電話、スマートフォンアプリまたは富岡市公式LINE(利用希望日の5日前から予約

可)

問合せ: 《企画課 企画係》 Tm: 0274-62-1511(内線1228)

# 安中市

令和6年6月時点

	中和0中0万時点
類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	放課後児童クラブ利用料減免
	対象者: (1)生活保護法による被保護世帯 (2)前年度の市町村民税が非課税の世帯 (3)前年度の市町村民税が非課税かつひとり親家庭の世帯 (4)ひとり親家庭の世帯
	内 容: 対象児童の放課後児童クラブ利用料半額または全額免除
	問合せ: 《子ども課 幼児教育保育係》 Tm: 027-382-1111
	副食費の無償化
	対象者: 保育所や認定こども園等を利用している満3歳以上児クラスの児童の保護者
	内 容: 副食費(おかず・おやつ代)が、月額4,800円まで無料です。 保護者の方が申請などの手続きをしていただく必要はありません。
	問合せ: 《子ども課 幼児教育保育係》 Tm: 027-382-1111
	子ども医療費助成制度(福祉医療制度)
	対象者: 18歳の年度末までの子ども
	内 容: 保険診療による自己負担分を助成する制度です。
	問合せ: 《国保年金課 医療年金係》 Tm:027-382-1111
	遠距離児童生徒通学費補助事業
	対象者: 遠距離を通学する児童生徒
	内 容: ・小学校児童…通学距離が 4 k m以上の区間 年額15,400円 ・中学校生徒…通学距離が 6 k m以上の区間 年額15,400円
	問合せ: 《教育委員会学校教育課 学事係》 Tm:027-382-1111
	出産祝品
	対象者: 市内に住所を設定した出生子の保護者
	内 容: 市内にある碓氷製糸農業協同組合で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈
	問合せ: 《市民課 窓口係》 Tm: 027-382-1111
	奨学金貸与事業
	対象者: 本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中又は入学予定の者
	内 容: 公立、私立高校 月額15,000円 ※本市から他の市町村に転出したときは、本市に住所を有した月までの月額分を支給
	問合せ: 《教育委員会総務課 庶務係》 Tu:027-382-1111
	学校給食費一部無料化
	対象者: (1)同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの日にある者のうち、その出生の早い者から数えて第3番目以降の者で安中市立小学校に在籍する児童(2)安中市立中学校に在籍している生徒
	○条件 いずれも、児童生徒が本市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと
	内 容: 子育て支援を目的とし、安中で学ぶ子ども達を応援するため、上記の児童生徒を対象に学校給食 費の無料化を実施
	問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tm:027-382-1111

## 事業名 (対象者・内容) 子 結婚新生活支援事業 育 7 当する世帯 ・夫婦の所得の合計が500万円未満であること 支 ・申請時点に夫婦の一方が本市に居住していること 援

対象者: 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦で、次のいずれにも該

- ・夫婦の両方が婚姻の時点において、39歳以下であること
- ・他の公的な制度による支援を受けていないこと
- ※上記以外にも条件があります。詳細は市のホームページをご確認ください。

内 容: ○結婚に伴い支出した次の経費について助成します。

- ・住宅の賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ) ・住宅の取得費用(新築費用・購入費用)
- ・住宅のリフォーム費用(修繕・増築・改築・設備更新などの工事費用)
- ・引越し費用

○助成金額: 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 上記以外の世帯 上限30万円

問合せ: 《市民課 市民生活係》 Ta: 027-382-1111

#### 不妊治療費助成事業

対象者: 次のいずれにも該当する者

- ・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・申請する夫婦のどちらか一方が申請目の1年以上前から本市に住所を有する市民
- 医療保険加入者
- ・市税の滞納がない市民

内 容: 対象となる治療費 (医師が認めた医療保険診療及び医療保険適用外の不妊治療) の2分の1 (千

円未満は切り捨て)で、10万円が限度。

1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に1回、同一夫婦について、通算5年度まで。

※申請は不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。

問合せ:《健康づくり課 保健指導係》 Tel: 027-382-1111

#### 不育症治療費助成事業

対象者: 次のいずれにも該当する者

- ・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民
- 医療保険加入者
- ・市税の滞納がない市民

内 容: 対象となる治療費(医師が認めた不育症治療費)の2分の1(千円未満は切り捨て)で、20万円

1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に1回、同一夫婦について、通算3年度まで。

※申請は不育症治療を受けた日の属する年度の末日までに行う。

問合せ:《健康づくり課 保健指導係》 Tel: 027-382-1111

#### 産後ケア事業

対象者: 安中市に住所を有する産後1年未満の産婦とお子さんで、産後の体調の回復や育児に不安がある

内 容: 出産後の産婦の心身のケアや授乳指導等、育児不安を軽減するための支援を行う。助産師による

訪問型、病院や助産院等におけるデイサービス型、ショートステイ型がある。(有料)。

問合せ:《健康づくり課 保健指導係》 Tel: 027-382-1111

# 事業名 (対象者・内容) 住 安中市住まいり一奨励金 宅 対象者: 市内に住宅を初めて取得して定住する方および令和5年6月30日以前に定住を開始した方 支 ※その他にも要件あり。 援 内 容: 基本額…50,000円 (住宅取得費用(税込)の3%、上限50,000円) さらに、条件に応じて各種加算あり。 (1) 転入加算…50,000円 (2)子ども加算…20,000円 (3) 空き家バンク加算…30,000円 (4)新幹線通勤加算…100,000円 詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。 https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku\_seisaku/smiley.html 問合せ: 《政策・デジタル推進課 地域づくり係》 Tu:027-382-1111 安中市マイホーム取得支援金(住まいり一奨励金を拡充した制度) 対象者: 市内に住宅を初めて取得して定住する方および令和5年7月1日以降に定住を開始した方 ※その他にも要件あり。 内 容: 基本額…100,000円 (住宅取得費用(税込)の3%、上限100,000円) さらに、条件に応じて各種加算あり。 (1) 転入加算…50,000円 (2)子ども加算…50,000円 (子ども一人あたり) (3) 空き家バンク加算…30,000円 (4)新幹線通勤加算…200,000円 詳細は、市ホームページか、下記問合せ先まで。 https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/kikaku\_seisaku/myhome.html 問合せ: 《政策・デジタル推進課 地域づくり係》 Tm: 027-382-1111 市営住宅の紹介 対象者: 市ホームページに掲載している内容のとおり 内容: https://www.city.annaka.lg.jp/page/2207/html 問合せ: 《群馬県住宅供給公社 安中支所》 Tm: 027-381-8515 宅地分譲 条 件: 次のいずれにも該当すること ・不動産取引を目的とせず、本人又は本人の二親等以内の親族が、自ら居住する住宅を建築し、 生活の本拠とすること ・住宅建築の基準を遵守すること ・分譲代金を一括に支払うことができること ※既に公社分譲区画を購入済の方、土地家屋所有の方や単身の方でも申込み可能 内容: 古城住宅団地内の1区画について分譲(所在地:安中市板鼻字古城地内) ※住宅建築上の基準があるため、確認が必要

問合せ: 《安中市土地開発公社(都市計画課 開発係)》 Т面: 027-382-1111

事業名 (対象者・内容) 住 住宅省エネ改修補助事業 宅 対象者: 申請者の要件 支 ・市内の住宅に居住している18歳以上の人 (完了報告書提出時までに居住予定の18歳以上の人を含む) 援 ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・市税を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと 内容: 市内に本店(本社)がある施工業者に発注して下記の省エネルギー化、外皮の維持保全に資する工 事を行う場合、補助対象経費(税込み5万円以上)の20%を補助(上限額10万円) 【省エネルギー化、外皮の維持保全に資する工事】 ・屋根、外壁、天井、床下、窓等の断熱改修工事 ・高断熱浴槽の設置を伴う浴室の改修工事 ((JIS)A5532の高断熱浴槽) ・節水型便器の設置を伴う便所の改修工事 ((JIS)A5207のⅡ形大便器、Ⅰ形小便器、Ⅱ形小便器) ・高効率エアコン、高効率給湯器、高効率LED照明の設置工事 ※省エネ基準達成度が100%以上又は多段階評価点★★★3.0以上の機器(最新目標年度) ・屋根、雨どい、外壁、構造躯体の維持保全工事 ※申し込み多数の場合は、抽選により申請者を決定。 ※申込期間あり。支給要件要確認。 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Ta: 027-382-1111 空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業 空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う 対象者: 内容:補助金額(受けられる補助金は、リフォーム工事または家財処分どちから一方のみ) (1) リフォーム工事補助:工事費用の2分の1 (上限20万円) (2) 若者加算:購入者またはその配偶者が40歳未満の場合、補助金上限額に20万円を加算する。た だし、補助率は変更なし。リフォーム工事のみ対象。 (3) 家財処分補助:処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1 (上限10万円) 問合せ:《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 027-382-1111 創 創業者融資利子補給金および創業奨励金 業 対象者: 次のいずれにも該当する者 ・対象融資 (創業に関するもの) の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者 支 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる事務所 援 を設置する個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること ・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること 市税の滞納がないこと ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象とならない。 ・金融業、保険業、風俗業、その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業 内容: 市内で新たに創業する者又は創業後1年未満の者が、創業に関する融資を受けた場合に、利子の 補助と創業奨励金を交付する。 融資を受ける前には相談が必要。 (1)利子補給金の額および交付対象期間 対象融資に係る支払利子額とし、1補助対象者につき2年間で15万円を上限。 (2) 創業奨励金の額および交付対象期間 信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1補助対象者につき2年間で10万円を上 限。 【認定申請】 対象融資を受けた目から2か月以内に認定申請をする必要あり 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Tm: 027-382-1111

#### 事業名 (対象者・内容) 創 安中市テレワーク拠点開設支援補助金 業 対象者: 次のいずれにも該当する者 $\dot{\pm}$ ・市外に本社、本店、主たる事業所等を有する事業者 ・令和3年4月1日以降に市内において、テレワークを実施するための物件(テレワークオフィス)を購入、または賃借し、そのオフィスにおいて6ヶ月以上テレワーク業務を実施しているこ 援 ・補助金の交付を受けた後もテレワークを継続して実施する意欲があること ・ 当該テレワークオフィスに専業の従業員が1名以上勤務していること ・暴力団員及び暴力団でないこと ・事業内容が、法令、公序良俗に反していないこと ・国や地方公共団体が出資して設立した法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと ・国、県等から同様の補助金等の交付を受けていないこと ・テレワークオフィスを売買、または賃貸借契約する者同士が2親等以内の親族でないこと 内容: 【テレワークオフィス物件を購入した場合】 ・購入費用に50%を乗じた額で上限40万円 【テレワークオフィス物件を借りた場合】 ・物件の賃借料(敷金、礼金、その他の管理費用を除く)の6ケ月分に50%を乗じた額で上限20 ※補助金の交付は1事業者あたり一度のみです 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Tu: 027-382-1111 創業者サポート補助金 対象者: 次のいずれにも該当する者 ・年度内に創業予定または申請時点で創業の日から6ヶ月を経過していない者 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人または市内に住所を有し、かつ、主たる事務 所を設置する個人 ・特定創業支援等事業による支援を受けた者 ・市税の滞納がない者 ・創業後も継続して市内で事業を行う予定である者 ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象とならない。 ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者 ・宗教活動または政治活動を目的とした事業を開始する者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可または届出を要する事業 を開始する者 ・他の者が行っていた事業を承継して事業を開始する者 内容:【補助金額】 創業にかかる費用に50%を乗じて得た額(上限50万円)を補助する。ただし、1年以内に市内に転 入した者が新たに創業する場合には上限を70万円とする。 ※予算上限に達した時点で受付終了となります 【補助対象経費】 ・事業所等の増改築または修繕にかかる費用 ・専ら事業の用に供する設備等の購入および設置にかかる費用 ・広告および宣伝にかかる費用 ※対象経費について必ず事前にご相談ください ※補助金の交付決定前に着手・支出された経費は対象外です 【継続奨励金】 補助金が交付された年度の翌年度から起算して3年間の事業の継続が見込まれる場合、10万円の 奨励金を支給する。 問合せ:《商工課 商工労働係》 Tel: 027-382-1111 そ 安中市市民活動推進事業補助金 $\mathcal{O}$ 対象者: 5人以上で構成される団体(過半数が市内に在住・在勤)で、主に市内で活動している団体 他 内 容: 地域の活性化または地域の課題の解決を目的として、団体が新たに取り組む事業に対し、予算の 範囲内で補助金を交付します。 問合せ:《市民課 市民生活係》 Tel: 027-382-1111

類 分	j	事業名 (対象者・内容)
そ	ŧ	ちづくり人材バンク
の他		条 件: 利用条件は、市のホームページをご確認ください。 内 容: 市民活動の活性化や市民参加によるまちづくりの推進を図るため、豊富な経験や専門的な知識、技能を有する方を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な方へ提供していただくシステムです。利用希望の方は、登録者の経験や知識、技能などを自分たちの市民活動、まちづくり活動にご活用いただけます。
		問合せ: 《市民課 市民生活係》 Tu:027-382-1111

# 上野村

令和6年6月時点

類 ゲ 事業名 (対象者・内容) 子 誕生祝金 育 対象者: 1歳に達した子を有する者。(戸籍法第49条に定める届出を行った時から継続して住民である者) 7 支 内容:1子につき5万円を助成する。 援 問合せ: 《振興課》 Ta:0274-59-2111 誕生祝品 対象者: 1歳に達した子を有する者。 内容: 対象者が選んだ村産材を使用したおもちゃを贈呈。 問合せ: 《振興課》 Tel: 0 2 7 4 - 5 9 - 2 1 1 1 がんばる子育て応援手当 対象者: 6か月を超えて継続して住民である方で、3人以上の子を有し、かつ生計を同じくする者。 内 容: 3人目以降の対象児童1名に対して月額1万円を支給する。児童のうち高等学校(特別支援学校 及び高等専門学校を含む。)に就学する者が2人以上あり、そのうちに第2子にあたる児童がい るときは、支給月額に1万円を加える。 問合せ: 《振興課》 Ta:0274-59-2111 がんばる子育て応援特別手当 対象者: 3人以上の子(税法上の扶養家族)を養育(生計同一)する方 ○対象となる子: 平成26年4月2日以降に生まれた子 ※現行のがんばる子育て応援手当と の重複支給はありません。 内 容: ○手当月額: 3人目以降の子一人につき50,000円 ○住居要件 受給者(親等)・・・6ヶ月を超える住民登録 3人目以降の子・・・出生時から住民登録している子 ○所得制限 受給者(親等)・・・所得が250万円以下であること。 世帯員・・・世帯全員の収入合計が600万円以下であること。 問合せ: 《振興課》 Tel: 0 2 7 4 - 5 9 - 2 1 1 1学校給食費の免除 対象者: 村内の保育園に通う園児、または小中学校に通う児童 内 容: 子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所及び小中学校の給食費の保護者負担を免除して 問合せ: 《保健福祉課、教育委員会》 1 1 : 0 2 7 4 - 5 9 - 2 3 0 9 、 5 9 - 2 6 5 7 子供福祉医療の充実 対象者: 18歳になる年度までの子ども(入院・外来ともに無料) 内 容: 子ども医療費(入院・通院)について、医療保険の個人負担分を村と県で全額負担。 問合せ: 《保健福祉課》 1 1 : 0 2 7 4 - 5 9 - 2 3 0 9 入学祝金 対象者: 小学生または中学校に入学する子を有する方 内 容: 支給金額: 30,000円 問合せ: 《振興課》 Ta:0274-59-2111

# 事業名 (対象者・内容) 類 ゲ 子 はばたけ未来祝金 苔 対象者: 前年度に中学校を卒業し、4月1日時点で住民登録のある子を有する方 7 内 容: 支給金額: 30,000円 支 問合せ: 《振興課》 Tm: 0274-59-2111 援 結婚祝金 対象者: 対象は、村に定住の意思(10年以上)のある満45歳以下の者。 内容: 1組あたり20万円を助成する。 問合せ: 《振興課》 TEL: 0274-59-2111 通学費の補助 対象者: 小・中学校へバス通学する児童(遠方に居住)。 内容: 定期券購入に係る費用を全額助成する。 問合せ: 《教育委員会》 Ta:0274-59-2657

## 奨学金の貸与

対象者: 高等学校、高等専門学校、大学、短大及び専門学校に在学する生徒

内 容: 自宅通学者には月額1万5千円、自宅通学者以外には月額5万円を貸与している。返済は、卒業後-

年を経過した年の翌月から返済。ただし、奨学生が卒業した後、村民として在村し、1年以上就

業した方については、その期間に限り返済を免除。

問合せ: 《振興課》 TEL: 0274-59-2111

#### 保育所の設置

対象者: 保護者の方が仕事や病気のため家庭で児童を保育することができない家庭の就学前の幼児

内 容:保育料月額 無料

5,000円/月 1歳半~2歳児

問合せ: 《保健福祉課保育所》 Tm: 0274-59-2729

## 学童保育所の設置

対象者: 日中保護者のいない家庭の小学4年生以下の児童を対象に、生活、遊びを通じてこどもの健康と

健全な成長を助けることを目的としています。

内 容: ○保育時間:

平日=下校時から午後6時まで

休校日(春、夏、冬休み、学校行事による振り替え休校日など)=午前8時から午後6時 ○利用料:5,000円/月(8月は8,000円)

問合せ:《保健福祉課保育所》 Т皿:0274-59-2729

#### 住宅資金借入金利子の助成

住

宅

支

援

対象者: 対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。

内容: 住宅に関する借入れ資金のうち新築は500万円、増改築は300万円を上限に当該借入の利息を標準

的な借入れ条件に置き換えて全額助成(最長10年)。

# 住宅取得応援金

対象者: 対象は、村に定住の意思のある満45歳以下の者。

問合せ: 《振興課》 Ta:0274-59-2111

内 容: 住宅取得年の前年の所得金額(後継者及びその配偶者の合計)が300万円以内の後継者に対し、住

宅取得により生じた不動産取得税相当額及び固定資産税相当額を助成する(最長5年)。

問合せ: 《振興課》 TEL: 0274-59-2111

類 分		事業名 (対象者・内容)
そ	生	活補給金の支給
の他		対象者: 〇資格要件:新たに後継者となった方で安定的な所得(前年度所得が250万円以下)が得られない方(2年目より150万円以下の方)
		内 容: 〇奨励措置:1世帯あたり50,000円/月、独身者は30,000円/月 ○助成期間:3年
		問合せ: 《振興課》 Tal:0274-59-2111

# 神流町

今和6年6月時点

	令和6年6月時点
類 分	事業名 (対象者・内容)
子	I・Uターン者定住奨励事業
育て	対象者: 世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。
支援	内 容: 家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。 ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。なお、国家公務員及び地方 公務員は対象外とする。
	問合せ: 《総務課》 1位:0274-57-2111
	保育料無料中学生まで給食費無料学童保育(6年生まで)無料
	対象者:
	内 容:保育料無料 中学生まで給食費無料 学童保育(6年生まで)無料
	問合せ: 《教育委員会》 Ta:0274-58-2111
	結婚祝い金
	対象者: 結婚後、3月以内に町に永住又は定住することが確実と認められる新婚カップルの祝い金 ただし、新婚カップルは50歳未満で、どちらも過去に同補助金の交付を受けたことがなければ該 当する。
	内 容: 1組に対し、10万円を支給いたします。
	問合せ: 《総務課》 Tu:0274-57-2111
	幼児用補助装置購入費補助
	対象者: 国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの ①購入日に乳幼児が6歳未満であること ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が町内に住所を有すること ③親権を有する者が町税等を滞納していないこと
	内 容: 幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格(消費税を含む)に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1台につき2万円が限度です。 ※幼児用補助装置…チャイルドシート
	問合せ: 《総務課》 Tu:0274-57-2111
	子育て支援金の支給
	対象者: 町内に3月以上継続して居住し、1年以上定住する意思のある保護者及び児童。
	内容: (単位:円) 支給種別 第1子 第2子 第3子 第4子以降 出生時 20,000 40,000 60,000 100,000 小学校入学 20,000 40,000 60,000 100,000 中学校入学 30,000 60,000 90,000 150,000 中学校本業 30,000 60,000 90,000 150,000
	問合せ:《教育委員会》 1年:0274-58-2111
	育児学級
	対象者: 本町に居住する入園前の乳幼児とその保護者
	内 容: 医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の交流を図る。
	問合せ:《保健福祉課》 Ta:0274-57-2111

#### 事業名 (対象者・内容) 類 ゲ 子 神流町通勤・通学等費補助事業(神流町 商品券交付) 苔 次のいずれにも該当する方 対象者: 7 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)神流町外に通勤・通学等し、その通勤等の距離が片道20km以上ある方 支 (3) 町税の滞納がない方 援 【商品券による補助相当額及び交付内容】 内容: 補助相当額 通勤等の距離(片道)に応じて次のいずれかとなります。 (1)20km以上30km未満の方 月額3,000円 (2)30km以上40km未満の方 月額4,000円 (3)40km以上の方 月額5.000円 $\text{Tel}: \ 0\ 2\ 7\ 4-5\ 7-2\ 1\ 1\ 1$ 問合せ: 《総務課》 住 定住促進住宅資金利子補給 宅 対象者: 町内に居住又は居住を予定する者 支 住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利子の1/2とし、年3%を限度として利子補給 援 する。 なお、利子補給期間は5年間が限度です。 Tel: 0 2 7 4 - 5 7 - 2 1 1 1 問合せ: 《総務課》 町営住宅 対象者: ○入居資格 ※入居資格は団地によって異なります。ご注意下さい。 ※入居の際には、神流町在住で、入居者と同等以上の所得のある方の保証人が必要となりま 内 容: ○申込みから入居までの流れ ① 住宅の紹介後、世帯構成、収入、住宅困窮度合い等、簡単な審査を行います。その後、入居を希望する住宅にあった申込書、添付書類等を提出して下さい。 ② 申込書を受付し、再審査を行います。入居許可が下りたら、申込者へ連絡いたします。 ③ 申込者は、入居許可日から10日以内に「請書」(200円分の収入印紙、保証人の所得証明 書、印鑑証明書等を添付)、「覚書」を提出して下さい。様式は、神流町役場にあります。 ④ 敷金を納付していただきます。敷金は、家賃の3ヵ月分です。 ⑤ 住宅の鍵をお渡しします。くれぐれも無くさないように注意して下さい。入居予定日より 15日以内に入居して下さい。 ⑥ 入居後、2週間以内に神流町役場住民生活課へ転入届若しくは転居届をし、住民票1通を産 業建設課へ提出して下さい。 ◆注意事項 ① 神流町町営住宅では、介助犬、観賞用魚類を除き、ペットの飼育は禁止しています。 ② 神流町はテレビの難視聴地域のため、通常のテレビ番組が視聴できません。テレビを視聴 するには、神流町のケーブルテレビに加入して下さい 問合せ:《産業建設課》 Tel: 0 2 7 4 - 5 7 - 2 1 1 1 神流町空き家バンク 対象者: 内 容: HPで空き家を紹介し、借主貸主とのマッチングをし、空き家の活用と移住希望者の定住を促進 する。 問合せ: 《総務課》 Tm: 0274-57-2111

類 分	事業名 (対象者・内容)
住	住宅改造費補助
宅支援	対象者: ①65歳以上の者がいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の3月31日までにある者がいる世帯 ①~③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。
	内 容: 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の一部を、1世帯につき5年間に1度補助します。補助率1/3 補助金限度額20万円 ○工事内容 ①廊下、便所、浴室、玄関等の手すりの取付け ②廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事 ③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等⑤和式便器を洋式便器(暖房・洗浄機能付き)への取替え ⑥廊下、便所等のスペース拡張 ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮(外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可)等 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事
	問合せ:《保健福祉課》 私:0274-57-2111
	神流町除雪機購入費補助金
	対象者: 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)町税の滞納がない方
	内 容: ○補助金額 購入費(消費税含む)の2分の1 (上限:25万円) ※1,000円未満は切捨てとなります。 ○対象となる除雪機 次のいずれにも該当するもの (1)エンジン、モーター等により駆動する除雪機 (2)新品で購入した除雪機 ○対象台数 1世帯1台までとし、この補助金を受けた後10年間は新たな購入にかかる申請はできません。
	問合せ: 《総務課》 121:0274-57-2111
就業	神流町産業振興支援補助金交付要綱
支	対象者: 町内在住者、町内に店舗・工場等の事業所所有者 内容: 6次産業化をされる方
援	①新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業 ②起業、新産業・地域ブランド創出事業 ③地域資源を活用して地産地消・食育事業 ④交流人口の拡大を目的とした事業 限度額100万円で補助対象経費の1/2以内を補助
	問合せ: 《産業建設課》 Ta: 0274-57-2111

# 下仁田町

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支	結婚祝金支給制度
	対象者: ・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・租税並びに介護保険料・水道料金を滞納していない方 ・過去に同祝金の支給を受けたことがない方
援	内 容: 結婚したカップル1組につき5万円を支給
	問合せ:《福祉課 福祉係》 Tm: 0274-64-8803
	結婚新生活資金助成制度 
	対象者: ・町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を持つ方 ・夫婦合算した年間所得が400万円未満である、年齢39歳以下の夫婦 ・租税並びに水道料金を滞納していない方 ・過去に本制度に基づく助成を受けたことがない方
	内 容: 住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせ上限30万円の助成
	問合せ: 《福祉課 福祉係》 1点:0274-64-8803
	不妊治療費助成制度
	対象者: ・町に届け出を行い、不妊治療等を開始した方 ・治療日において町の住所を有しており、引き続き定住の意志がある方 ・夫婦のいずれもが医療保険各法の規定する被保険者または被扶養者であること ・租税等に滞納がないこと ・妻の年齢が45才未満であること
	内 容: ・特定不妊治療(体外授精、顕微授精等)・・・・・1年度の治療費の1/2で、上限100万円 ・一般不妊治療(タイミング法、人工授精等)・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円 ・不育症治療・・・1年度の自己負担額の1/2で、上限20万円
	問合せ: 《保健課 保健予防係》 Tm: 0274-82-5490
	出産祝金支給制度
	対象者: ・町の住民基本台帳に記載された後12ヶ月以上住所を有し、出産後引き続き町内に在住する見込みのある方 ・出産日が本町の住民になってから12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月を経過した日において引き続き町内に在住する見込みのある方 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方
	内 容: 1子30万円を支給
	問合せ: 《住民税務課 住民係》 1世: 0274-82-2112
	育児支援金支給制度
	対象者: ・本町に12箇月以上住所を有する満1歳から満5歳までの児童を養育する保護者 ・租税並びに介護保険料を滞納していない方
	内 容:児童1人につき、満1歳から満5歳まで毎年10万円を支給
	問合せ: ≪福祉課 福祉係≫ TEL:0274-64-8803
	入学祝金
	対象者: ・小・中学校等に入学する児童・生徒を扶養する保護者 ・小・中学校等に入学時において、児童・生徒並びに保護者が下仁田町に住所を有する方 ・保護者が、町税等を滞納していない方
	内 容: 小学校及び中学校に入学の児童・生徒1人につき10万円支給※ただし、現金7万円、下仁田町商 業協同組合商品券3万円
	問合せ: ≪福祉課 福祉係≫ TEL:0274-64-8803

## 事業名 (対象者・内容) 子 子ども医療費無料化 ※高校卒業まで 育 対象者:・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども 7 内 容: ・中学卒業までの子どもの医療費について無料化を実施。ただし、15歳に達する日以後最初の4月 1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費については申請が必要 支 ※令和5年10月から、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで申請不要で医療費無料化 援 問合せ:《福祉課 国保係》 Tel: 0274-64-8801 保育所・認定こども園 保育料完全無料化 対象者: 【要件】 ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること ・保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと 内容: 保育施設に在園するすべての子どもの保育料無料 問合せ: 《福祉課 福祉係》 Ta: 0274-64-8803 保育所・認定こども園 主・副食費完全無料化 対象者: 【要件】 ・保護者及び対象児童が町内に住所を有していること ・保護者が属する世帯で町民税その他、町に納付すべき金額に滞納がないこと 内容:対象児童の主・副食費無料 問合せ:《福祉課 福祉係》 Tel: 0274-64-8803 学校給食費無償化 対象者: 下仁田町内に住所を有し、下仁田町の小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者・監護者。 内 容: 学校給食費無償化 問合せ: 《教育課 学校給食係》 Tm: 0274-82-2542 住 空き家バンク事業 宅 対象者: 支 内 容: 下仁田町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供している。 援 問合せ:《企画課 地域振興係》 Tel: 0274-64-8809 定住促進奨励金制度 対象者: ・下仁田町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方 ・租税および水道料金等の滞納がない方 内容: 固定資産税が課税される当初の年度に30万円を一括交付 問合せ: 《企画課 地域振興係》 Tm: 0274-64-8809 下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度 対象者: 町内に住む勤労者(個人事業主、農家、無職は対象外)で、金融機関から建設資金の融資を受 け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築または分譲住宅を購入した方。 内容:対象額:借入資金のうち400万円以内 利子補給率:借入資金が年率2.0%を超える資金で、2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として行 利子補給期間:3年間 問合せ: 《商工観光課 商工観光係》 Tm: 0274-64-8805 町営住宅の紹介 対象者: 内容: 町への居住をお考えの方に、町営住宅を紹介している。(入居者要件有)

問合せ: 《建設水道課 管理係》 Tal: 0274-64-8807

#### 類:

#### 事業名 (対象者・内容)

# 住宅支

援

#### 下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業

対象者:「ぐんま優良木材」を構造材に使用して、町内に自ら居住する目的で住宅を新築する方。

内 容:補助条件

- ・構造材の60%以上に「ぐんま優良木材」を使用した木造一戸建て住宅であること。
- ・住宅の延床面積が80㎡以上280㎡未満であること。
- ・県内に事業所のある業者による施工であること。

補助金額

- ・延床面積 80 m<sup>2</sup>以上280 m<sup>2</sup>未満 5,000円/m<sup>2</sup> (上限1,000千円)
- ・加算措置 町内事業者施工・地域材利用 各30万円

問合せ: 《農林課 林業係》 Tm: 0274-64-8806

#### 空き家等利活用支援事業補助金

下仁田町での定住及び起業、又は下仁田町を拠点とする二地域間居住を目的に町内の空家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備を行う空家等所有者、又は空家等所有者から空家等を借り受ける又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、指定条件に該当する方

※条件例

- ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みのある方
- ・起業が目的の場合は、5年以上下仁田町で事業を継続しようとする方
- ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約し、その期間在宅するための賃貸借契約又は住宅購入ができる方
- ・空家等の所有者で3親等以内の親族でない方

内容:補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は

100万円を限度額とする。

問合せ:《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809

#### 空き家等利活用片付け支援事業補助金

対象者: 諸条件に該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納 していない方。

※条件例

- ・空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。)
- ・空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家所有者

内 容:補助対象事業の実施に要する経費とし、補助率は2分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は

10万円を限度額とする。

問合せ: 《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809

#### 空き家等利活用取得支援事業補助金

対象者: 諸条件に該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納 していない方。

※条件例

- ・空き家バンク制度を利用して、空き家等を購入した方 (3親等以内の親族の購を除く。)
- ・目的が定住の場合は、今後5年以上下仁田町に住民登録され、かつ、生活の本拠となる見込みの ある方
- ・二地域居住が目的の場合は、今後5年以上下仁田町を拠点として活動することを誓約した方

内 容: 空き家等の取得費の10分の1以内。ただし、1件当たりの補助金は100万円を限度額とする。

※加算要件あり

問合せ: 《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809

#### 空き家等利活用家賃支援事業補助金

対象者: 諸条件に該当する個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、申請時において市区町村民税等を滞納 していない方。

※条件例

・空き家バンク制度を利用して、空き家等を2年以上の賃貸借契約を締結した方(3親等以内の親族の購を除く。)

内 容: 15万円

問合せ: 《企画課 地域振興係》 TEL:0274-64-8809

類 分	事業名 (対象者・内容)	
住宅	家庭用生ごみ処理機の補助	
支	対象者: 町内に住所を有し、過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない世帯で、 生ごみ処理機を適切に維持管理できる方	
援	内 容: 生ごみ処理機 (1世帯につき1基) と生ごみ処理容器 (1世帯につき1組) の経費の1/2を補助する ※上限額…25,000円 (千円未満は切り捨て)	5.
	問合せ: 《保健課 環境係》 Tu:0274-82-5490	
就農	ふれあい農園事業	
農業	対象者: 農業者以外	
足 海 援 験	内 容: 自分で作物を栽培したい方へ農園を貸している。 区画 40~75㎡×14区画 1,600~1,900円/年間	
	問合せ: 《農林課 農業係》 Tel:0274-64-8806	
そ	ねぎとこんにゃく下仁田奨学金	
の他	対象者: ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済している保護者等で下記の条件を満たす方 ・保護者等(ローン契約者)が下仁田町に居住し、町税等を滞納していないこと ・在学奨学生: 奨学生が高校、大学等に在学していること(奨学生の居住地は問わない) ・社会人奨学生: 奨学生が卒業後、実際に下仁田町に居住し、職に就いていること	``
	内 容: 金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン (高校生は月30,000円、大学生等は月50,000円) を借り、返済した場合に、奨学生の在学中は返済した利息相当額を、卒業後は就労し下仁町に居住している期間に返済した元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から助する制度。	:田
	問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tel 0274-64-8809	
	移住促進奨励金制度	
	対象者: 令和5年1月1日以降に町外から移住した50歳未満の方で2人以上の世帯を要し、以下の条件を満す方	た
	・5年以上継続して居住する意思を有する方 ・就業が決定している方(別途就業要件あり) など	
	内 容: 年内に転入された交付対象世帯に翌年の年度末までに一律50万円を交付。	
	問合せ: 《企画課 地域振興係》 Tm: 0274-64-8809	

# 南牧村

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子	結婚·出産祝金支給事業
育	対象者: 南牧村に居住する者で、かつ、永住の意思のある者
て支	内 容: 南牧村の人口の減少を防止し、人口の増加と定着化を図り、もって村勢の発展と住民福祉の向 上に寄与するために、結婚祝金・出産祝金を支給する。
援	• 結婚祝金:1組3万円
	・出産祝金:第1子5万円、第2子以降1人につき10万円 問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tm:0274-87-2011
-	
	保育料の免除
	対象者: 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同 一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として保育園の保育に要する費用の免除
	問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tm : 0274-87-2011
	放課後児童クラブ利用料の免除
	対象者: 保護者等及びその子が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。 同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として学童保育に要する利用料の免除
	問合せ: 《保健福祉課 保健福祉係》 Tm: 0274-87-2011
	対象者: 保護者等及び児童生徒が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として学校給食に要する費用の免除
	問合せ: 《教育委員会事務局 学校教育係》 Tm: 0274-87-2011
	入学支援金の交付
	対象者: 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に入学した者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その 義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として高等学校等の入学に対する補助金(入学生徒1人につき30,000 円)の交付
	問合せ: 《総務課 総務係》 Tm.:0274-87-2011
	対象者: 保護者等が本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地としていること。高等学校等に通学する者を現に養育していること。同一世帯内で公租公課の義務がある者にあっては、その 義務を完全に履行していること。
	内 容: 子育て支援の施策として高等学校等への通学に対する補助金(バス停から駅までの距離により 年額22,000円~42,000円)の交付
	問合せ: 《総務課 総務係》 1点:0274-87-2011
	転入奨励金の交付
	対象者: 満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者及び保護者等が、新たに本村に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠地とすることとなったとき。居住日から引き続いて3年以上居住する意思があると認められるとき。
	内 容: 子育て支援の施策として子育てをしている者の転入に対する奨励金(転入児童等1人につき3 0,000円)の交付
	問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tm: 0274-87-2011

#### ゲ 頁 (対象者・内容) 事業名 子 子ども医療費無料化 苔 内容: 医療費(入院・外来ともに)について無料化を実施。 7 問合せ:《保健福祉課 保健福祉係》 Tel: 0274-87-2011 支 紙おむつ等購入支援補助 援 対象者: 紙おむつ:満3歳の誕生日までの乳幼児 粉ミルク:満1歳の誕生日までの乳児 乳幼児の紙おむつ等(紙おむつ、布おむつ、おしりふき)と粉ミルクの購入に対し、それぞれ 月額上限5,000円。税込金額が上限に満たない場合は、全額を補助。 問合せ:《保健福祉課 保健福祉係》 Tel: 0274-87-2011 幼児用補助装置購入費補助 国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の① 対象者: から③の要件を満たすもの ①平成12年4月1日以降に生まれた乳幼児であること ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が村内に住所を有すること ③親権を有する者が村税等を滞納していないこと 幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助 内容: 装置の購入価格(消費税を含む)に応じた額(その額に1,000 円未満の端数があるときは、当該 端数を切り捨てた額)とし、1台につき25,000円が限度です。 乳幼児1人につき1台、1回まで。 ※幼児用補助装置…チャイルドシート 問合せ: 《総務課 総務係》 Tel: 0274-87-2011 住 新築等祝金の交付 宅 対象者: 本村に住所を有し、現に居住している者。奨励金の支給を受けた後、引き続き10年以上にわ 支 たって本村の住民基本台帳に登録し、生活の本拠地とすること。同一世帯内で公租、公課の義務 がある者にあっては、その義務を完全に履行していること。 援 本村への定住を促進するため、新築等の祝金を交付する。 ・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が66平方メートル以上で、かつ、 費用が1千万円以上のもの[奨励金額:50万円] ・住民が自ら居住する住宅を新築し、1軒当たり延床面積が33平方メートル以上で、かつ、 費用が5百万円以上のもの[奨励金額:20万円] ・住民が自ら居住する住宅を増改築及び改修し、1軒当たりその部分の延床面積が33平方 メートル以上で、かつ、その費用が3百万円以上のもの[奨励金額:20万円] 問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 TEL: 0274-87-2011 空き家バンク制度 対象者: 南牧村への移住希望者 村内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を 希望される方に提供する。 問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 TEL: 0274-87-2011 空き家家財道具等搬出処分費補助 対象者: 空き家バンクに登録、登録する予定の物件 内容: 空き家内の不必要な物の処理等に関する経費を補助する[経費の2分の1の額・上限5万円] 問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tm: 0274-87-2011 そ なんもく暮らし体験民家 $\mathcal{O}$ 対象者: 南牧村への移住希望者 他 暮らし体験民家では、家具・電化製品などを備え、必要最低限の生活用具で移住生活を体験で き、使用期間は1箇月 (30日) 単位とし、最長で2箇月 (60日) とする。寝具や日常消耗品など は使用者が持ち込むものとする。使用料は1箇月3万円、延長(1日毎)千円とする。

問合せ: 《移住・定住課 移住・定住係》 Tm: 0274-87-2011

# 甘楽町

令和6年6月時点

(対象者・内容) 類 分 事業名 子 結婚新生活助成金 苔 対象者: 夫婦双方の年齢が65歳以下で、合計所得金額が800万円未満の者。 7 内容:住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助。上限30万円。(ただし、夫婦双方の年齢が 支 29歳以下、合計所得金額が500万円未満の場合、60万円) 援 問合せ:《福祉課 こども係》 版:0274-67-5194(甘楽町多世代サポートセンター「にこ にこ甘楽」内) 出産祝支給 対象者: 出産者 内容:対象児童1人につき、50,000円の商品券を支給。 問合せ:《福祉課 こども係》 版:0274-67-5194(甘楽町多世代サポートセンター「にこ にこ甘楽 | 内) 家庭子育て世帯応援金 対象者: 0歳から3歳までの保育所等に通所していない児童を家庭で子育てしている世帯 内 容: 児童1人あたり月額2,500円(商品券)を交付。 問合せ:《福祉課 こども係》 版:0274-67-5194(甘楽町多世代サポートセンター「にこ にこ甘楽」内) 特定教育・保育施設利用者給食費無料化 対象者: 町内こども園・保育園に通う3歳児~5歳児 内 容: 給食費について無料化を実施。 《福祉課 こども係》 โน:0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこ にこ甘楽」内) 小中学校給食費無料化 対象者: 町立小中学校全ての児童 内 容: 給食費について無料化を実施。 問合せ:《教育課 学校教育係》 Ta:0274-64-8323 保育料の減免 対象者: 同一世帯、同一扶養義務者によって扶養しており、認定保育所やこども園に通う子を持つ者 内容: 2番目以降の児童を無料にする。 《福祉課 こども係》 Tm:0274-67-5194 (甘楽町多世代サポートセンター「にこ 問合せ: にこ甘楽」内) 学童保育料補助 対象者: 学童保育所を利用する児童。 内容:同時に2人以上利用する場合、2人目以降の月額保育料を半額にする。 問合せ:《福祉課 こども係》 版:0274-67-5194(甘楽町多世代サポートセンター「にこ にこ甘楽」内) 入学応援金 対象者: 小学1年生、中学1年生、高校1年生の入学児童。 内 容: 対象児童1人につき、50,000円を支給。 問合せ: 《福祉課 こども係》 1 1 : 0 2 7 4 - 6 7 - 5 1 9 4 (甘楽町多世代サポートセンター「にこ にこ甘楽」内)

#### 類ゲ 事業名 (対象者・内容) 子 ブックスタート事業 育 対象者: 全乳児 7 乳児健診時に研修を受講したボランティアが絵本を介して語りかけることで対象の親子にあた たかい楽しい時間を共有してもらう。また、読んだ絵本をプレゼントし、家庭でも赤ちゃんとの 支 楽しい時間をつくることに役立ててもらう。 援 《健康課 保健係》 1 1 1 1 2 7 4 - 6 7 - 5 1 5 9 (甘楽町多世代サポートセンター「にこに 問合せ: こ甘楽」内) 不妊治療費助成事業 対象者: 専門医で不妊治療をしている人(申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町税 等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。) 内容: 自己負担額の1/2以内で、限度額35万円/年まで。ただし、各医療保険等で給付される場合 は、その額を控除。 問合せ:《健康課 保健係》 Tu:0274-67-5159 (甘楽町多世代サポートセンター「にこに こ甘楽」内) 不育症治療費助成事業 対象者: 専門医で不育症治療をしている人(申請日に住所を有する夫婦で、医療保険に加入しており、町 税等の滞納がない人。同一治療期間において他市町村の助成を受けていない人。) 内容: 自己負担額の1/2以内で、限度額20万円/年まで。ただし、各医療保険等で給付される場合 は、その額を控除。 問合せ:《健康課 保健係》 面:0274-67-5159(甘楽町多世代サポートセンター「にこに こ甘楽」内) 甘楽町出産・子育て応援事業 対象者: 妊婦・産婦等(申請時の妊娠・出産において他市町村で同様の応援金を受けていない人) 内 容: 安心して出産・子育てができるように、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「出産・子育 て応援金(経済的支援)」を合わせて実施。 ○伴走型相談支援 ・妊婦さんと面談や訪問、電話相談を定期的に実施。 ○出産応援金 ・保健師・助産師との面談後に申請し、妊婦1人50,000円を支給。(多胎は胎児1人につき50,000 円。) ○子育て応援金 ・保健師・助産師との面談後に申請し、対象児1人につき50,000円を支給。 《健康課 保健係》 Ta: 0274-67-5159(甘楽町多世代サポートセンター「にこに 問合せ: こ甘楽」内) 産後ケア事業 対象者: 産後1年未満の産婦と乳児 内容:①乳房ケアや授乳についての相談 ②沐浴などの育児に関する相談 ③産婦さんがゆっくり休めるように赤ちゃんのお世話をサポート ※施設利用の場合にはタクシー利用の助成あり 問合せ: 《健康課 保健係》 Ta:0274-67-5159(甘楽町多世代サポートセンター「にこに こ甘楽」内) フッ化物塗布・洗口事業 対象者: 1歳~中学校3年生までの希望者 内 容: ①1歳0か月~4歳0か月児:「にこにこ甘楽」で実施するむしば予防教室にて原則6か月に1回歯科 健診・フッ化物塗布を無料実施 ②1歳6か月児・3歳児検診にてフッ化物塗布を実施 ③こども園・保育園に通う年中・年長児:各園で週5日フッ化物洗口を無料実施 ④小中学生:フッ化物洗口剤の無料配布 Tm: 0274-67-5159 (甘楽町多世代サポートセンター「にこに 問合せ: 《健康課 保健係》

こ甘楽」内)

類 分		事業名 (対象者・内容)
子	健原	妻ダイヤル24
育て支援		対象者: 全町民 内 容: 健康や介護、育児等に関する電話相談に24時間年中無休で対応する(通話料・相談料無料)。 問合せ: 《健康課 保健係》 Tu:0274-67-5159(甘楽町多世代サポートセンター「にこに こ甘楽」内)
	空	き家バンク
住宅支		対象者: 内容: 町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を、移住・定住を 希望される方に提供し、町ホームページで公開する。
援		問合せ: 《企画課 企画調整係》 1年:0274-74-3133
	甘	楽町空き家リフォーム補助金
		対象者: 町内の空き家を取得して、その空き家へ転居または転入を予定している人 内 容: 個人住宅または併用住宅(個人住宅部分)並びに甘楽町に生活基盤を置くことを目的に取得した
		空き家へのリフォーム(修繕・改築・増築等)を開始する工事で、下記の要件を満たした者に補助する。 【対象要件】 ①空き家の取得により甘楽町に転入し、甘楽町の住民基本台帳に登録された日から 10年以上町内に生活基盤を置く意思がある者 ②世帯全員が町税等に滞納がないこと ③他の制度との併用は不可 ④工事金額(税込み)20万円以上の工事が対象 ⑤申請は当該住宅において1回のみ ⑥暴力団員でないこと 【補助金額】 工事対象経費の1/2(上限50万円)
	1.1.	問合せ: 《企画課 企画調整係》 12:0274-74-3133
	甘	楽町空き家片付け応援補助金概要
		対象者: 補助対象空き家の所有者・補助対象空き家の購入者(賃借者) 内 容: 甘楽町の空き家バンクに登録された物件の家財道具等(可燃性粗大ごみ及び家電4品目)の処分費用の一部を補助する。 【補助対象経費】 1万円(消費税含む)以上の片付けに要した経費・可燃性粗大ごみの処理費・家電4品目の処理費・家電4品目の処理費・処理に係る運搬費 【補助金額】 片付けに要する経費の2分の1(上限10万円)
		問合せ:《企画課 企画調整係》 版:0274-74-3133
	甘	楽町まちづくり定住応援金
		対象者:新たに住宅を取得した人
		内 容: 応援金 7万円
		加算金:転入者・中学生以下同居世帯・土地取得者・町内業者施工・・各3万円
		問合せ: 《住民課 税務係》 Tu:0274-64-8313

#### 類 ゲ 事業名 (対象者・内容) 住 甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金 宅 対象者: ○申請者の要件 支 ・町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 援 ・過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人 ・過去に、この補助金及び甘楽町空き家リフォーム補助金の交付を受けていない人 ○申請者及び同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件 ・町税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと 内容:補助対象の工事費用の20%以内 ※中学生以下の子どもがいる場合は、補助対象の工事費用30%以内(1,000円未満切り捨て) 限度額20万円 問合せ:《建設課 都市計画係》 Tm:0274-64-8322 浄化槽設置補助金 対象者: 住宅などを新築・増築し、新しく合併処理浄化槽を設置する者 住宅などのくみ取り槽または単独処理浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する者 ただし、公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業整備区域は対象外 内 容: 設置補助金額 5人槽 上限279,000円 6~7人槽 上限360,000円 · 8~10人槽 上限477,000円 くみ取り槽または単独処理浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する者は、宅内排水設備補 助の加算金制度により最大30万円が加算されます。 Tel: 0 2 7 4 - 6 4 - 8 3 1 7 問合せ: 《水道課 施設係》 宅内配水設備工事補助金 対象者: 町内在住で、建物の所有者や所有者の同意を得た使用者 内 容: 現在使用している、くみ取り槽または単独浄化槽から公共下水道および農業集落排水に接続する ための工事費用の一部として補助金を交付します。 補助金額 上限30,000円 ただし、申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合は上限50,000円 この補助金は令和8年度で終了します。 問合せ: 《水道課 施設係》 Tm: 0274-64-8317 甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金 対象者: 申請時に住民登録がある者 内容: 〇対象設備 定置用住宅用太陽光発電設備蓄電池システム ・居住するための住宅(店舗、事務所等の併用住宅を含む。)に新たに設置した対象設備 または、新たに購入した住宅に設置されている対象設備 ・未使用品であること ・蓄電池容量の合計が1kwh以上であること ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ・蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内の住宅で使用(自家消費)され 太陽光発電設備により発電される電力を繰り返し、充放電できるものであること ○補助金の額 補助金の額は、1万円×1/kwh (上限5万円)

Tel:  $0\ 2\ 7\ 4 - 6\ 4 - 8\ 3\ 1\ 5$ 

問合せ:《住民課 環境係》

類ゲ 事業名 (対象者・内容) 農 貸し農園の設置 業 対象者: 体 内 容: 〇区画 験 ・休憩棟付農園 (バス・トイレ・流し台あり) 農園面積300平方メートル 年額240,000円 グループ農園 農園面積300平方メートル 年額 60,000円 就 • 大区画農園 農 農園面積150平方メートル 年額 30.000円 支 • 小区画農園 農園面積 80平方メートル 年額 16,000円 援 ○その他の施設 ・クラブハウス 245平方メートル(管理人が常駐) ·駐車場80台分 屋外トイレ2棟 ・貸出用農機(耕うん機) (有料) ・毎年1月に募集開始(利用期間は原則3月から1年間で翌年の更新も可能) ・空き家区画等は甘楽ふるさと農園へお問い合わせください。(Ta.: 0274-74-7428) 問合せ:《産業課 農林係》 Tel: 0 2 7 4 - 6 4 - 8 3 1 9 かんら未来人財応援事業補助金 0) 対象者: 以下、いずれにも該当する者。 他 ・大学等を卒業し奨学金の返済をしている者。 ・町内に住所を有し、または町内企業で就業する者。 ・4月1日現在で30歳未満の者 内 容: 奨学金を返還する際に、返還額の1/2を補助する。(最大60ヶ月(5年間)) ・町内に住所を有し、かつ、町内企業で就業する者 最大12万円 ・町内に住所を有する者 最大10万円 ・町内企業で就業する者 最大2万円 問合せ:《企画課 企画調整係》 Tel: 0 2 7 4 - 7 4 - 3 1 3 3 空き店舗等活用支援事業補助金 対象者: 新たに空き店舗等の建物内において事業(小売業やサービス業等)を始める者 内 容: 空き店舗等の改修に係る経費の1/2以内の額とし、上限50万円まで補助する。(外装工事、内装工 事、給排水設備工事、電気設備工事、機械設備工事等) 問合せ:《産業課 商工観光係》 Tel:  $0 \ 2 \ 7 \ 4 - 6 \ 4 - 8 \ 3 \ 2 \ 0$ 甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金 対象者: ○新卒採用者の要件 ・前年10月から本年9月30日までに新卒として採用された人 ・6カ月以上継続して町内に住所を有している人 ・6カ月以上継続して町内事業所で就業した人 ・事業主と3親等以内の親族関係にない人 ・町税等を滞納していない人 ○事業主の要件 ・対象者を6カ月以上町内の事業所で雇用してる事業主 ・雇用保険の適用事業主 (見込みも含む) ・町税等を滞納していない事業主 ・清算手続き中、破産手続き中、再生手続き中や暴力団関係者でない事業主 内容: 〇新卒者本人 10万円 ○事業主 大学など(大学、短大、専修、大学院)の新卒者…1人当たり25万円 高卒の新卒者…1人当たり10万円 問合せ:《産業課 商工観光係》 Tel: 0 2 7 4 - 6 4 - 8 3 2 0

類 分	事業名 (対象者・内容)
そ	甘楽町デマンドタクシー『愛のりくん』
の (h	対象者: 町内外問わず事前登録した者
他	内 容: ○運行範囲 町内全域と公立富岡総合病院及び公立七日市病院 ○運行形態 利用者の需要に合わせ運行する『デマンド方式』 第1便の午前8時00分発から最終便の午後5時00分発までの運行 乗車1回あたり大人300円、子ども100円(中学生以下とし、未就学児は 無料)、障害者100円(付添人は1人まで200円) ・

# 中之条町

令和6年6月時点 事業名 (対象者・内容) 子 出産・子育で応援事業 育 対象者: 町に住所のあるすべての妊婦・子育て世帯 7 内 容: 安心して出産・子育てできるよう妊娠期から継続した相談支援と出産応援ギフト・子育て応援ギ 支 フトにより経済的支援を行う。 援 問合せ:《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tm: 0279-75-8833 産前・産後ヘルパー派遣 対象者: 町に住所のある妊娠中から産後6か月未満の妊産婦で体調不良等により家事・育児を行うことに支 障があり、日中援助者がいない支援を必要とする家庭 内容: ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行う。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tu: 0279-75-8833 ブックスタート事業 対象者: 内 容: 赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレ ゼントする。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tal: 0279-75-8833 各種予防接種補助事業 対象者: 内 容:次の予防接種費用を補助する。 ①おたふくかぜ(1歳~就学前の幼児、1回限り全額) ②インフルエンザ(妊婦及び6か月~高校3年生相当の人、全額) ③大人の風しん (妊娠を希望する夫婦、妊婦と同居する家族、1回全額) ※ただし、抗体検査(自費)の結果が陰性の人に限る。 ④子宮頸がん(平成9年度~平成17年度生まれの女子で定期接種の対象年齢を過ぎて接種し た人、全額) 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tu:0279-75-8833 不妊治療助成事業 対象者: 一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費 内 容: 医師が認めた治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。 問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Tal: 0279-75-8833 子ども医療費の無料化 対象者: 出生から18歳年度末までの子ども 内容:保険対象の医療費について無料化を実施。(群馬県内の市町村で一律実施) 問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825 出産祝金 対象者: 出産時前から中之条町に6ヶ月以上居住している新生児の父母。第2子以上は、出産時に1子以 上を養育している父母 内 容: 子どもの誕生を祝福し、児童の健全な育成を図るため出産祝金を支給する。 ·第1子 10万円 第2子 25万円 ·第3子 30万円 ·第4子 50万円 問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825

領 分

事業名 (対象者・内容)

子 苔 7 支

援

#### 保育料の無償化

対象者: 町立幼稚園・保育所に通園・通所する幼児

内容: 国の制度対象外の部分について無償化(保育所の副食費も無償化)

問合せ: 《こども未来課 学校教育係》 Tal: 0279-75-8850

#### 乳児おむつ等購入費助成

対象者:満2歳未満(※)の乳児を養育する保護者

内容:上記(※)の乳幼児が使用するおむつ等の購入にかかった費用を助成する。

助成額:費用の80%(月額上限3,000円)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Ta: 0279-75-8825

#### 子育て相談事業

対象者:

内容: 町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。(平日9時~16時)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825

#### 入学祝品

対象者: 小中学校に入学する児童・生徒

内 容: お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825

#### 入学準備応援品

対象者: 小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯

内容: 世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。 問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Ta: 0279-75-8825

#### 保育所·幼稚園運営管理

#### 対象者:

内容:公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。

保育所での一時預かり事業や、幼稚園での延長預かりを実施し、子育て世帯の支援を行う。ま

た、地域子育て支援センター事業や園庭開放等を行い、子育て不安の軽減を図る。

問合せ:《こども未来課 学校教育係》 Tm:0279-75-8850

#### 放課後児童対策事業

対象者: ○放課後子ども教室 中之条小学校1~3年生、○放課後児童クラブ 町内小学校1~6年生

内 容: ○放課後子ども教室 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。 ○放課後児童クラブ 学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後 児童の居場所を提供する。(中之条地区2か所;民営 六合地区1か所;公営)

・利用料助成 ①利用者世帯②ひとり親世帯③多子世帯(同時入所2人目以降)それぞれ1人月額

2,000円を上限に助成

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825

#### 親子の交流の場運営

#### 対象者·

内容: 町内2施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。

・対象施設 世代間交流館「ゆびきり」・子育てひろば「はっぴ~」

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825

#### 子育て支援サークル等活動支援

対象者: 町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体

内容: サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。

・補助額 サークル 児童1人2千円

支援団体 運営費の1/2(上限7万円)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tu:0279-75-8825

# 頁 事業名 (対象者・内容) 子 奨学金の貸与 苔 対象者: 中之条町に住所を有する方の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に修学する方。 7 支 問合せ:《こども未来課 総務係》 援 給食費の無料化

内容: 経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。

Tel: 0279-75-8824

対象者:・町立幼稚園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒

・町内在住で特別支援学校幼稚部、小・中学部に通学する児童・生徒

内 容:給食費の無償化

(特別支援学校に通学する児童生徒の場合、保護者に給食費相当分を補助金として交付)

問合せ:《こども未来課 総務係》 Tel: 0279-75-8824

## 産後ケア

住

宅

支

援

対象者: 産後~4ヶ月までの母子(相談により12か月まで利用可能)

内容: 助産師による授乳指導、育児相談等を指定医療機関や自宅でサポートする。

問合せ: 《保健環境課(保健センター) 健康係》 Ta: 0279-75-8833

## 住宅リフォーム補助金

対象者: 住宅の改修等を行う者

内容:経費の一部を予算の範囲内において補助する。

・対象工事:工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等・補助金額:【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円

【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tel: 0279-75-8848

#### 勤労者住宅建設資金利子補給

対象者: 町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者

内 容: 住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的として、勤労者の住宅建設資金に

対して利子補給する。

・面積要件:総床面積280平方メートル以下の専用住宅

・利子補給金:建築または購入資金を融資機関から借り入れた場合、最高12万円を予算の範囲

以内で交付。

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tm: 0279-75-8848

#### 住宅取得費補助金

対象者: 町内に住宅を取得する者

内 容: 予算の範囲内において補助する。

・対象工事:住宅の新築、購入

・基本補助金額:【新築(町内業者)】費用の1/20、上限100万円 【新築(町外業者)】費用の1/40、上限50万円

【中古】費用の1/40、上限25万円 ・加算補助金額:[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円

[若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円

・要件:5年以上定住すること等

問合せ: 《地域共創課 企画・デジタル戦略係》 Tel: 0279-75-8837

#### 空き家対策補助金【空き家解体補助金】

対象者: 該当建築物の所有者

内容: おおむね5年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家

等に認定された建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。

・対象工事:空家住宅の解体工事

・補助金額:【町内業者】費用の1/2、上限70万円

【町外業者】費用の1/4、上限35万円

・要件:工事着手前に申請すること

問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089

# 頁 住 宅 支 援 いて補助する。

事業名 (対象者・内容)

#### 空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】

対象者: 該当建築物の所有者

内容: おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内にお

・対象工事:空家の改修工事

・基本補助金額:[町内業者]費用の1/2、上限100万円

[町外業者]費用の1/4、上限50万円 ・加算補助金額:[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円

[若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円

・要件:10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等

問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tal: 0279-26-7089

#### 空家家財道具等片付け補助金

対象者: 該当建築物の所有者又は購入者等

内容: 空家の片付けに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。

・対象:空家の片付けに係る処分運搬費用

・基本補助金額:費用の1/2、上限10万円(補助対象経費1万円以上)

・要件:3年以上空家状態であること。2回目は交付後10年経過していること。着工前に申請す

ること等

問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089

#### 町営住宅の紹介

対象者: 町での居住を考えている方

内容: 町営住宅の空き状況を公開。(入居要件あり)

問合せ: 《建設課 都市計画・住宅係》 Tal: 0279-75-8828

#### 結婚新生活支援補助金

対象者: 結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦

主な要件

・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること(奨学金を返済中の人は返済額を控除)

・他の公的な補助を受けていないこと

・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること

内 容: 若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、リフォー

ム費、引っ越し費用等を助成する

・補助額:上限30万円(夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円)

問合せ: 《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 Tm: 0279-75-8825

就 業 支

援

#### チャレンジショップ出店支援事業

対象者: 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店希望者

内容: 商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。

・補助金額:【改修費補助】改修費用の1/2、上限30万円(初年度1回限り)

※町内業者への発注に限る。

【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円(町民は最長3年間、町民以外は最長

1年間)※店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。

問合せ:《観光商工課 商工係》 Tel: 0279-75-8848

#### 地方就職支援金

対象者: 東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学を卒業する見込みの者

で、群馬県内に所在する企業に就職が内定し、中之条町内に移住する意思を有している者

内容: 卒業年度の採用面接にかかる交通費として一人1回を限度として支援金を支給する。

・支援金額:就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。

ただし、就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合や就業先企業が交通費の一部を支

給している場合は、定額支給によらず要綱に基づいて算出した額を支給する。

《観光商工課 商工係》 Tel: 0279-26-7727 問合せ:

### 頁 事業名 就 起業支援事業補助金 農 対象者: 町内で起業する事業者 支 内容: 産業の振興・活性化を図るため、対象者に次の支援を行う。 援 ※町内業者への発注に限る。 問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tm: 0279-75-8848 円を交付。 問合せ:《農林課 農業振興係》 新規就農者経営スタート支援事業

(対象者・内容)

・補助金額:【事業所開設支援事業】事業所等開設に要する経費の1/2、上限100万円

【雇用促進事業】事業実施に必要な直接人件費の1/2、限度額5万円/月、

事業開始日から12か月以内、申請者及び役員を除く

・要件:上記補助事業を組み合わせて実施する場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。

ただし、申請者が町民以外の場合は上限50万円とする。

#### 新規就農者育成総合対策「就農準備資金」「経営開始資金」(町単独交付金)

対象者: 経営開始時の年齢が54歳以下の町内在住の認定新規就農者

内 容: 国の標記対策「就農準備資金」「経営開始資金」の対象年齢を5歳引き上げて年間最大120万

Tel: 0279-75-8844

対象者: 経営開始から1年以内の町内在住の認定新規就農者(申請時年齢50歳以下)

内 容:経営開始時に必要な補助事業で対応できない経費について、町の定額補助金(上限30万円)を

支給。

問合せ:《農林課 農業振興係》 Tel: 0279-75-8844

#### 担い手後継新規就農奨励事業

対象者: 認定農業者及び人・農地プラン等で位置づけられた担い手が後継と認める町内在住の新規就農者

(就農時年齢50歳以下で就農後1年以上5年以下の者)

内容: 認定農業者等の担い手の後継の奨励・育成の観点から奨励金30万円を支給。

問合せ: 《農林課 農業振興係》 Tu: 0279-75-8844

#### そ $\mathcal{O}$

他

#### 移住・定住コーディネーター設置事業

対象者: -

内 容: 専属のコーディネーターが相談業務のほか、移住候補地の現地案内、移住後のアフターフォロー

など移住・定住を総合的にバックアップします。まずは、電話・メールでご相談ください。

問合せ: 《中之条町移住・定住相談窓口》 Ta: [休日対応可能]電話:090-2764-4510 (9時~16時) メー

ル: i ivu@nakano jo-machi. jp

#### 移住体験住宅

対象者: 移住希望者

内 容: 中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・

定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポート。

使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。

問合せ: 《中之条町移住・定住相談窓口》 To: 「休日対応可能]電話: 090-2764-4510 (9時~16時) メー

ル: ijyu@nakanojo-machi.jp

#### 空き家バンク

対象者: 町内の空き家物件を買いたい(借りたい)方あるいは売りたい(貸したい)方。

内 容: 町内への移住や定住を促進するため、空き家所有者からの相談・申請に基づき、空き家調査を行

い、町内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で空き家情報を提供する。

問合せ: 《防災安全課 危機管理係》 Tel: 0279-26-7089

# 類 分 事業名 (対象者・内容)

事業継続補助金の

他

対象者: 町内で3年以上継続して事業を営んでいる小規模事業者

内 容: 事業継続の支援として、店舗改修や事業継続に必要な備品購入に対して、その経費を一部補助。

・補助金額:事業継続のために発注する店舗・事務所の改修、備品購入の費用で、消費税を除い

た事業費を対象。

※町内業者への発注に限る。

・補 助 率:20万円以上の事業費を対象として、補助率は1/2(千円未満は切り捨て)限度額を30

万円とする。

問合せ: 《観光商工課 商工係》 Tm: 0279-75-8848

#### タクシー運賃等助成事業

対象者: 町内に住所を有する者で、下記に該当するもの。

- (1) 65歳以上で自動車運転免許のない者
- (2) 自動車運転免許証を返納した者

(3) 身体障害者手帳の種別が1種(JR旅客運賃割引制度)の者及び視覚障害又は下肢障害の者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者

内容: (1)、(2)の対象者は、500円券60枚を1冊と500円券20枚を1冊まで福祉タクシー助成券を購入

できる。(3)の対象者は、500円券60枚を2冊まで無料で交付。 問合せ:《住民福祉課 福祉係》 Ta:0279-75-8818

#### 買い物支援バス

対象者: 高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。

内 容: 町内の商店への送迎バス。祝日・休日・年末年始以外の水〜金に地区別に運行している。費用は

無料。

問合せ: 《住民福祉課 福祉係》 Tm: 0279-75-8818

#### 買い物支援バス(六合支所)

対象者: 高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。

内 容: 町内等の商店への送迎バス。月4回運行。2地区に分けて運行している。費用は無料。

問合せ: 《六合振興課 総合窓口係》 Tm: 0279-95-3111

#### 医療機関等外出タクシー運行事業

対象者: 町内に住所を有する者で、自動車運転免許証を有しない者のうち、下記に該当するもの。

(1) 65歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の種別が1種 (JR旅客運賃割引制度) の者及び視覚障害又は下肢障害の者

及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者 (3) 自動車運転免許証を返納した者

内 容: 町内に在住する者のうち、65歳以上の人や障害のある人で自動車などの運転ができない人が 医療機関などに外出するための移動交通手段として、地区ごとにコース、運行日を設定して運行

している。

※ 要利用登録、要利用予約

問合せ: 《地域共創課 地域政策係》 Tm: 0279-75-8802

#### 交通空白地有償運送事業 やまどり (六合支所)

対象者: 六合地区内に住所を有する者で、下記に該当するもの。

(1) 65歳以上の者

(2) 身体障害者手帳等の交付を受けている方や40歳~64歳までの介護保険の要介護認定等や生活保護受給者等々で、登録料を納めた方

内 容: 利用区域:六合地区内及び長野原草津口駅のみ

利用利用金:登録料2,000円(毎年)

1回利用(A地点からB地点)ごとに400円

利用時間:月曜日から金曜日(国民の祝日及び年末年始の休日を除く)

午前9時から午後4時30分まで

利用方法:利用したい日の前営業日までに予約

その他:やまどり利用者に限り、時間外において福祉タクシー助成券で乗り継ぎができる。

問合せ: 《六合振興課 総合窓口係》 Tm: 0279-95-3111

# 長野原町

令和6年6月時占

	令和6年6月時点
類 分	事業名 (対象者・内容)
子	出産奨励手当金の支給
育て	対象者: 出産時において、6ヶ月以上前から継続して町に住所がある当該出生子の父または母 第3子以降は、出産時に第2子以上を養育している当該出生子の父またまたは母
支	内 容: 出生子1人につき10万円、第3子以上については出生子1人につき15万円
援	問合せ: 《町民生活課 福祉係》 1点:0279-82-2246
	入学記念品の贈呈
	対象者: 小学校1年生になる児童 内 容: 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する。
	問合せ: 《町民生活課 福祉係》 Ta: 0279-82-2246
	入学準備記念品の贈呈
	対象者: 町に住所を有する町内小学校6年生を卒業する者
	内 容: 4万円相当の商品券を、毎年卒業時に1回贈呈する。
	問合せ: 《町民生活課 福祉係》 Tu: 0279-82-2246
	保育料徴収に伴う特例
	対象者: 同一世帯から同時に 2 人以上が入園している場合、 2 人目以上の児童
	内 容: 2人目 算定保育料×0.5、3人目以上 無料 (第3子以降3歳未満児の保育料は、群馬県の保育料免除事業により無料)
	問合せ: 《教育課 子ども子育て支援室》 Tm.:0279-82-2029
	遠距離幼児児童生徒通学費補助金交付事業
	対象者: 通学距離が4kmを超える児童及び6kmを超える生徒、幼児については4kmを超える者。 交通機関を利用する児童生徒。
	内 容:
	問合せ: 《教育課 学校教育係》 1点:0279-82-2029
	給食費の無料化
	対象者: 町立こども園・小学校・中学校に通学する児童・生徒 内 容: 給食費の無料化
	問合せ: 《教育課 学校給食係》 Tm: 0279-82-2853
	チャイルドシートの貸し出し
	対象者: 住民基本台帳に登録されている者
	内 容: 貸し出し期間は6ヶ月以内(但し、希望により延長可能) 利用料無料、返却時にクリーニング代のみ負担
	問合せ: 《町民生活課 福祉係》 Tu: 0279-82-2246

#### 事業名 (対象者・内容) 額 ゲ 住 住宅改修等助成金交付事業 宅 対象者: 継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 支 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 援 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと 内容:・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用(消費税を除く)の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。 ただし、200千円を上限とする。 ・助成対象となる住宅1棟につき1回限りの交付とする。 問合せ:《建設課 管理国土調査係》 Tel: 0279-82-3010 移住者向け住宅改修等助成金交付事業 移住者で今後2年以上使用すること。 対象者: 税金の滞納がないこと 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。 空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工 内 容: 事すること。 総額の1/2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ: 《未来ビジョン推進課 水源地域振興係》 Tu:0279-82-2229 家財等処分費助成金交付事業 対象者: 移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等 空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処 理業者等に委託するための費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生セン ターにおける廃棄物処分に係る費用等。 総額の1/2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ: 《未来ビジョン推進課 水源地域振興係》 Tel: 0279-82-2229 公営住宅の紹介 対象者: 町営住宅入居希望者(入居要件有り) 内 容: 町営住宅の空き状況の公開 問合せ:《建設課 管理国土調査係》 Tel: 0279-82-3010 就 起業支援事業補助金

対象者: ・町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。

(1)代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者

(2)町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者

内 容:産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業す

る事業者を支援する。

業

支

援

・事業所開設支援事業(補助率1/2 上限100万円)

·事業所等賃借事業(補助率1/2 月額5万円) ·雇用促進事業(補助率10/10 月額5万円)

問合せ: 《未来ビジョン推進課 観光商工係》 Tm: 0279-82-3013

# 嬬恋村

令和6年6月時点

		<u> </u>
類 分		事業名 (対象者・内容)
子	出	産祝い金支給事業
育て		対象者: 子どもの出産日に、父または母が6ヶ月以上嬬恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納未 納がない方
支		内 容: お子さん1人 50,000円
援		問合せ: 《健康福祉課》 Tu:0279-96-0512
	小、	・中学生を対象とした新生活準備金
		対象者: 次年度に入学する児童(16歳未満)は、前年度の1月1日時点で嬬恋村の住民基本台帳に記載されて
		いる者 当年度に卒業する児童は、卒業年度の1月1日時点で嬬恋村の住民基本台帳に記載されている者 但し、対象児童を養育する者又はその配偶者に村税・各種手数料等に滞納未納がある場合は除 く。
		内 容: 小・中学校入学時 30,000円 中学校卒業時 50,000円
		問合せ: 《健康福祉課》 Tu:0279-96-0512
	給	・ 食費の無料化
		対象者: 村立のこども園、幼稚園、小学校、中学校に在籍する幼児・児童・生徒全員
		内 容: 中学校卒業までの給食費無料
		問合せ: 《教育委員会 学校教育係》 1点:0279-96-0544
	教	材費等の購入補助
		対象者: 村立の小学校、中学校に在籍する児童・生徒
		内 容: 小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度 内において公費負担にて一括購入。
		問合せ: 《教育委員会 学校教育係》 1回:0279-96-0544
	英	検受験料の補助
		対象者: 村立の中学校に在籍する生徒
		内 容: 年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。
		問合せ:《教育委員会 学校教育係》 面:0279-96-0544
	保	育料徴収に伴う特例
		対象者: 嬬恋村に住民登録があり、保育所等に在籍する幼児
		内 容: 保育料無料
		問合せ:《教育委員会 学校教育係》 版:0279-96-0544
住宅	住	宅改修等助成金交付事業
支		対象者: ・嬬恋村に1年以上継続して住民登録をしているか、工事終了後1年以上継続して居住し住民登 録をすること
援		・本人および同一世帯の税金や料金などに延滞がない人 ・嬬恋村内の事業者が請け負い、10万円以上の経費がかかる工事であること ・村から別の補助金や助成金を受けていないこと
		内容: ・助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 ・助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新増改築等工事(太陽温水設備 も対象)であること。 ・助成金の額は、住宅改修等の専用の20%(上限20万円)とする
		・助成金の額は、住宅改修等の費用の20%(上限20万円)とする。
		問合せ:《観光商工課》 1年:0279-82-1293

#### 類 分

#### 事業名 (対象者・内容)

# 住宅支

援

#### 定住促進住宅用地分譲事業

対象者: 定住する意思を持ち住宅が必要な方

内容: 〇細原住宅団地分譲中

・JR万座・鹿沢口駅から車で20分

・区画面積 (平均) 約450 m<sup>2</sup>

·坪単価 (平均) 14,000円

問合せ: 《建設課》 Ta:0279-96-1973

#### 薪ストーブ購入・設置費補助金

対象者:・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

・継続して1年以上住民登録等をしているか、住民登録等の期間が1年未満の場合は薪ストーブ 設置完了後、その物件に1年以上居住し、同時に住民登録等をすること。

・村税及び使用料等を完納していること。

内容: 購入する薪ストーブ1基につきを村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4

分の1を補助する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。

#### 結婚新生活支援補助金

対象者: ・結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦

・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること(奨学金を返済中の人は返済額を控除)

・他の公的な家賃補助等を受けていないこと

・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること

(その他の要件あり)

内容:住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用等を(39歳以

下:上限30万円、29歳以下:上限60万円)を助成する。

問合せ: 《未来創造課》 Tu:0279-96-1257

#### 空き家・空き地バンク購入補助金

対象者:嬬恋村空き家・空き地バンクに登録された空き家等を本村に定住する意思を持って購入する者で、以下のいずれかに該当する者。

・嬬恋村に住民登録されている若年夫婦(夫婦の合計が90歳未満)

・一人親世帯 (親の年齢が45歳未満、子の年齢が18歳未満の2人以上の世帯員)

• 転入世帯

(直近5年以上継続して嬬恋村の区域内に居住しておらず、5年以上継続して居住する意思がある世

帯)

#### 創業·第二創業支援推進事業

対象者: ・代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者

・村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者

・村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。

内 容: 村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金

(補助限度額、補助率は対象事業よるが合計の上限は100万円)

問合せ:《観光商工課 商工係》 1回:0279-82-1293

就業

支

援

#### 特産品開発支援事業補助金

対象者: 村内を活動拠点とする地域活動団体及び村内を所在地とする高等学校、その他村長が適当と認め

る団体

内容: 地域活動団体等による、嬬恋村に関する特産品の開発・改良等の補助金

・補助限度額は5万円

・補助率は地域活動団体2分の1、高等学校10分の10

問合せ: 《農林振興課 農業係》 Tm: 0279-96-1256

#### 事業名 (対象者・内容) 額 ゲ 就 6次產業化等促進支援事業補助金 業 村内に住民登録または法人登録をしている次に揚げる団体等とする。ただし、過去に同じ目的 支 で当該補助金を受けた団体等を除く。 (1) 村内で農業を営んでいる個人 援 (2) 村内に所在を置く農地所有適格法人 (3) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ (4) その他村長が認める者 内 容: 6次産業化による特産品開発等の補助金 上限は50万円 ・補助率は対象経費の2分の1 問合せ: 《農林振興課 農業係》 Tm:0279-96-1256 観光物産展等参加事業補助金 対象者: 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。 (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人 (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者 (3) 東京23区及び政令指定都市において開催される観光物産展等の参加時に村等が作成した観 光パンフレットの配布など村の観光宣伝に協力できる者 (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内産品の販路拡大にも協力できる 者 (5) その他村長が適当と認める者 内 容: 村内の団体や個人が実施する村内産品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係 る経費の補助金。 ・1回あたり上限は8万円、年間上限は20万円を補助 問合せ:《観光商工課 商工係》 1至:0279-82-1293 中小企業退職金共済制度加入促進補助金 対象者: 嬬恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者 対象となる共済制度は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度のうち先に加入したもの ただし、同時に重複加入したものについては、掛け金の高い方を対象とする。 内 容: ○対象期間:被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間 ○補助額:月額1,000円 ただし、月額の掛金が5,000円未満の場合には当該掛金の100分の20以内 問合せ:《観光商工課 商工係》 Tm:0279-82-1293 移住希望者滞在費補助金 対象者: 嬬恋村への移住活動の一環として、村内宿泊施設に滞在する方 内 容: 基本宿泊料金の1/2以内で、1人あたり4,000円を上限に支給 小学生以下は2,000円が上限(宿泊料金が徴収されない場合には、対象外) 1世帯当たり同一年度内につき2回以内とし、初回の申請の日から起算して3年間が限度 問合せ: 《交流推進課》 1回:0279-82-5191 そ 高輪者温泉保養事業 $\sigma$ 対象者: 嬬恋村に住民登録のある65歳以上の方。 他 内 容: 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設(温泉施設)に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円(1枚の券で1回入浴可) 問合せ:《健康福祉課》 1 2 2 7 9 - 9 6 - 0 5 1 2 おでかけタクシー助成事業 対象者: 嬬恋村に住民登録があり、かつ65歳以上の方および障害者手帳をお持ちの方。

内 容: 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券 一冊(50枚綴り) 10,000円/25枚綴り 5,000円

問合せ: 《健康福祉課》 1回:0279-96-0512

類 分	事業名 (対象者・内容)
その	乗り合い送迎サービス「チョイソコ つまごい」
他	対象者: 住民登録がある方のうち、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方
172	内 容: 利用者の自宅から村内に設置した指定停留所までを申込み状況に応じた最適ルートを通り、目的 地の指定停留所まで乗合で使用できる。(会員登録制) 乗車一回ごとに200円
	問合せ: 《未来創造課》 1位:0279-96-1257
	不妊治療助成金
	対象者: 法律上の婚姻関係にある夫婦で、村内に継続して1年以上住所があり、村税等の滞納、未納がない 方
	内 容: 医師の判断を受けて実施する保険適用外の不妊治療費の助成(年度限度額100万円)
	問合せ: 《健康福祉課 保健室》 Tm: 0279-96-1975
	初回産科受診料助成事業
	対象者: 嬬恋村に住民登録があり、妊娠した可能性のある者
	内 容: 初回産科受診に係る診察、及び検査費用の助成(年度内1人1回上限額1万円)
	問合せ: 《健康福祉課 保健室》 Ta:0279-96-1975

### 草津町

令和6年6月時点

類ゲ 事業名 (対象者・内容) 子 出産祝い事業 育 対象者: 草津町における出生者 7 内容: 出生届受理の際に品物を交付(現在は小型ぬいぐるみ) 支 問合せ: 《住民課》 TEL: 0279-88-7192 援 出産祝い金 対象者: 草津町における出生者の父または母 内 容: 出産祝い金を支給する。 第1、2子 5万円支給第3子 10万円支給第4子以降 15万円支給 問合せ:《住民課》 Tm:0279-88-7192 給食費の無料化 対象者: 幼児・小中学生 内 容: 認定こども園、小中学校児童生徒の給食費について無料化を実施。 問合せ: 《ベルツこども園》 1 1 : 0 2 7 9 - 8 8 - 3 7 3 8 保育料の無償化 対象者: 3歳児未満児 内容:認定こども園の保育料の無償化を実施。 内 容: 遠距離通園費補助 対象者: 一部地域から認定こども園に通園している児童 内 容: 通園費を補助する。 遠距離通学費補助 対象者: 一部地域の小中学校児童生徒 内容: 小中学生に対し一部地域からの通学費を補助する。 高校生等就学費補助 対象者: 学校教育法に規定する高等学校(高等専門学校)、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生 内容: 高校生等に対し就学費の一部を年額50,000円補助する。 問合せ: 《教育委員会》 Tm: 0279-88-0005 奨学金貸与 対象者: 経済的理由により就学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方 経済的理由により就学困難なものに対して月額20,000円を上限に学資を貸与し教育の機 会均等を図る。 

類 分		事業名 (対象者・内容)
子	児	童室(学童保育)
育		対象者: 小学校1年生から4年生までの児童
支		内 容: 放課後児童健全育成事業として、小学校1年生から4年生までの児童の預り事業を全額公費負担(おやつ代を含む)で実施。
援		問合せ: 《こどもみらい課》
	中	学生学生服購入負担事業
		対象者: 草津中学校に進学する小学校6年生
		内 容:中学生の学生服の購入について、半額を公費負担する。
		問合せ: 《教育委員会》 1~1.0279-88-0005

# 高山村

令和6年6月時点

	<u> </u>
類 分	事業名(対象者・内容)
子	出産祝金支給
育て支援	対象者: (1) 出産した者またはその配偶者で、その出産児を養育する者 (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。) (3)(2)の要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者
	内 容: 出産時に出産祝金を支給 ・第1子 200,000円 ・第2子 300,000円 ・第3子以上 500,000円
	問合せ:《保健みらい課 福祉係》 Tu:0279-63-1311
	不妊治療費助成
	対象者: 不妊治療を受けらた方 内 容: 不妊治療に要した本人負担額の半額を助成 限度額:年額100,000円 助成期間:通算3年
	問合せ:《保健みらい課 保健係》 Tm:0279-63-1311
	福祉医療費助成制度(子ども、重度心身障害者等の医療費無料化)
	対象者: 18歳年度末までの子ども ※重度心身障害者、母子・父子家庭(18歳年度末まで、所得課税額3万円以下) ※親のない子(18歳年度末まで、所得課税額3万円以下)
	内 容: 保険医療費(入院・通院)の無料化
	問合せ: 《住民課》 1社:0279-63-2111
	紙おむつ等購入費用一部補助
	対象者: 満1歳に満たない乳児を扶養する保護者
	内容:購入費用に基づいて乳児1人につき月額3,000円まで
	問合せ:《保健みらい課 福祉係》 Tu:0279-63-1311
	各種任意予防接種費用一部補助
	対象者: ・季節性インフルエンザ: 妊婦、生後6カ月~高校3年生相当の年齢の者 ・ロタウイルス : 生後6週0日~24週0日(または32週0日)の乳児 ・おたふくかぜ : 1歳~4歳未満の幼児 ・風しん : 妊娠予定の女性と夫(または妊婦の夫)
	内 容: <助成額>
	問合せ: 《保健みらい課 保健係》 Tu:0279-63-1311
	育児相談
	対象者: 乳幼児
	内 容:身体計測等の実施
	問合せ: 《保健みらい課 保健係》 Tu: 0 2 7 9 - 6 3 - 1 3 1 1
	子育て支援センター
	対象者:子育て世代の親子
	内 容: ・育児相談、子育て世代の交流の場 毎週火曜日と木曜日(平日のみ) 午前9時00分~正午まで (利用料無料)

問合せ: 《保健みらい課 福祉係》  $\mathbb{L}: 0279-63-1311$ 

類 :

事業名 (対象者・内容)

子育

7

支

援

食育の推進(子どもから大人までの食育を推進)

対象者:

内 容:・楽しい食育教室

保育所:食べ物に興味をもつ、食べることの大切さを学ぶ

年2回程度開催

小学生児童:調理実習、食事のバランスを学ぶ

年2回程度開催

問合せ: 《保健みらい課 保健係》 Ta:0279-63-1311

保育所(通常保育·延長保育)

対象者: 8ヶ月~未就学児(教育・保育給付認定を受けた方)

内 容:月~土曜日開所(祝日・年末年始除く) 午前7時30分~午後6時30分 利用料:無料

問合せ: 《高山保育所》 Ta:0279-63-2812

児童館(学童保育)

対象者: 昼間保護者等がいない家庭の小学校児童

内 容:月~土曜日開所(祝日・年末年始除く) 午前7時30分~午後6時30分 (利用料無料)

※おやつ代として月額500円

給食費の無料化

対象者:・こども園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒

・村内在住で村外のこども園、小・中学校等に通学する園児・児童・生徒

内 容:給食費の無償化

(村外へ就学する児童生徒等の場合、助成額等を控除した保護者負担分を補助金として交付)

入学祝金支給

対象者: 高山村に住民登録されている児童生徒が小・中学校に入学するとき

内 容: 入学者1人につき20,000円

問合せ:《教育課 学校教育係》 Ta:0279-63-3046

英語・漢字検定料補助

対象者: 小・中学校全学年

内 容: 英語・漢字検定料を全額補助

※各検定年3回まで

問合せ:《教育課 学校教育係》 Ta:0279-63-3046

要保護及び準要保護児童生徒就学援助

対象者: 経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者

内 容: 就学経費を援助(学校用品、学校給食費等)

問合せ: 《教育課 学校教育係》 Тa:0279-63-3046

特別支援教育就学奨励

対象者: 特別支援学級に就学する小・中学校児童生徒

内 容: 就学経費を一部支給(学校用品・学校給食費等)

特別支援学校児童生徒就学援助

対象者: 特別支援学校に就学する幼児・児童生徒

内 容: 就学費として月額5,000円

助成期間:特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部に在学する間

問合せ:《教育課 学校教育係》 Ta:0279-63-3046

事業名 (対象者・内容)

子 育 7

支

援

高校生等就学費補助

対象者: 学校教育法に規定する高等学校(高等専門学校)、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生

往

内 容: 就学費として月額5,000円

助成期間:高等学校等に入学後、卒業するまで(3年間を限度)

問合せ:《教育課 学校教育係》 Ta:0279-63-3046

奨学金貸与

対象者: 経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方

内 容: 学資の貸与 (無利子)

・高校生 月額30,000円以内 ・大学生等 月額70,000円以内 ※独立行政法人日本学生支援機構等の奨学制度との併用は不可

問合せ:《教育課 学校教育係》 1回:0279-63-3046

#### 特色ある教育【子ども教室の開催】

対象者: 小学生児童

内 容:・放課後子ども教室

每週金曜日実施

・おもしろ科学教室 年2回開催 (参加費無料)

• 星空観望会

年2回開催(参加費無料)

問合せ:《教育課 社会教育係》 Tel: 0 2 7 9 - 6 3 - 3 0 4 6

#### 特色ある教育【英語教育】

対象者:

内 容: 【こども園】

・ALTによる英語遊び 英語であいさつ・カード遊び、月1回実施

#### 【小学校】

- ・どよう英語クラブ (対象者:小学校1~6年生) 月1回(土曜日)開催 (参加費無料)
- ・英検チャレンジ塾 (対象者:小学校1~6年生) 月1回(土曜日)開催 (参加費無料)
- ・中学校英語教諭による授業 (小学校5・6年生) 英語課程導入に向けた支援

#### 【中学校】

- ・中学生英語塾(中学校1・2年生) 英語授業の学習支援・英会話レッスンを実施 月1~2回(月曜日)開催 (参加費無料)
- ・英検チャレンジ塾 (対象者:中学校1~3年生) 月1回(土曜日)開催 (参加費無料)
- ・中学校海外派遣事業(村内に在村する中学校2年生希望者全員) オーストラリアに派遣 年1回(8月)実施

保護者から負担金を一部徴収

問合せ:《教育課 学校教育係・社会教育係》 Ta:0279-63-3046

#### 多世代間の交流【交流施設「和」】

対象者: 子どもからお年寄りまで誰でも利用可

内容: 多世代間における交流の場を提供

毎週火・木・土曜日営業(祝日・年末年始除く) 午前9時30分~午後4時30分 (利用

※村外の方は利用料100円、昼食を希望の方は食事代100円

問合せ: 《保健みらい課 福祉係》 12:0279-63-1311

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 住宅用地の分譲 宅 対象者: 支 内 容: 若年層向け住宅用地を低価格で分譲(申込には条件があり選定委員会での承認が必要) 援 ・古屋団地 約120坪(坪単価10,000円) ※国道145号線より1kmほどの高台で景観にめぐまれた農村地区 ・田中団地 約120坪(坪単価25,000円) ※国道145号線沿いの田園風景が見渡せる景色のよい立地 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0279-63-2111 (内21) 合併浄化槽設置費補助 対象者: 農業集落排水事業実施計画区域外で合併浄化槽を設置する方 内容:・新規に住宅を建築する場合 279,000円+139,500円(上乗せ補助限度額) 5人槽 6~7人槽 360,000円+180,000円(上乗せ補助限度額) 8人槽以上 477,000円+238,500円(上乗せ補助限度額) ・既存住宅に合併浄化槽を設置する場合 279,000円 5人槽 6~7人槽 360,000円 8人槽以上 477,000円 問合せ: 《建設課 上下水道係》 Ta:0279-63-2111 (内51) 住 住宅用太陽光発電補助 宅 対象者: 居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方 支 内 容:設置費の一部を助成 援 ・1kWあたり70,000円(上限200,000円) 問合せ: 《地域振興課》 Tel: 0279-63-2111 (内22) 生ごみ処理機等購入補助 対象者: 内 容:電動生ごみ処理機 ・購入価格の2分の1(上限20,000円) ※ディスポーザー方式は対象外 生ごみコンポスト容器 ・購入価格の2分の1 (上限3,000円) 問合せ:《住民課》 TEL: 0279-63-2111 (内60) 住宅取得等補助 対象者: 住宅等を取得する若年層世帯の方 (夫婦の合計年齢が90歳未満) 内 容: ①新築住宅 補助率 1/10、上限額 200万円 ②中古住宅 補助率 1/10、上限額 100万円 ③取得する中古住宅の改修 補助率 1/2、上限額 100万円 ※加算補助として子ども1人につき30万円(最大2人まで) ※②と③は併用可 問合せ:《地域振興課 地域振興係》 版:0279-63-2111(内26) 住宅リフォーム補助 対象者: ・高山村の住民基本台帳に登録されており、引き続き5年以上村内に生活基盤を置く意思がある 内 容:・工事金額200,000円(税込)以上の工事に対して20%の補助(上限500,000 ※施工業者は村内業者であること ※他の制度による住宅改造・補修に係る助成を受けていないこと ※世帯全員が市町村税及び使用料を完納していること

問合せ: 《建設課 住宅係》 1年:0279-63-2111 (内52)

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 公営住宅の紹介 宅 対象者: (1) 同居する家族がいる方(60歳以上の場合は単身でも可能) 支 入居者世帯の総収入が政令で定められた基準の範囲内であること (2) 同居する家族がいる方 援 入居者世帯の総収入が政令で定められた中位にあるもの (3) 現に居住する小学生以下の子を扶養する方 入居者世帯の総収入が概ね年額3,000,000円以上であること 太陽光発電データを村に提供すること 等 内容: (1) 住宅に困窮している比較的所得の低い人のための住宅 尻高団地 6戸、尻高第2団地 10戸、中山団地 30戸 ※家賃:月額14,700円~ (所得に応じて) (2) 中堅所得ファミリー向けの住宅 北之谷団地 10戸 ※家賃:月額41,000円 (3) 子育て世代向けの住宅 戸室第2団地 9棟 ※家賃:月額48,000円 ※オール電化住宅(買電収入あり) Tex: 0 2 7 9 - 6 3 - 2 1 1 1 (内 5 2) 問合せ:《建設課 住宅係》 空き家の紹介(空き家バンク) 対象者: 空き家を利用して高山村に移住を希望する方 内 容: 空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希 望する方に情報を提供 ※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 版: 0279-63-2111 (内24) 農 青年等就農計画認定事業 業 対象者: 新たに農業経営を営もうとする方(18歳以上45歳未満)、一定の要件を満たす方(45歳以 体 上65才未満)で、就農計画を作成し認定を受けることを希望する方 験 内 容: 就農計画についての認定 (新規就農者育成総合対策事業の給付要件となる) ※計画策定段階からのフォローアップ有り 問合せ:《農林課 農政係》 Tel: 0279-63-2111 (内43) 就 農 強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金 支 対象者: 高山村人・農地プランに位置づけられた中心経営体または農地中間管理機構から賃借権の設定等 を受けた方 援 内 容: 地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械・施設の導入支援 問合せ: 《農林課 農政係》 TEL: 0279-63-2111 (内43) パイプハウス貸付 対象者: 村内に住所を有する個人・団体で、今後10年以上にわたって出荷・販売を目的とする農作物の 栽培に取り組む見込みのある方 内容: 村が購入したパイプハウスを構成するパイプ及びフィルムの貸付 貸付料:購入費用の6割を返済(無利子) 貸付期間:10年 問合せ:《農林課 農政係》 Tel: 0279-63-2111 (内41) 6次産業推進事業補助金 対象者: 農業者、農業者の組織する団体 内容: 生産から加工及び販売等までを一括して行う事業に対し補助 ・商品の企画・開発に関する事業 ・販路の拡大に関する事業 ・農産物加工施設の新設及び改修等に関する事業 ・地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業 ・農産物直売施設の新設及び改修等に関する事業

Tel: 0 2 7 9 - 6 3 - 2 1 1 1 (内 4 1)

・加工及び販売等に係る機械設備等の導入・整備等に関する事業 ※経費の2分の1以内 1事業あたり3,000,00円

問合せ: 《農林課 農政係》

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 就 創業支援事業補助金 業 対象者: 村内で創業する事業者で給付要件を満たす事業者 支 内 容: 各種経費の補助 援 ・事業所開設支援事業(事業所等開設に要する経費) 雇用有り: 2分の1以内 500,000円 雇用無し: 2分の1以内 300,000円 ・事業所等賃借事業(事業所等の賃借に要する経費) 雇用有り:2分の1以内 月額50,000円 雇用無し: 2分の1以内 月額30.000円 対象期間:事業開始日から12ヵ月以内 ・雇用促進事業 (事業所等の雇用促進を目的とする経費) 10分の10以内 月額50,000円 対象期間:事業開始日から12ヵ月以内 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0279-63-2111 (内20) 創業支援事業資金利子補給 対象者: 新産業・起業家の創出を目指し、新規に独立開業をしようとする方 内容: 創業資金、設備資金等の融資を促進するための利子補給 • 利子補給金額 毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関に支払うべき利子算出に係る 元本に対して年2.0%の利率で算出した額 ・補給期間(資金を借り入れた日から) 創業資金:6年以內 設備資金:8年以内 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0279-63-2111 (内20) そ 人間ドック健診費助成 O対象者: 高山村に住所を有する方 他 内容: •国民健康保険 上限30,000円 • 後期高齢 上限30,000円 • 社会保険 上限10,000円 問合せ:《住民課》 Tel: $0\ 2\ 7\ 9-6\ 3-2\ 1\ 1\ 1$ お試し住宅 対象者: 高山村に移住を検討されている方 内 容: 高山村の気候・風土を感じていただくためお試し住宅を設置。移住・定住コーディネーターとの 移住相談や現地案内もあり、手厚くサポートします。 利用料:1,000円/日(最大90日まで) 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0279-63-2111 (内26) 移住・定住コーディネーター設置 対象者: 高山村に移住を検討されている方 内 容: 移住希望者の方への相談支援、現地案内、住まいマッチングなど、専属のコーディネーターがサ ポートします。 電話: 050-3704-6204·050-5225-4711 (8時30分~17時15分) 問合せ: 《地域振興課 地域振興係》 Tel: 0279-63-2111 (内26)

### 東吾妻町

7

支

援

令和6年6月時点

対象者: 引き続き6ヶ月以上当町に住民登録をしている方が出産したとき

内 容: 児童の誕生を祝福するとともに、児童の健全な育成に資することを目的として、祝金を支給

第1子:5万円 第2子:10万円 第3子以降:20万円

問合せ: 《保健福祉課 福祉係》 Tu:0279-68-2111

小中学校入学祝金支給事業

対象者: 本町の住民基本台帳に記載されている者が小中学校等に入学したとき

内容: 学校教育法に基づき設置された小学校及び特別支援学校の小学部又は法に基づき設置された中学

校、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程に入学する児童生徒の保護者に対し支給

・小学校 入学者一人につき3万円の支給・中学校 入学者一人につき8万円の支給

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tm: 0279-68-2111

予防接種費用の各種支援事業

対象者:

内 容: 以下の予防接種の費用を補助

・おたふくかぜ (満1歳~就学前の子ども) 全額補助(1回)

・インフルエンザ(乳児~高校3年生相当の万及び妊婦の方)上限3,500円

・風しん (平成2年4月以前生まれの方) 上限 単抗原3,000円/混合5,000円

問合せ: 《保健福祉課 保健センター》 Tm: 0279-68-5021

不妊治療費助成事業

対象者: 1年以上町内に居住する夫婦

内容:一般不妊治療(人工授精など)、特定不妊治療(体外受精・顕微授精など)にかかる費用の一部

を助成。補助金額は、年度内100万円を上限。(県の助成を受ける場合は、その助成額を減じた

額)

問合せ: 《保健福祉課 保健センター》 Tm:0279-68-5021

安心出産・宿泊支援事業

対象者: 1年以上町内に居住する妊婦と付添者

内 容: 町外医療機関で出産する際に、出産予定医療機関近くの宿泊施設等で宿泊して待機する際の宿泊

交通費の一部を補助。(産前・産後共に支給対象)

問合せ: 《保健福祉課 保健センター》 Tm: 0279-68-5021

子育て支援金支給事業

対象者: 4/2現在本町に住所を有する、年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者

内容: 年度内に1歳及び2歳に達する乳幼児を養育する保護者に対して子育て支援金を支給し、子育て

世代の経済的負担を軽減するとともに安心して子どもを産み・育てられる環境を整え、子育で世代の人口定着に繋げる。

1歳に達する年度:3万円/年2歳に達する年度:3万円/年

問合せ: 《保健福祉課 福祉係》 Ta: 0279-68-2111

遠距離幼児保育所通所費補助事業

対象者: 保育所通所距離が4㎞以上の幼児で4㎞を超える部分の交通費及び交通機関の利用できない地域

については、これに準じて算定した額を対象とする。また、町外の施設で通所により療育訓練な

どを受ける場合も対象

内 容: 広大な面積を有する農山村であり、通所範囲も広く、その通所方法及び経路においても困難を克

服し通所しているので、これら遠距離通所児の通所費について、町がその一部を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、幼児保育の円滑な運営に資することを目的とする。

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tm: 0279-68-2111

類り

事業名 (対象者・内容)

子育

7

支

援

遠距離通学(園)費補助事業

対象者: 通学方法 (バス、徒歩等) に応じて園及び学校ごとに定める補助対象区域から通学する幼児、児

童及び生徒を対象とする。

内容: 町立のこども園、小学校に通学(園)する遠距離通学幼児・児童及び生徒に対し、遠距離通学費補

助金を支給し保護者負担の軽減を図る。

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tal: 0279-68-2111

給食費の無料化

対象者: 町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者

園児・児童・生徒 並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を

有している方

内 容: 中学校卒業までの給食費無料化を実施

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tm: 0279-68-2111

町外小中学校等給食費補助金交付事業

対象者: 町外の学校等に就園・就学する園児・児童・生徒の保護者

園児・児童・生徒 並びにその保護者が東吾妻町に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を

有している方

内 容: 町内の学校等の給食費無料化に併せ、町外の学校等に就園・就学する子供の保護者が負担する学

校給食費に対し、補助金を交付する。補助金額は、補助対象者が現に負担している給食費と町が

定める給食費の納付年額を比較し、いずれか少ない方の金額

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tm: 0279-68-2111

子ども医療費無料化

対象者: 18歳年度末までの子ども

内容: 医療費(入院・外来ともに)について無料化を実施

\*令和3年度より中学校卒業から18歳年度末まで町独自に延長

問合せ: 《保健福祉課 福祉係》 Tu: 0279-68-2111

高校生等通学定期代補助金交付事業

対象者: 学校教育法に定める高等学校、法に定める町外の小学校又は中学校もしくは中等教育学校に通学

する児童・生徒の保護者。当該高校生等及び保護者がともに東吾妻町に住所を有し、現に居住

し、かつ、生活の本拠を有している方

内容: 通学定期券の購入金額を合算して1か月当たり5,000円以上となる場合に、超えた金額にかかわら

ず、1か月当たり1,000円の補助金を交付

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tm: 0279-68-2111

奨学金

対象者: 町に生活の拠点を有する高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に就学する方で日本学生支

援機構その他の奨学制度により学資の給与・貸与を受けていない方

内容: 経済的理由により就学するのが困難な方に、奨学金を無利子で貸付

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tm: 0279-68-2111

入学準備金

対象者: 高等学校や大学等へ入学する子をもつ保護者を対象

内容: 高等学校や大学等へ入学するために要する費用の貸付

高等学校・・・20万円以内 大学など・・・50万円以内

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Ta: 0279-68-2111

英語検定及び漢字検定受験料補助事業

対象者: 町に生活の本拠を有する児童又は生徒が受験した場合、検定料を補助

内 容: 英語検定又は漢字検定それぞれの検定において、児童生徒1人につき当該年度内に1回とする。

補助額は受験した級の額とする。

問合せ: 《教育委員会 学校教育課》 Tal: 0279-68-2111

類 分	事業名 (対象者・内容)	
子育て支	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	対象者: 町内に住所を有する者(本町において生活実態のない者を除く。)で国土交通省の定める 準に適合するチャイルドシート等(中古品は除く。)を購入した者。(同一乳幼児等に対 補助は1台限り)6歳未満児(平成31年4月1日以降に生まれた乳幼児)を対象とする。	
援	内 容: チャイルドシート等本体購入価格(消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額(100円を数は切り捨てる。)を補助。 ・限度額:20,000円	未満の端
	問合せ: 《総務課 安全対策係》 Tu: 0279-68-2111	
住	住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等)	
宅支援	対象者: ・町内に建築された住居の所有者または使用者 ・町内に本社・本店を有する事業者に依頼して、自ら居住するための住宅の新築・改修・ 補修・増築工事を行う方 ・町税の滞納のない世帯に属している方 ・東吾妻町に住民登録を行っている方	修繕・
	内容: ○補助対象工事	せん。
	問合せ: 《まちづくり推進課 商工観光係》 Tm.:0279-68-2111	
	勤労者住宅建設資金利子補給(住宅の新築に関する融資等)	
	対象者: 町内に住宅を新築した勤労者で、その建設資金を融資機関(銀行・信用金庫・労働金庫・ 同組合・生命保険会社・共済組合など)から借り入れた方	農業協
	内 容: ○対象になる住宅:床面積の総数が240平方メートル (72坪) 以下の専用住宅で、申請するの生活の本拠になっているもの ○利子補給額:融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円をます。交付の期間は1年です	
	問合せ: 《まちづくり推進課 商工観光係》 Tm:0279-68-2111	
	結婚新生活支援補助金	
	対象者: ・結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦 ・直近の夫婦の所得額が340万円未満であること(奨学金を返済中の人は返済額を控除) ・他の公的な家賃補助等を受けていないこと ・婚姻日における年齢が、夫婦共に34歳以下であること (その他の要件あり)	
	内 容: 30万円を上限に、住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引 費用等を助成する。	っ越し
	問合せ:《企画課 定住促進係》 Tm:0279-68-2111	

#### 事業名 (対象者・内容)

#### 住 宅 支

援

#### 定住促進事業住宅取得奨励補助金

対象者: 40歳未満の人、またはどちらかが40歳未満の夫婦で下記の(1)~(3)に該当する人

- (1) 当該年度中に、新築または中古住宅(空き家を含む)を取得すること (新築住宅の場合は着工日、中古住宅の場合は売買契約日とする)
- (2) 補助対象者および同一世帯者全員に町税の滞納がないこと (新規転入者においては、納付すべき市区町村民税などの滞納がないこと)
- (3) 定住する地区の行事に積極的に参加できる者

※当該住宅の取得に、東吾妻町住宅新築改修等補助金の交付を受けた方は対象外となります。

内容: 若者や若者夫婦世帯の定住促進などを図るため、新たに住宅を取得する経費の一部を補助しま す。補助金額は、下記の基本補助額と加算補助額の合計額とし、150万円を上限とします。 ただし、中古住宅を取得の場合の補助金額の合計額は、80万円を上限とします。

- (1) 基本補助額(千円未満切り捨て)
  - ・新築住宅(町内業者が施工)…取得価格の1/20以内で上限100万円
  - ・新築住宅(町外業者が施工)…取得価格の1/40以内で上限50万円
  - ・中古住宅…取得価格の1/40以内で上限30万円
- (2) 加算補助額
  - ・子育て世帯…子ども1人につき20万円
  - ・夫婦のうちどちらかが、町内事業所に勤務…10万円
  - •新規転入者…10万円
  - ・山村振興法に基づく、振興山村として指定されている地域に住宅を取得…10万円
  - ※子育て世帯:出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養して いる世帯のこと
  - ※新規転入者:転入前3年以上ほかの市区町村に住民登録されている者で、平成30年4月1日 以降に転入しようとする者
  - ※振興山村指定地域:旧東村、旧岩島村、旧坂上村

問合せ:《まちづくり推進課 地域振興係》 Tel: 0279-68-2111

#### 空き家バンク

対象者: 空き家を利用して本町に移住を希望する方

内 容: 空き家などの賃貸・売却を希望する所有者の方が空き家バンクに登録し、空き家などの利用を希

望する方に情報を提供

※物件の交渉・契約等は不動産業者が仲介を行う

問合せ:《企画課 定住促進係》 Tm: 0279-68-2111

#### 空家除却費補助金事業

対象者: 登記簿謄本若しくは家屋評価証明書に記載されている空き家の所有者。

内容:対象住宅:個人が所有する戸建住宅であり、5年以上空家であること。 対象工事:主たる建築物、またそれに付随する工作物の解体撤去及び処分に係る工事等。 施工業者:群馬県又は国土交通省から土木・建築・大工・解体業のいづれか許可を得ている町内業

補助率:補助事業に要する費用の3分の1(上限50万円)

問合せ: 《建設課 都市計画係》 Tm: 0279-68-2111

#### 町営住宅

対象者: 住宅に困窮しており、町での居住を考えている方

主な要件: 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

公営住宅法施行令に規定する収入が158,000円以下であること。

住宅に困窮していることが明らかなこと。

内容: 町営住宅の概要はHPで公開(設備、間取り等)

問合せ: 《建設課 管理係》 Tu:0279-68-2111

類 分	事業名 (対象者・内容)
就	空き店舗利活用支援事業
業支	対象者: 空き店舗を3年以上継続利用し、自ら運営する事業で昼間の営業が週4日以上であり、直接客が 店舗に来る事業。
援	内 容: 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店者に出店のための支援を行い、商店街のにぎやかさの創出と活性化を図る。 ・空き店舗修繕支援 補助率2/3 上限 50万円 ・空き店舗賃貸料補助 補助率2/3 上限 月5万円(事業開始から3年間)
	問合せ: 《まちづくり推進課 商工観光係》 Tml:0279-68-2111
	若者起業支援補助金交付事業
	対象者: 40歳未満の者または40歳未満の者が新たに設立した法人
	内 容: 若者が町内で町民の生活に直結するもの、町の活性化又は地域振興に資する起業に対して補助金 を交付します。
	1年目:補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円         2年目: "2分の1以内の額で、上限50万円         3年目: "2分の1以内の額で、上限25万円
	問合せ: 《まちづくり推進課 地域振興係》 Tm.:0279-68-2111
その	お試し移住事業
<i>の</i>	対象者: 町外に住む方で東吾妻町に移住・二地域居住を検討している方
他	内 容: 一定期間、町の気候風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、お試し移住用住居を 貸し出す。 ・利用期間:最長7泊
	問合せ: 《企画課 定住促進係》 Tal: 0279-68-2111
	移住サポーター設置事業
	対象者: 本町に移住を考えている方
	内 容: 移住サポーターが相談業務や現地案内など、移住・定住に関することについて総合的にバック アップします。
	問合せ: 《企画課 定住促進係》 Tm.: 0279-68-2111

### 沼田市

令和6年6月時点

類 事業名 (対象者・内容) 子 不妊治療費助成 苔 内容:対象者及び内容等の詳細については担当係へお問い合わせください。 7 問合せ: 《健康課 保健係》 Tm: 0278-23-2111 (内線3169) 支 不育症治療費助成事業 援 内容:対象者及び内容等の詳細については担当係へお問い合わせください。 問合せ:《健康課 保健係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3169) 出産育児一時金支給 対象者: 出産した国保被保険者の世帯主 内容: 出産1人に対して48万8千円を給付する。 産科医療保障制度加入機関での出産については1万2千円を加算する。 問合せ:《国保年金課 国保係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3136) 第3子以降保育料・副食費無料 対象者:・市内に住所を有する第3子以降の幼稚園・保育園・こども園の園児であること。 ・同一世帯で3人以上扶養していること。 内容:公立私立ともに無料とする。 問合せ: 《子ども課 保育係》 Tm: 0278-23-2111 (内線3126) 遠距離通学費援助 対象者:・遠距離通学をしている児童生徒の保護者に通学費の一部を援助する。 (小学校4km以上、中学校6km以上) 内容: (1)公共交通機関(スクールバス含む)の利用が困難である児童生徒の保護者 支給金額:37円(旅費法に定める車賃)×距離×2(往復)×220日×1/3 (2)公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者 支給金額:定期乗車券額×購入回数×1/3 問合せ:《学校教育課 学務係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3312) チャイルドシート購入費補助 対象者: ・市内に住所を有し、チャイルドシート購入日又は補助金申請日に1歳未満の乳児を養育してい ること。 ・市税等の滞納がないこと。 内 容: 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格の1/2 (千円未満切捨、上限5千円)を補助す る。 問合せ: 《子ども課 子育て支援係》 Tm: 0278-23-2111 (内線3123) 奨学資金貸与 対象者: ・市内に住所を有する世帯の中で、大学、短大、高専、高校、中等教育学校の後期課程、専修学 校に在学もしくは入学しようとする方 ・修学する力と熱意を持ち、心身ともに健康な方 経済的な理由で修学困難な方 内 容: 就学意欲をもつ学生又は生徒であって経済的理由により修学困難な方に対し学資を貸与する。 •大学生、短大生 年額:600,000円(月額:50,000円) ・ 高校生、中等教育学校の後期課程、高等専門学校生、専修学校生 年額:240,000円(月額:20,000円) 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0278-23-2111 (内線3314)

類 分		
		事業名(対象者・内容)
子	奨学資金給付	
育て		:学等(学校教育法に規定されている大学(大学院を除く。)、短期大学、専修学校又は高等専  学校の4年生への進学を希望している者のうち、次の(1)から(6)までの全てに該当するこ
接	( ( か) ( の)	(1) 本市発展のために貢献する意欲のあるもの (2) 大学等の受験時に市内に住所を有する者で、大学等を卒業後、3年以内に本市に居住し、 つ、5年以上本市に居住する意思のあるもの (3) 市内に3年以上居住する者と生計を一にする者、又は沼田市教育委員会が同等と認めるも
		(6) 他の制度による奨学金その他これに類する資金の給付を受けていない者
		付する奨学金の月額は、10万円以内とする。  間は、在学する大学等の正規の修業年限とし、4年を上限とする。
	問合せ: 《	〈学校教育課 学務係〉 Ta: 0278-23-2111 (内線3314)
農	市民農園	
業	対象者: •	沼田市内に在住する農業者以外の市民
体 験 · 就		i民が農地を利用し、農作物の栽培を通じて自然に親しみ、農業に対する理解を深めるととも :、利用者同士がふれあい、交流を深めることを目的として貸付を行っています。 ・区 画:80区画(一区画あたり30㎡) ・使 用 料:5,500円/年(4/1~3/31) ・付 [ 加設:水道・トイレ・休憩所・駐車場・農具等
農支	問合せ: 《	・申 込 み:随時 〈農林課 農業振興係〉 Tm:0278-23-2111(内線5015)
援	 田舎体験ツアー	
		沼田市外居住者
		舎体験ツアー  季節の食材を中心に、囲炉裏やかまどを使った田舎料理体験や農業体験を行います。  各回ごとに募集します。  ※このほかにも季節に応じたイベントを開催する予定ですので、ホーム  ページをチェックしてください。
	問合せ:《	《観光交流課 交流推進係》 Tu: 0278-23-2111 (内線5031・5008)
就	創業者融資信用	保証料補助及び利子補給制度
業支援	(	(1) 群馬県または日本政策金融公庫が実施する融資制度 ・群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 ・新規開業資金、女性、若者/シニア起業家支援資金、若しくは新創業融資制度による資金 (日本政策金融公庫) (2) 市内の金融機関が実施する上記(1) の創業資金の標準的な条件に準じるもの
		業者への支援として、創業時の借り入れにかかる信用保証料の全額補助と3年間の利子補給を行っます。
	問合せ: 《	〈産業振興課 産業振興係〉 Tm: 0278-23-2111(内線5002)
	ぬまた起業塾	
		日市内において、創業を志す者・創業後2年程度までの者・事業承継を予定している者・第二創 を検討している者。
	ネ	選的な起業の知識を習得できる場として、経営の基礎知識や成功事例の講義などのほか、ビジスプラン作成を指導します。また、地元経済界との連携や塾生相互の交流を推進など、創業環で整備を図ります。
	問合せ: 《	産業振興課 産業振興係》 Ta.:0278-23-2111 (内線5002)

類 分	事業名 (対象者・内容)
その	移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)
	対象者: 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方
他	内 容: 一定期間、沼田市の風土および日常生活が体験できる機会を提供するため、沼田市移住促進トライアルハウス(ぬまた暮らしの家)を貸し出す。 ・利用料:無料 ・利用期間:1泊2日~4泊5日
	問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tm: 0278-23-2111 (内線5031・5008)
	移住促進トライアルステイ(宿泊費補助)
	対象者: 沼田市外にお住まいで沼田市への移住・二地域居住を検討している方
	内 容: 市の移住相談会に参加した方で、市内の宿泊施設を連泊で利用した方に、一世帯20,000円を上限 (大人1人当たり5,000円上限。小学生2,500円。未就学児対象外)で宿泊費を補助します。
	問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tm: 0278-23-2111 (内線5031・5008)
	移住促進通勤費補助金
	対象者: ・沼田市に平成29年4月1日から令和8年3月31日までに転入(1年以内の再転入は除く)すること。 ・転入日に50歳未満であること(同居する配偶者でも可)。 ・上越新幹線上毛高原駅から通勤し、勤務地が群馬県外であること。 ・市税等を完納していること。
	内 容: 新幹線を利用して通勤する人に対し、予算の範囲内で新幹線定期券購入のための補助金を交付 します。 (1ヶ月あたり2万円を上限とします)
	問合せ: 《観光交流課 交流推進係》 Tm: 0278-23-2111 (内線5031・5008)

# 片品村

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子	片品村出産祝金支給事業
育て支	対象者: 第3子以上の子を出産し、その子を養育する父又は母 ・出生日より1年以上前から本村に居住していること ・村税等に滞納がないこと
援	内 容: 第3子以上の出産に際し誕生を祝い、出産祝金(以下「祝金」という。)を支給することにより 出産を奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的とする。 ○祝金の額は支給対象児1人につき30万円とする。
	問合せ: 《保健福祉課》 Tu:0278-58-2115
	片品村給食費無償化制度
	対象者: 村内小中学校に在籍している児童または生徒
	内 容: 子育て支援の一環として、子育て世代の保護者の負担を軽減するため、給食費の無償化を実施。
	問合せ: 《教育委員会事務局》
	片品村保育料補助制度
	対象者: 片品保育所に児童を入所している保護者
	内 容:子育で中の保護者の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境整備をするための制度。2 歳の誕生日の翌月以降保育料無料となりました(平成25年4月~)
	問合せ: 《保健福祉課》 Ta:0278-58-2115
	チャイルドシート購入補助制度
	対象者: 片品村内に住所がある方で、1 歳未満の乳児がいる方
	内 容: チャイルドシートの購入を1万円上限で補助する制度。
	問合せ: 《保健福祉課》 Ta: 0278-58-2115
	片品村不妊治療費又は不育治療費助成事業
	対象者: ・不妊治療又は不育治療をしている法律上の婚姻関係にあるご夫婦 ・申請日の1年以上前から片品村に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・村税等の滞納のない者
	内 容: 当該年度の不妊治療又は不育治療に要する本人負担額(国又は他の地方公共団体の助成金、その他の金銭の給付を受けることができる場合は、不妊治療又は不育治療費用の額から給付される額を控除した額)の7割を村が負担するもの。助成限度額は、夫婦一組当たり年度内合算して200万円。※助成期間限度はありません。
	問合せ:《子育て世代包括支援センター》 1回:0278-58-2142
	路線バス利用補助制度(片品村外通勤・高等学校等通学定期券購入補助金、片品村内路線バス運賃補助)
	対象者: (1) 片品村に住所を有し、村内外へ通勤・通学する方 (2) 片品村に住所を有し、片品村内の路線バスを利用する者
	内 容: (1)定期券購入に補助を行う制度。通勤・通学の補助金額は、片品村内の停留所〜尾瀬高校前 停留所の定期運賃です。 (2)運賃補助する制度。片品村内のバス停留所〜尾瀬高等学校前停留所までの運賃料金を無料 で利用できます。
	問合せ: 《むらづくり観光課》 Tm:0278-58-2112

#### ゲ 頁

#### 事業名 (対象者・内容)

#### 子 苔 7 支

援

#### 片品村インフルエンザ予防接種費用補助事業

対象者: 生後6か月以上中学3年生以下乳幼児、児童又は生徒の保護者

内 容: 生後6か月以上中学3年生以下の方が受ける季節性インフルエンザ予防接種の費用を一部補助します。保健福祉課から配布された予診票を使用し接種した場合に、1人1回上限4000円を助成

します。接種費用が4000円を下回った場合には実際に支払った額を助成します。

問合せ:《保健福祉課》 Tu:0278-58-2118

#### 教育ローン利用者に対する利子に対する補助制度

対象者: 国内に所在する文部科学省認可の短期大学以上の学校に入学又は在学する学生

内容: 大学や短大、専門学校等へ通うために村内金融機関が扱う教育ローンにより融資を受けて発生す

る利子分に対して補助金を交付する。

問合せ: 《教育委員会事務局》 Tel: 0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 4 4

#### 片品村高等学校等通学者補助

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門

学校 (3年次以下限る。) 、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程に通学する者をもつ

保護者で片品村に住所を有している者。

内容:一人あたり年額12万円(補助対象期間は、入学から3年間を上限とする)

問合せ:《教育委員会事務局》 Tel: 0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 4 4

#### 住 宅 支 援

#### 片品村空き家&什事バンク

対象者: 村内で空き家または仕事を探している方

内 容: 片品村の空き家物件・仕事情報を村内外の方に知っていただくため、物件・情報サイトの開設。

問合せ: 《からづくり観光課》 Tm: 0278-58-2112

#### 片品村定住促進家賃補助

対象者: ○補助対象者・対象外

本村に定住し借家等を借り上げ(親族が管理する借家は除く)家賃を支払う45歳以下の者 (世帯主)。ただし、永住を前提に本村に住所を移してから3年未満で45歳以下の者(世帯

対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等

※定住→住民基本台帳に登録(外国人登録を含む)し、本村に生活基盤を有する者で、永住を前提に3年以上居住する見込みのある者(事業所の転勤や季節労働等により一時転出した者は除 < )

内 容: 予算の範囲内において補助金を交付する。

○補助金の額及び交付期間

1ヶ月当たりの補助金の額は、支払った家賃の月額3分の1以内の額(1万円を超える場合は 1万円)とする。ただし算出した1ヶ月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合 はその端数を切り捨てた1ヶ月当たりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は3 6ヶ月を限度とする。

問合せ: 《むらづくり観光課》 Tm: 0278-58-2112

#### 片品村空き家バンク等活用促進事業補助金

対象者:空き家等の購入者であり、3年以上本村に住所を有し生活基盤をおくこと。本村の住民基本台帳 に登録する者または、申請時点で転入者であること。補助対象者及び世帯全員が公租公課の完納 をしていること。所有者と3親等以内の親族でないこと。以上全ての要件を満たしている者。

内 容:空き家等の有効活用による村内への定住促進を図るため、空き家バンク制度を活用して定住する 者に対し交付するもの。(上限50万円(若年夫婦100万円))

○対象経費:空き屋等の購入代金及び増築、改修工事又は修繕に要した経費(10分の1以内)

問合せ:《むらづくり観光課》 Tu:0278-58-2112

類 分	事業名 (対象者・内容)
住宅	片品村住宅新築改修等補助制度
支援	対象者: ・個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事である ・施行業者は、片品村内に本社・本店を有する。 ・工事費用が20万円以上である。 ・併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする。 ・令和6年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする。
	内 容: 村民の居住環境の向上、村内商工業の活性化を図ることを目的として、村民のみなさんが自宅の新築・増築・改修工事などを行う場合の工事費用に対する補助制度。 ○補助の額 ・工事費(消費税除く。) 10%以内で20万円を限度とする。 問合せ: 《農林建設課》 Tu:0278-58-2113
就	片品村起業支援事業補助金
業支援	内容:各種経費の補助       ・事業所開設支援事業(事業所等開設に要する経費)         村内雇用者無し:2分の1以内 600,000円
そ	THE STATE OF THE S
の他	対象者: ・大学等を卒業後に本村に定住し、申請時点において就労後1年以上経過した者 ・村税等の滞納がなく利息及び元金の返済をしている者 ・申請時点で満年齢が30歳以下の者 内容: 大学等を卒業又は修了した者で、卒業後に片品村へ定住し就学のために片品村奨学金の貸与又は 金融機関の教育ローンを借入れていた者に対して交付する。 補助金の額:交付申請する前年度に返済した就学資金のうち、補助率3分の2(上限30万円)
	問合せ: 《むらづくり観光課》 Ta:0278-58-2112

### 川場村

令和6年6月時点

類 分 事業名 (対象者・内容) 子 子育て支援金事業 育 対象者: ・支給時より6ヶ月以上前から本村に居住していること ・出生時分については、村税等に滞納がないこと 7 ・子どもとは、父又は母の前配偶者等との間に生まれた子どもで生計を一にしている者及び養 支 子を含む。 援 ・出生時(第1子・第2子200,000円、第3子300,000円・第4子500,000円、第5子1,000,000円) 内 容: · 小学校入学時 50,000円 · 中学校入学時 50,000円 問合せ:《健康福祉課 福祉係》 Tel: 0278-25-5074 チャイルドシート購入費補助金交付事業 対象者: 川場村に住所を有する方(※乳幼児1人につき1台とし、その申請回数は1回とする。) 内 容: ○対象となるチャイルドシート ・国土交通省の認証マーク入りのもの ○補助金の額 ・購入額(消費税を含む)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨て) 5,000円を上限とする。 ○申請時に必要なもの ・領収書(商品名、受領者名、金額、購入年月日及び購入店名の記載があるもの)の写し ・品質保証書の写し ・振込先金融機関がわかるもの(金融機関名、支店名、口座番号) 問合せ: 《総務課 財政係》 Tu:0278-52-2111 高校生等通学定期券の購入費補助事業 対象者: ・村内に住所を所有し、川場循環バス利用の定期券を購入して通学する高校生等 ・村税等に滞納がない世帯に属する者 ・村長が特に必要と認めた者 内容: 住所地の直近のバス停から沼田駅までの区間 定期券購入費の1/2補助 問合せ: 《むらづくり振興課 企画観光係》 Tol:0278-25-5071 産後ケア事業 対象者: 川場村に住所があるお母さんと赤ちゃんで ・体調不良で同復に不安のある方 育児不安の高い方 上記にかかわらず、村長が必要と認めた場合は利用可 利用施設: 利根中央病院、横田マタニティーホスピタル、小児医療センター、群馬県助産師会 内容:・授乳や沐浴についての相談、指導 ・育児に関する相談・支援 ・お母さんのケア (乳房ケア、休息など) 問合せ:《健康福祉課 健康保険係》 Tel: 0278-25-5074 不妊治療費又は不育治療費助成事業 対象者: ・法律上の婚姻関係にある夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦 ・医師が不妊治療又は不育治療が必要であると判断した者 ・夫婦のいずれか又は、両方が、申請日の1年以上前から川場村に住所を有する者 医療保険の被保険者又は被扶養者 ・村税等の滞納をしていない者 内 容: 当該年度内の不妊治療又は不育治療に要した本人負担額の1/2 (千円未満切捨) 他の助成を受けた場合は、その助成額を差し引いた残額の1/2を助成 助成額は、夫婦一組に対し一年度1回、上限20万円 問合せ:《健康福祉課 健康保険係》 Tel: 0278-25-5074

類 分	事業名 (対象者・内容)
住	住宅リフォーム助成事業
宅 支 援	対象者: ・村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。 ・世帯の中に村税及び使用料等を滞納している人がいないこと。 ・その他村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。 ・村内施工業者により行われる工事であって、工事費が税込20万円以上であること。 ・併用住宅の場合は個人部分のみが対象。 ・本年度中に工事が完了し、報告書の提出が出来ること。 ・対象工事を行う住宅が村内にあること。
	内 容: 補助額 補助対象工事費用の10%(1,000円未満切り捨て) 補助額の上限 20万円
	問合せ: 《田園整備課 建設係》 Tu:0278-25-5072
	民間賃貸住宅家賃助成事業
	対象者: ①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。 ②家賃が月額4万円以上であること。 ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がいないこと。 ④生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑤世帯全員に市区町村民税及び市区町村に納付すべき金銭に滞納がないこと。 ⑥地域社会貢献活動に参加すること。 ⑦川場村暴力団排除条例(平成24年川場村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団群しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。 ⑧当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。
	内 容: 補助金の額 家賃月額の25%で、1万5千円を限度。 補助金の交付期間 通算60月を限度。
	問合せ: 《むらづくり振興課 企画観光係》 Tm: 0278-25-5071

類 分	事業名 (対象者・内容)
住字	川場村子育て世帯・若者夫婦世帯住宅取得補助金
宅支援	対象者: 住宅取得してから6か月以内に川場村に住民登録する方で次のすべてに該当する方。(交付申請前に住宅が引き渡しとなっている方は対象外) ・子育て世帯又は若者夫婦世帯であること ・補助対象住宅の契約者であること ・補助対象住宅に10年以上居住及び定住すること ・地域の区会へ加入し、地域行事への積極的な参加ができること ・世帯員に村税等の滞納している者がいないこと ・暴力団員又は暴力団等と密接な関係にないこと。また社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないとと ・同居する者に6に規定する者がいないこと ・住宅を新築する場合は、川場村みんなでつくる美しいむら条例を遵守できること ・申請者及び世帯員がこの補助金を過去に受け取ったことがないこと ・中請者及び世帯員がこの補助金を過去に受け取ったことがないこと 内容: 川場村に定住することを目的として村内に住宅を取得する子育で世帯・若者夫婦世帯に対し補助を行うもの。  (補助金の額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円(基本補助金)額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円(基本補助金)額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円(基本補助金)が必要な場合に加算し、加算補助金は100万円を限度 ・「子供加算」中学生以下の子1人につき20万円(最大5人まで)・「レターン者・川場村在住者加算」リターン者又は川場村在住者に該当する場合20万円・「村内事業者加算」川場村商工会会員の施工による住宅取得の場合20万円村内事業者が下請も可・「普通自動車免許取得加算」川場村へ定住するために普通自動車免許を取得した場合20万円を加算  (対象経費 新築) 住宅建築費用又は住宅購入費用(住宅の取得のために購入する土地購入費を含む。)(中古) 中古住宅取得の場合は、居住するために増改築等(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え)が必要な場合に要する費用
	問合せ: 《むらづくり振興課 企画観光係》 Tm: 0278-25-5071

# 昭和村

令和6年6月時点

<del></del>	
類分	事業名 (対象者・内容)
子	不妊治療費助成事業
育て支援	対象者: ・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にあるご夫婦 ・申請日の1年以上前から昭和村に住所を有する者 ・医療保険加入者 ・村税の滞納のない者
坂	内 容: ・助成対象額は、不妊治療費の夫婦負担額(千円未満は切り捨て) ・助成額は、夫婦一組に対し、1回の治療につき15万円が上限 ・助成回数は、夫婦一組に対し、1子あたり10回まで
	問合せ:《健康福祉課 健康係》 Tm: 0278-25-3285 (内132)
	保育料無料化事業
	対象者: 本村に住所が有り、保育所等へ入所している子ども。 内容: 保育料の無料化。
H	問合せ:《健康福祉課 福祉係》 Ta: 0278-25-3285 (内134)
	保育園で使用したおむつの回収と処分事業
	対象者: 村内全ての保育園
	内 容: 保育園内で使用したオムツの回収と処分を行い、保護者の負担軽減を図るもの。 問合せ: 《健康福祉課 福祉係》 Tm: 0278-25-3285 (内134)
H	
	副食費の全額補助事業
	対象者: 本村の保育所等に通所する児童。
	内 容: 副食費(おかずやおやつ代金)の全額補助。 問合せ: 《健康福祉課 福祉係》 That: 0278-25-3285 (内134)
1 1	
	おむつ等乳児日常生活用品購入費助成金事業
	対象者: 次に定めるすべての要件を満たした保護者。 ① 2 歳未満児を養育していること。 ②保護者及び対象乳児等が基準日(4月1日、10月1日)時点並びに支給決定時において 本村の住民基本台帳に記載されていること。
	内 容: 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。
	問合せ:《健康福祉課 福祉係》 Tm.:0278-25-3285 (内134)
	あかちゃん誕生祝金等支給事業
	対象者: 次のいずれにも該当する者。 ①誕生した児を出産した者とその配偶者で引き続き村に居住する者。 ②誕生した児及び出産した者とその配偶者が本村の住民基本台帳に記載されている者。
	内 容: 対象児1人につき10万円を支給。
1 1	問合せ:《健康福祉課 健康係》 Tm:0278-25-3285 (内132)
	小中学校給食費無償化事業
	対象者: 村内小学校または中学校に在籍している児童または生徒の保護者。
	内 容: 学校給食費の全額補助。 子育て世帯の経済的負担を軽減するため全額補助。
	問合せ: 《給食センター》 Tel: 0278-24-6210
	昭和村立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業
	対象者: 本村に住所が有り、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から 通学するもの。
	内容: 自宅から学校までの通学距離に応じて補助金を支給するもの。また、路線バスを利用した 場合にも定められた基準により支給する。
	明人让 // 拟去禾里人市农里 兴长梨去区\\ T . 0070 04 5100

問合せ: 《教育委員会事務局 学校教育係》 Tu:0278-24-5120

#### 類 (対象者・内容) 事業名 空き家バンク 住 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。 対象者: 宅 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、 支 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。 援 問合せ: 《企画課 広報統計係》 Tel: 0278-25-3442 (内233) 昭和村住宅リフォーム補助金制度 ①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。 ②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。 ③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に 対して補助を行うもの。 問合せ:《建設課 整備係》 Tel: 0278-25-3421 (内213) 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度 ①世帯責任者(世帯の生計を維持している者)による申請で、配偶者を 対象者: 有していること。 ②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。 ③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。 ④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。 ⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと ⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた目において、45歳以下であること。 ⑦本村に10年以上定住すること ⑧簡易水道事業、農業集落排水事業(戸別浄化槽事業)に世帯責任者名義で加入して (母屋等からの分岐・接続は認められません。) ⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。 問合せ:《建設課 整備係》 Tel: 0278-25-3421 (内213) 昭和村借上賃貸住宅事業 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた 対象者: 賃貸住宅に入居している入居者。 内容: 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。 問合せ:《企画課 広報統計係》 Tel: 0278-25-3442 (内232) 昭和村結婚新生活支援事業 対象者: ①R6.1.1からR7.3.31までに婚姻届を提出し受理された世帯 ②夫婦の所得を合計した金額が500万円未満である世帯 ③夫婦共に婚姻時における年齢が39歳以下の世帯 ほか 結婚し、昭和村で新生活を始める方の住居費や引っ越し費用を補助するもの。 内 容・ 問合せ:《企画課 地域振興係》 Tel: 0278-25-3442 (内232) 就 昭和村特定農地貸付事業 農 農 農業者以外 対象者: 支 業 農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を 内容: 接 体 深めることを目的とする。 駁 賃料:1区画50㎡あたり年間3,000円

《企画課 地域振興係》 Tm: 0278-25-3442 (内232)

### みなかみ町

令和6年6月時点 類 分 事業名 (対象者・内容) 子 出産及び誕生日祝金支給事業 育 対象者: 子の出生目および1・2歳の誕生目にみなかみ町に登録された子の養育者。 7 内容: 次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。 【出産祝金】第1子 2万円 第2子 2万円 【誕生日祝金】3万円の電子地域通貨 支 援 第3子 10万円 問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tm: 0278-25-5009 入学支援金・ウインドブレーカー支給事業 対象者: 町内に住所を有し、小中学校等に入学する児童等の保護者に支給します。 内 容: 子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図ることを目的として、児童等の保護者に対して入学 支援金を贈る制度です。 小学校入学 2万円の電子地域通貨 中学校入学 4万円の電子地域通貨, ウインドブレーカーの現物支給 問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tm:0278-25-5009 実費徴収に係る補足給付を行う事業 対象者: 公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。 内 容: 経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費など園生活に必要な経費を補助 する制度です。 問合せ: 《子育て健康課 子育て支援係》 Tm: 0278-25-5009 こども園の児童に対する給食費の無償化拡充事業 対象者: 公立・私立のこども園等に就園しているこども。 内 容: ①15歳までの兄姉がいる園児のうち最年長児を第1子として、第3子以降のこどもの給食費全額免 ②国の基準により副食費が免除となるこどもの給食費全額免除。 問合せ:《子育て健康課 子育て支援係》 Tel: 0278-25-5009 要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業 対象者: 町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に支給しま 内 容:経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経 費を援助する制度。 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0278-25-5024 遠距離通学費助成事業 対象者: スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。 内 容: 安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学 費の一部を助成する制度。 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0278-25-5024 実用英語技能検定(英検)検定料補助制度 対象者: 検定料の全額を負担して英検を受検した町内に住所を有する小中学生の保護者 内 容: 実用英語技能検定(英検)検定(公益財団法人日本語英語検定協会が実施)の検定料の半額を支給す る制度。 Tel: 0278-25-5024 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 第3子以降の学校給食費無償化事業 対象者: 中学生以下の子を3人以上養育している保護者で、国等の補助制度により給食費相当額の給付を 受けていない保護者

内 容: 出生の早い子から数えて3番目以降の子の学校給食費の全額免除 問合せ: 《学校教育課 月夜野学校給食センター》 Tm:0278-62-2219

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 子 結婚新生活支援事業 苔 7 内 容: 地域における少子化対策の強化を図ることを目的とし、居住費及び引越費用の一部を補助する。 ■対象経費:結婚に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃貸費用、引越費用 支 ■補助額:1世帯あたり上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合は60万円) 援 問合せ: 《子育で健康課 子育で支援係》 Tm: 0278-25-5009 住

対象者: 婚姻日において夫婦の合計年齢が100歳以下かつ世帯所得が500万円未満の世帯

#### 住宅新築増改築・取得へ補助金支給(子育て家庭等住宅整備補助金交付事業)

対象者: 町に住所を有する方、または整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも 該当する方が対象です。

・中学生までの子育て家庭、または妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦 の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。

・住宅整備後、町内に3年以上居住する方。

・町税等の滞納のない世帯に属する方。

・他の補助制度等を受けないこと。

内容: 子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。

■対象物件:新築の場合 工事費1,000万円以上のもの。

増改築・住宅取得の場合 工事費500万円以上のもの。

■補助額:対象工事費の10%の額(上限は要件により60万円~100万円)

問合せ:《子育て健康課 子育て支援係》 Tel: 0278-25-5009

#### 住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業

対象者: 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。

内 容:省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、

①住宅用太陽光発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度

です。

問合せ:《環境課 環境対策係》 Tel: 0278-64-1168

#### 生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業

対象者: 一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ごみ処理容器等を購入場合に助成します。

内 容: 家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度で

す。一容器につき上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。

問合せ: 《環境課 環境対策係》 Tm: 0278-64-1168

#### 住宅用地の分譲(うららの郷販売促進事業)

#### 対象者·

宅

支

援

内容: ○うららの郷住宅用地分譲中

自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通して

アウトドアスポーツなどの体験型観光なども楽しめます。

問合せ:《みなかみ町土地開発公社》 Tel: 0278-25-5030

#### 町営住宅への入居(町営住宅運営事業)

#### 対象者:

内 容: ○みなかみ町公営住宅

入居申し込み要件があり、家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場あり。

問合せ: 

#### 空き家バンク

対象者: みなかみ町内で暮らしたい方(土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方)

内 容: みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空

き地物件の情報をホームページ等で提供しています。

問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tm: 0278-25-5032

/ <del>/</del> //	
類 分	
住宅	空き家バンク活用補助金
支	対象者: 空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方
援	・みなかみ町に住民登録されている夫婦(年齢の合計が90歳未満) ・みなかみ町に転入した方
	内 容: 賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。 ・空き家等の月額賃借費用の1/4(上限額有、土地のみは不可) ・空き家等購入費用及び改修等費用1/10(上限額有、家財道具処分費用を含む)
	問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tm: 0278-25-5032
	上 住宅新築改修等補助金
	対象者: 次の各号のすべてを満たす方が対象です。 (1)みなかみ町に住民登録を行っている方。 (2)町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者または町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主である方。 (3)町税等の滞納のない世帯に属している方。 (4)当該工事について他の補助制度等を受けていない方。ただし、他の補助金制度等の対象外となる工事は補助対象とする。 (5)個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修または増築工事をする方。 (6)町内に本社または本店を有する工事事業者を利用する方。 (7)工事費用が20万円以上であること。
	内 容: 町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、住宅の新築・改修等の 費用を補助する制度です。1件あたり20万円または補助対象経費の10% (千円未満は切り捨て)の いずれか低い額を助成します。
	問合せ: 《観光商工課 商工振興係》 Tm: 0278-25-5018
	薪ストーブ等購入費補助制度
	対象者: ・町内に住所を有し、かつ居住している者または町内に本店、営業所または事業所を有する法人等で、適正に維持管理ができる者・当該補助金の交付を一度も受けていないこと・町税等を滞納していないこと・他の補助制度等を受けないこと
	内容: 薪ストーブ等本体(煙突を含む)を購入する経費(ただし、一基分の経費に限る)補助する制度で
	す。 購入経費の1/2以内(千円未満切り捨て)、補助金の最高額は20万円(40万円以上の購入に対する 補助は一律20万円)
	問合せ: 《農林課 林業振興係》 Tm.: 0278-25-8228
移	新幹線通勤費補助金
住・定住支援	対象者:次のいずれかに該当する場合。 (1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した方 (2) 町内に新築住宅を購入し、住まわれる方 (3) 町内に中古住宅を購入し、住まわれる方 (4) 町内に賃貸住宅を契約し、住まわれる方 (5) 申請者または同居する配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の方 (6) 中学生以下の子供を養育している方 (7) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (8) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者
	内 容: 本町への移住を促進し、定住人口の増加を図るため、本町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するものに対し、補助金を交付する。 上限額3万円…(1)、(2)または(3)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額2万円…(1)、(4)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額1万円…(2)または(3)、(7)、(8)
	問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tu:0278-25-5032

類 分	事業名 (対象者・内容)
移	大学生等新幹線通学費補助金
住・定住支	対象者: 次のいずれにも該当する場合。 (1) 本町の住民基本台帳に記録されている方(高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住していること) (2) 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に通学している方 (3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない
援	内 容: 大学等への進学を契機とする町外転出を抑制し、地域に暮らし続けることにより地域活動等への参加を促進し、地域の担い手となる者を育むため、町内から群馬県外の大学等に新幹線で通学する学生に対し、交付する。 上限月額2万円(定期券の1/4)…(1)、(2)、(3)、(4)
	問合せ:《企画課 地域創生係》 Tm: 0278-25-5032
	移住支援補助金 対象者:次のいずれにも該当する場合。
	対象者: (人のいうれにも該当りる場合。 (1) 平成31年4月26日以降に本町に転入した方 (2)移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区へ通勤していた方。(移住前の直近1年以上の期間を含む) (3) 群馬県が開設・運営する求人サイト「マッチングサイト」に掲載された対象求人枠に応募して採用された方または起業された方または東京の仕事を変えずにテレワーク移住された方等
	内 容: 東京一極集中の是正、地方における人口減少対策、担い手不足の解消を目的とし、東京圏から地方に移住して就業・起業する方、または仕事を変えずに移住(テレワーク移住)する方などを対象に支援金を支給します。 ○交付金額:2人以上の世帯 100万円 単身世帯 60万円 18歳未満の帯同 30万円(1人につき)
	問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tm: 0278-25-5032
	移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金
	対象者: (1) 町外に住所がある者 (2) 本町への移住検討のための視察またはテレワークおよびワーケーションを目的としたテレ ワーク施設を利用する者
	内 容: 本町への移住検討・テレワーク目的にレンタカーを使用した場合、1回当たり1日3,000円、最大3 日間を補助。
	問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tm.:0278-25-5032
就業	起業支援事業
支援	対象者: 町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。 (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有すること (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること (3) 町内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがあること
	内 容:みなかみ町内に事業所を設置等して事業を開始する場合に、かかる経費の一部を助成します。 (1) 事業所等開設に要する経費への補助(補助率1/2以内) (2) 事業所等の賃借に要する経費への補助(補助率1/2以内) (3) 人件費補助(補助率1/2以内) ※複数の事業を組み合わせて実施する場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。 ただし、新規雇用者が雇用保険に加入できない場合、又は新規雇用者がいない場合、各事業の補助限度額は2分の1とし、補助金額の合計の上限は50万円とする。
	問合せ: 《企画課 地域創生係》 Tm: 0278-25-5032
支 農 援 業	真沢ファーム交流施設
体 験 ·	対象者: 内容: ○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。 昔ながらの棚田や段々畑で安心安全なお米や野菜を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。田んぼと畑の年間契約者募集中です。
就農	問合せ:《観光商工課 商工振興係》 Tm:0278-25-5018 《さなざわのテラス》 Tm:0278-20-2121

# 桐生市

令和6年6月時点

類が 事業名 (対象者・内容) 子 未来創生塾(桐生ならではの特色ある教育) 育 対象者: 市内の小学生と保護者 7 内 容: 群馬大学理工学部を核に、産・学・官・民が連携した特別教育プログラム。子どもに発見の喜び と感動を与えて感性を育み、世界をリードする人材育成と100年先の楽しい未来社会構築を視野に 支 入れた取り組みを行っています。 援 問合せ:《生涯学習課 社会教育係》 Tu: 0277-46-1111 (内線651) サイエンスドクター(桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 市内の幼稚園児、小学校・中学校・義務教育学校の生徒 内 容: 群馬大学の大学院生がサイエンスドクターとして幼稚園・小中学校・義務教育学校に出向き、理 科実験やプログラミング体験などを通じて科学好きな子どもを育てる取り組みを行っています。 問合せ: 《学校教育課 教育研究所》 Ta: 0277-43-2602 子どもがつくるまち ミニきりゅう (桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 小学校1~6年生 内容: 「ミニきりゅう」は、子どもたちがつくる、子どもたちだけの、子どもたちのための仮想のまちです。たくさんの職業から好きな仕事を体験し、ミニきりゅう専用通貨で給料を受け取ります。 給料は納税したあと、ミニきりゅうのなかで使うことができます。働くことやお金を使うことを 通して、仕事の楽しさや社会の仕組み、お金の大切さなどが学べるイベントです。 問合せ:《青少年課 青少年係》 Tel: 0277-47-2184 国際理解推進事業・西町インターナショナル交流事業(桐生ならではの特色ある教育) 対象者: 黒保根地域の保育園児、黒保根学園の児童・生徒 内 容: 黒保根地域の特色ある教育として、専任の外国人英会話講師を配置し、保育園から黒保根学園 (小・中学校)までの一貫した英語活動を行っています。また、姉妹提携校の西町インターナショナルスクール(東京都港区)と農業体験やホームステイなどの交流を行っています。 問合せ: 《黒保根支所市民生活課 黒保根公民館》 Tel: 0277-96-2501 tsukurun KIRYU (デジタルクリエイティブ人材育成事業) 対象者: 県内の小学校入学年齢から高等学校卒業年齢までの者 内容: 小中高生年齢という若い段階から3DCGやVR等の最先端の機器を使ったデジタル創作を体験できる 「tsukurun KIRYU」を設置し、次世代のデジタルクリエイティブ人材の育成活動を実施します。 問合せ: 《DX推進室 桐ペイ推進応援担当》 Tel: 0277-46-1111 (内線792 • 793) 第3子以降給食費補助事業(小・中学校等) 対象者: 第3子以降の小・中学生等 ※扶養等の要件あり 内 容: 市内公立小・中学校、義務教育学校における給食費の無償化、また私立等小・中学校、特別支援 学校における給食費の補助 問合せ: 《教育部総務課 学校給食中央共同調理場》 Tel: 0277-46-6510 不好治療費助成事業 対象者: 不妊治療を行っていて、次の全てに該当する夫婦 ・戸籍法による夫婦である ・夫もしくは妻のいずれか、または両方が1年以上前から桐生市に居住している ・医療保険に加入している 内容: 不妊治療に要した負担額の2分の1を助成する(上限年10万円)。 問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Tal: 0277-43-2003・43-2009

# 類ゲ 子

育

7

支

援

#### 事業名 (対象者・内容)

#### 不育症治療費助成事業

対象者: 不育症の治療を行っていて、次の全てに該当する夫婦

・戸籍法による夫婦である

・夫もしくは妻のいずれか、または両方が1年以上前から桐生市に居住している

・ 医療保険に加入している

内 容: 不育症治療に要した負担額(県の助成額を差し引いた額)の2分の1を助成する(上限年20万

円)。

問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Tu: 0277-43-2003・43-2009

#### 産婦健康診查事業

対象者: 市内に居住する産婦

内 容: 出産医療機関にて、産後2週間と1か月の健診を実施します。産婦の体の回復、精神状態の確認

と赤ちゃんの発育、授乳状況を確認します。

問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 TEL: 0277-43-2003・43-2009

#### 母乳外来助成事業

対象者: 出産後3か月以内の産婦で、母乳外来による乳房マッサージを含む母乳育児指導を受けた方

内容: 1回の母乳外来自己負担金に対して1,000円を助成(上限5回) ※1回の自己負担金が1,000円に満たない場合はその金額を助成。

問合せ: 《子育て相談課 母子保健係》 Tel: 0277-43-2003 • 43-2009

#### 産後ケア事業

対象者: おおむね産後1年未満のお母さんとお子さんで、産後の疲れや育児に不安を感じている方(お母

さん、お子さんともに医療行為の必要のない方)

内容: お母さんの休息や助産師による乳房ケア、授乳や沐浴、育児相談などを行う(1人上限7日

利用者負担:ショートステイ(宿泊)型(1泊):3,800円

デイサービス (日帰り) 型 (1日) :1,800円 デイサービス (日帰り) 型 (半日) : 900円

アウトリーチ (訪問) 型:1,200円

問合せ:《子育て相談課 母子保健係》 Tel: 0277-43-2003 • 43-2009

#### 黒保根地域定住促進奨励金 (結婚祝金)

対象者: 結婚後、黒保根町に5年以上定住することを誓約した方

内容: 1組あたり5万円を桐生市電子地域通貨(桐ペイ)にて交付する。 問合せ:《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 🖫:0277-96-2113

#### 黒保根地域定住促進奨励金(出産祝金)

対象者: 黒保根町に5年以上定住することを誓約したご夫婦

内 容: 第1子5万円、第2子10万円、第3子以降15万円を桐生市電子地域通貨(桐ペイ)にて交付す

問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tel: 0277-96-2113

#### 小中義務教育学校通学費補助金

対象者: 鉄道またはおりひめバスを利用して、市内の市立小・中・義務教育学校に通学する児童・生徒の

内 容: 市内4鉄道(JR両毛線、東武桐生線、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道)の通学定期券と、おり ひめバス(中学生以上)の通学定期券を全額補助。

※市内小学生以下のおりひめバス運賃は、申請しなくても無料。

問合せ: 《交通ビジョン推進室 交通ビジョン推進担当》 Ta:0277-46-1111 (内線386)

ゲ 類 事業名 (対象者・内容) 子 わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助金 苔 対象者: 黒保根町に居住し、わたらせ渓谷鐵道を利用して高等学校などへ通学する生徒の保護者 7 内容: 通学費(定期券代)の35%を助成する。 支 問合せ: 《黒保根支所市民生活課 黒保根公民館》 Ter : 0277-96-2501 援 奨学資金貸与 対象者: 就学に関する力と熱意を持ち、心身共に健康であり、大学、短大、高専、高校、専修学校に在学 もしくは入学しようとしているが、経済的な理由により修学が困難な方 内容:下記のとおり、奨学金を貸与する(金額は年額)。 ・大学生:408,000円 • 短大生: 300,000円 ・高校生:96,000円 · 専修学校生(専門課程): 300,000円 専修学校生(高等過程):96,000円 ・高等専門学校生:180,000円 問合せ: 《教育部総務課 庶務係》 Tm: 0277-46-1111 (内線643) 住 きりゅう暮らし応援事業(住宅取得応援助成) 宅 対象者: 市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住する方 支 内容: 住宅取得費用の一部を補助する(基本補助と加算補助の合計で上限200万円(または住宅取得金額 の10%のいずれか低い額) 援 基本補助 住宅取得金額の3パーセント(上限20万円) 加算補助 夫婦加算 (夫婦ともに49歳以下の世帯) :10万円 ※カとの重複は不可 T ひとり親加算(中学生以下の子どもがいるひとり親世帯):10万円 三世代同居加算 (親・子・孫が同居する世帯) :10万円 ウ 移住加算(市外からの移住世帯):40万円 ※オとの重複は不可 若者Uターン移住加算(東京圏からUターンした39歳以下の夫婦または親子世帯):80万 エ オ 円 カ 子ども加算:中学生以下の子ども1人につき20万円 誘導区域加算:10万円 キ カ 市内業者加算:10万円 空き家・空き地バンク加算:20万円 通勤加算(市外からの移住者が電車で東京などに通勤する世帯):20万円 問合せ: 《建築住宅課 住宅係》 Tm: 0277-46-1111 (内線633) きりゅう暮らし応援事業(住宅リフォーム助成) 市内に住宅を所有し、居住している住宅のリフォーム工事を行う方 内 容: 工事費用の10分の1 (子育て世帯は5分の1) を補助する(基本補助と性能向上加算補助の合計 で上限30万円)。 基本補助 対象工事費の10% (子育て世帯は対象工事費の20%、限度額20万円) 性能向上加算補助 対象工事費の10% (子育て世帯は対象工事費の20%、限度額10万円)

問合せ: 《建築住宅課 住宅係》 Tm: 0277-46-1111 (内線633)

# 類ゲ 事業名 (対象者・内容) 住 きりゅう暮らし応援事業 (空き家利活用助成) 宅 対象者: 市内にある空き家のリフォーム工事を行う方 支 内容:(1)1年以上居住していない物件をリフォームし、5年以上定住する場合に、工事費の2分の1を 援 助成する(基本補助と加算補助の合計で上限70万円)。 基本補助 20万円以上の工事で、対象工事費の30% (上限20万円) 加算補助 移住加算:40万円 子ども加算:1人につき20万円 ウ 空き家・空き地バンク加算:20万円 工 性能向上加算:10万円 ファミリー加算 (2人以上の世帯の場合):15万円 (2) 市外からの移住者限定で、1年以上居住していない耐震基準適合の物件をリフォームし、10年 以上定住する場合に、工事費の3分の2を助成する(上限100万円)。 問合せ: 《空き家対策室 空き家活用係》 Tm: 0277-46-1111 (内線367) きりゅう暮らし応援事業(空き家除却助成) 対象者: 市内にある空き家の解体工事を行う方 内容:(1)市外からの移住者限定で、1年以上居住していない昭和56年5月31日以前に建てられた居室を 有する建築物を解体し、跡地に住宅を新築する場合に、工事費の2分の1を助成する(上限50万 円)。 問合せ: 《空き家対策室 空き家対策係》 Тm: 0277-46-1111 (内線736) 空き家・空き地バンク 対象者: 市内の土地や建物を買いたい方・売りたい方 内容: 空き家・空き地物件の情報をホームページなどで提供。 問合せ: 《空き家対策室 空き家活用係》 Tol.: 0277-46-1111 (内線367) 勤労者貸付事業(住宅資金貸付金) 対象者: 同一事業所などに1年以上継続して勤務し、市内に自己の居住する住宅を新築・増改築または住 宅を購入しようとする勤労者 内 容: 必要経費の80%以内で1世帯あたり1,000万円まで (融資期間20年以内、融資利率年2.5%以内(固定金利)) 問合せ: 《商工振興課 商業金融担当》 Tm: 0277-46-1111 (内線563) ひまわり団地分譲事業 対象者: 契約締結日から3年以内に60㎡以上の専用住宅または店舗併用住宅を建設し、生活の本拠とする 内 容: 黒保根町の日当たりの良い高台の団地の分譲販売(9区画、坪1万円台から)。 問合せ: 《黒保根支所地域振興整備課 建設係》 Tm:0277-96-2110 市営住宅の紹介 対象者: 持ち家がなく、現在住宅に困窮している方 内 容: 市営住宅の紹介・相談・受付などを行う(相談・受付は、群馬県住宅供給公社桐生支所が行 う)。 問合せ:《建築住宅課 住宅係》 Tu: 0277-46-1111 (内線632) 《群馬県住宅供給公社 桐生支所》 Tm: 0277-46-1111 (内線625) 験 貸し農園の設置(新里町ふれあい農園) 対象者: 市内に居住し、農業に従事していない方 就 1 区画60㎡の農園(全27区画)を年額5,000円で貸付(希望者は3年間継続利用可能)。

問合せ: 《新里支所地域振興整備課 産業振興係》 Ta:0277-74-2217

農

#### 湏 F (対象者・内容) 事業名 起 新店舗開設促進事業補助金 業 対象者: 個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を置く事業者(予定を含む) 支 内 容: 市内の空き物件(店舗、事務所、工場、住宅など)を利用して新店舗を開設しようとする方に対 し、改修工事費の2分の1を補助する。 援 (1)中心市街地(本町一丁目~六丁目、末広町、錦町など)の区域内での新店舗開設:上限100 [加算]中心市街地空き店舗情報登録制度に登録されている物件を活用する場合:10万円 (2) 中心市街地の区域外での新店舗開設:上限50万円 問合せ: 《商工振興課 商業金融担当》 TEL0277-46-1111 (内線583) 中心市街地空き店舗等活用支援資金融資制度 対象者: 次の(1)・(2)を満たす方 (1) 中心市街地にある一定期間使用されていない店舗・事務所・工場などを利用し開業する (2)中小企業信用保険法に定める業種を営む(営もうとする)方で、次のア〜ウのいずれかに該当 する T 融資実行後1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する 融資実行後2か月以内に新たに法人を設立し、事業を開始する具体的な計画を有する イ 事業を開始してから1年未満 内容: 必要経費の90%以内で1,000万円以内 (融資期間8年以内(内据置1年)、融資利率年1.0%以内(固定金利))※保証料は全額市が負 扣 問合せ: 《商工振興課 商業金融担当》 Tel0277-46-1111 (内線563) ものづくり拠点開設補助金 対象者: 個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を置く事業者(予定も含む) 内容: 市内の空き物件(店舗、事務所、工場、住宅など)を利用してものづくりの拠点(日本標準産業 分類の「大分類E-製造業」に定める事業を営み、生産設備等を備えた工房や工場など)を開設しようとする方に対し、工事費の2分の1を補助する(上限50万円)。ただし、市内業者による施 工に限る。 問合せ: 《商工振興課 工業労政担当》 TEL0277-46-1111 (内線564) 地方就職支援金 $\mathcal{O}$ 対象者: 東京都内に本部のある大学の、東京圏のキャンパスに通学している、令和7年3月に卒業見込み 他 の大学生(学部4年生以上)で、群馬県内の企業に就職が内定し、大学卒業後は桐生市に移住す る方 内 容: 内定企業の採用面接・試験時の往復交通費の2分の1を交付する(上限6,000円)。 問合せ:《企画課移住定住推進室 移住定住推進担当》 面:0277-46-1111(内線528) 移住検討応援金 対象者: 市へ移住を検討している方 内 容: 移住活動に伴い市内の宿泊施設に泊まった場合に、1人1泊2,000円を桐生市電子地域通貨で交付 (2泊まで・2人まで)。 問合せ:《企画課移住定住推進室 移住定住推進担当》 Tm:0277-46-1111 (内線528) 新里町デマンドタクシー 対象者: どなたでも 内 容: 新里町内及びみどり市の主要箇所(駅等)を走るデマンドタクシー。利用希望日の前日から、当 日の利用したい時間の30分前までに、0120-44-2310に電話(利用日時、人数、乗りたい場所、 降 りたい場所を伝える)。運賃は、1乗車につき大人(中学生以上)300円(赤城駅発着は600円)、小学生・障がい者150円(赤城駅発着は300円)※障がい者に同伴される方150円(赤城駅発 着は300円)、未就学児無料。

問合せ:《新里支所市民生活課 庶務・税務係》 Tm: 0277-74-2212

類分	事業名 (対象者・内容)			
その	黒保根町デマンドタクシー			
他	対象者: どなたでも			
	内 容: 黒保根町内を走るデマンドタクシー。利用希望日の3日前から、当日の利用したい時間の30分前までに、0120-55-3744に電話(利用日時、人数、乗りたい場所、降りたい場所を伝える)。運賃は、1乗車につき大人(中学生以上)300円、小学生・障がい者150円※障がい者に同伴される方150円、未就学児無料。			
	問合せ:《黒保根支所地域振興整備課 産業振興係》 Tal: 0277-96-2113			

# 太田市

今和6年6月時点

	令和6年6月時点
類 分	事業名 (対象者・内容)
子	第3子以降保育所・認定こども園保育料免除事業
育て支援	対象者: 【基本受給資格要件】
	内 容: 保育料を免除 (準認可保育施設は助成)
	問合せ: 《こども課 入園児童係》 Th.: 0276-47-1943
	- 子育て世帯ベーシックサービス事業
	対象者: 【基本受給資格要件】 ・幼児教育・保育施設に通園する幼児の保護者であること ・保護者及び幼児が太田市に住民登録があること ・幼児教育・保育施設への給食費の支払いが終了していること
	内 容: 給食費を助成 ・月4,400円を上限とする ・太田市デジタル地域通貨「OTACO」による
	問合せ: 《こども課 児童給付係》 Tm:0276-47-1942
	保育園等利用児童おむつ給付事業
	対象者: 市内保育園等に在園する0~1歳児
	内 容: 紙おむつ及びおしり拭きの物品を定額利用 (サブスクリプション) する費用を市が負担することにより、 在園児の保護者及び保育士のおむつ等の管理負担を軽減し、市内保育園等の保育環境の充実を図ることを 目的とする。
	問合せ: 《こども課 施設管理係》 Tm.:0276-47-1830
	学校給食費無料化・助成事業
	対象者: ①無料化事業
	【要件】 ・保護者及び対象児童生徒が太田市に住民登録があること。 ・生活保護法に基づく教育扶助を受けていないこと。
	内 容: ① 学校給食費が無料になります。 ② 小学生: 45,000円、中学生: 55,000円(※年間の上限額)を0TACO(太田市デジタル地域通 貨)のcoinで支給。 ※国や地方公共団体から給食費の全部又は一部の給付を受けている場合は、助成額が変更と なる場合があります。
	問合せ: 《学校施設管理課 学校給食係》 Tm: 0276-20-7086

#### ゲ 頁 事業名 (対象者・内容) 子 児童医療費を公費助成 苔 対象者: 0歳児~18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 7 内 容: 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費助成をすることによ 支 り、児童の健康管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 援 問合せ: 《医療年金課 福祉医療年金係》 Tm: 0276-47-1940 放課後児童クラブ 対象者: 仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内容:・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 ℡:0276-47-1924 放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】 対象者: ・小学1年生から6年生まで。 ・保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容:○実施日時: ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合がありま ○活動場所: ・学校の敷地内(余裕教室等)や近隣の公共施設 ○負担金: ・月額 3,500円 (8月のみ6,000円)、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容: ・学習(宿題)の時間あり。また異学年交流遊びなど。 問合せ: 《児童施設課 放課後児童支援係》 Tm: 0276-47-3301 住 各種奨学金制度 宅 対象者: 進学等の意欲と能力がありながら、経済的理由により高校及び大学等での修学が困難な者 支 内 容: 奨学金を貸与または給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度です。 援 ①太田市奨学金(貸与型) ○貸与金額: 高校生等 月額13,000円、大学生・大学院生等 月額33,000円 ○返還方法:卒業後、1年を経過した年から貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦返還。 ※卒業後、市内に居住する等の条件を満たした者に対する返還免除制度あり。 ②笹川清奨学金(給付型) ○給付金額:大学生·大学院生等 年額400,000円 ※対象者や貸与条件等は制度ごとに異なります、詳細は下記までお問い合わせください。 問合せ: 《教育総務課 総務係》 Tm: 0276-20-7080 農 住宅用再エネ機器導入報奨金 業 対象者:・自己が所有し居住する市内の住宅に、 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの期間 体 に、太陽光発電システム:発電出力2kW以上、蓄電池システム:蓄電容量4kWh以上、おひさま エコキュートを設置した、太田市に住民登録のある個人 験 ・報奨金申請時において、市税等の滞納がないこと。 内容: • 支給金額 就 太陽光発電システム : 一律50,000円 蓄電池システム : 一律50,000円 おひさまエコキュート: 一律20,000円 農 支 ※太田市デジタル金券(OTACO)で支給します。 援 問合せ: 《脱炭素推進室 企画係》 ℡:0276-47-1953

頁 事業名 (対象者・内容) 起 市民農園事業 業 対象者: ・太田市に在住または在勤の人 支 内 容: 区画数:69区画 面積:1区画約50m2利用料:1m2あたり200円 援 農園内の施設と設備 ・農機具庫(1区画1室)・堆肥置場・小型耕運機(1時間200円) ・散水栓・給水所・東屋 問合せ: 《農村整備課 施設管理係》 Ta: 0276-20-9713 創業経営安定資金 対象者: 創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納してい る人 (保証協会の創業・創業等関連保証を付けること) 内容: 資金使途 運転資金(6年以内・据え置き1年以内)、 設備資金 (8年以内・据え置き1年以内) 融資限度額 500万円以内 融資利率 年1.5%以内 保証料 市が全額負担 問合せ: 産業政策課 経営支援係 160276-47-1846 女性起業支援(おおたなでしこ未来塾) 太田市内在住在勤で起業を選択肢として考えている女性 対象者: 「起業に興味があるけど何をしたらいいの?」「女性ならではの悩みとは?」自分らしい働き方 内容: の一つである「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義(講師は現役の女性起業家 時期:  $6 \sim 10$ 月にプレセミナー含め全6回 (申し込みは6/24まで)

産業政策課 経営支援係 Tm0276-47-1846

問合せ:

# 館林市

令和6年6月時点 類 分 事業名 (対象者・内容) 子 高校生世代の医療費助成 育 対象者: 高校生世代 7 内 容: 令和5年4月1日より子どもの医療費無料化を高校生世代(18歳の年度末)まで引き上げ、自己負担分 支 を助成する。 援 問合せ: 《保険年金課 給付年金係》 TEL: 0276-47-5140 国民健康保険及び後期高齢者医療短期人間ドック健診費助成 対象者: 国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者 内容: 短期人間ドック健診費助成 助成額 日帰り:20,000円 問合せ: 《保険年金課 国保係》 Tel: 0276-47-5138 《保険年金課 給付年金係》 Tel: 0276-47-5140 妊婦初回産科受診料助成 対象者: 妊婦 内 容: 妊婦の経済的負担の軽減を図り、適切な産科受診を促すため、すべての妊婦に対し、産科医療機 関において妊娠判定に要した費用のうち10,000円を上限に助成を行う。 問合せ:《健康推進課 母子保健係》 Tel: 0276-80-1152 妊婦歯科健康診査助成 対象者: 妊婦 内 容: 妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生の向上のため、妊娠届出時に受診票を発行し、妊婦歯科健康 診査を1人につき1回(4,375円)の健診費用の助成を行う。 問合せ:《健康推進課 母子保健係》 Tel: 0276-80-1152 多胎妊婦健康診杳助成 対象者: 多胎妊婦 内 容: 多胎妊婦の妊婦健康診査における経済的負担の軽減のため、多胎妊婦に対し、妊娠届出時に多胎 妊娠の妊婦健康診査支援事業受診票を5枚(1枚につき5,000円)追加発行し、妊婦健康診査の一部 助成を行う。 問合せ: 《健康推進課 母子保健係》 TEL: 0276-80-1152 産前産後サポート事業 対象者: ① 妊産婦及び新生児及び乳児 ② 妊婦又は産後4か月未満の産婦 ③ 妊産婦及び就学前の子どもの保護者 内容:① 妊娠中の妊婦宅及び出産後27日以内の新生児又は乳児・産婦宅を訪問し、妊娠中・育児期 の不安解消や相談支援を行う。 ② 産前・産後の体調不良等のため、家事を行うことが困難な方に、産前産後サポーター(有償 ボランティア)を派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助を行う。(有料) ③ 子育て支援モバイルサービス(多言語対応)により、妊娠中から子育て期に関する様々な情 報を提供する。 問合せ:《健康推進課 母子保健係》 Tel: 0276-80-1152 出産・子育て応援給付金事業 対象者: 令和5年2月1日以降に妊娠届出をされた妊婦及び出生児の養育者。 ただし、申請日時点で本市に住民登録のあるかた 内 容: 保健師等が3回の面談を行う伴走型相談支援と出産育児用品の購入費補助等を目的とした経済的 支援で出産応援ギフトと子育て応援ギフト(デジタル地域通貨ぽんちゃんPay各5万円分)を 給付する事業を一体的に行う。

Tel: 0276-80-1152

問合せ:《健康推進課 母子保健係》

#### ゲ 頁 事業名 (対象者・内容) 子 子育で支援誕生祝品給付事業 育 対象者: 令和6年4月1日以降に生まれ、出生の日から新生児訪問の日まで引き続き本市に居住している新生 7 児または乳児 支 内 容: 本市に住民登録のある新生児の保護者に対し、早期に使用する育児用品を現物給付することで、 子どもの誕生を祝福するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、育児支援を行う。 援 問合せ:《健康推進課 母子保健係》 Tel: 0276-80-1152 産後ケア事業 対象者: 産後1年未満の産婦及び乳児 (デイサービス型:産後4か月未満、アウトリーチ型:産後1年未満) 内 容: 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により乳房ケアや 育児相談等の支援を行う(無料)。 問合せ: 《健康推進課 母子保健係》 Ta: 0276-80-1152 1か月児健康診査費用助成 対象者: 令和6年4月1日以降に生まれ、健診受診時に本市に住民登録がある出生後27日を超え、生後6週未 満の乳児 内容: 健やかな成長と子育て家庭を支援するため、生後1か月前後の乳児の健康診査費用のうち4,000円 を上限に助成を行う。 問合せ: 《健康推進課 母子保健係》 Tm: 0276-80-1152 こども誕生祝金 対象者: 新たに出生した子どもを養育し、かつ、引き続き本市に在住する父又は母 内容: 新たに出生した子どもに対してお祝い金を支給する。 支給金額 ① 第1子・第2子 館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)1万円分 館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPav) 11万円分 ② 第3子以降 問合せ: 《子育て支援課 子育て支援係》 Tm: 0276-47-5135 放課後児童クラブ保育料軽減事業 対象者: 次のいずれかの世帯に属する放課後児童クラブの利用者 ① 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯 ② ①に属する母子等の世帯 (3) 在籍する年度の市町村民税が均等割のみ課税の世帯 ④ ③に属する母子等の世帯 内 容: 対象者が属する世帯の所得状況に応じて、保育料の1~3割を補助する。(月額3,000円を限度とす

る)

問合せ: 《こども課 幼保支援係》 Tm: 0276-47-5172

# 類子育て支援

#### 事業名 (対象者・内容)

#### 結婚新生活支援補助金

対象者: 以下の①又は②に該当する夫婦

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した夫婦であって、以下のすべてに該当する夫婦
  - ・婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下
  - ・夫婦の直近の所得の合計が500万円未満
- ・申請日において、夫婦のいずれかが市内の対象物件に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている
  - ・市税の滞納がない
  - ・過去に本補助金及び他の自治体による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない
  - ・館林市わくわく地方生活実現支援金の交付を受けていない
  - ・補助対象費用についてほかの公的な制度による支援を受けていない
  - ・館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない
- ② 令和5年度に館林市結婚新生活支援補助金の交付を受けているか、又は本補助金の交付を受ける資格の認定を受けていて、令和5年度の補助金交付決定額が30万円未満の夫婦
- 内 容:6年4月1日から令和7年3月31日までに実際に支出した対象経費について、以下の金額を上限として 補助する。

(対象経費)

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用(住宅新築又は購入費用)
- ② 婚姻に伴う住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ③ 婚姻に伴う住宅リフォーム費用
- ④ 婚姻に伴う引越費用

(補助上限額)

- ① 対象者①に該当する夫婦
  - ・夫婦ともに29歳以下の場合 60万円
  - ・上記以外の夫婦 30万円
- ② 対象者②に該当する夫婦

①から令和5年度の補助金交付決定額を差し引いた額

問合せ: 《子育て支援課 子育て支援係》 TEL: 0276-47-5135

## 第3子以降の学校給食費無料化

対象者: 次のすべてに該当するかた

- ① 児童・生徒及び保護者が館林市に同一世帯として住民登録されていること
- ② 市内外の小中学校等(※)に3人以上在籍していること
- ③ 国、県、市の制度に基づき学校給食費の全額の給付を受けていないこと
- ※市内外の小中学校等とは、学校教育法に定める学校のうち、市内の小中学校及び特別支援学校、市外の小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学
- 部)を指します。なお、国公私立は問いません。

内 容: 小中学校に3人以上子どもがいるご家庭の第3子以降の学校給食費が無料になります

#### 中学3年生の学校給食費無料化

対象者: 市内外の中学校等(※)に在籍する中学3年生

※学校教育法に定める国公立又は私立の学校

内 容: 中学3年生の学校給食費が無料になります 問合せ: 《学校給食センター》 Tm: 0276-73-2160

#### 定住促進通学支援金

対象者: 次のすべてに該当するかた

- ① 支援金支給申請時に市内に居住しているかた
- ② 支援金支給申請日の属する年度の末日において25歳以下であるかた
- ③ 学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の学生であり、かつ、東武鉄道株式会社 又は東日本旅客鉄道株式会社が運行する列車を利用して東京都等に通学しているかた
- ④ 支給対象者及び支給対象者が属する世帯員の構成員が館林市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に該当しないかた
- ⑤ 市税の滞納がないかた

内 容: 通学定期券の購入金額補助(1会計年度につき上限2万円)

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tm: 0276-47-5103

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 子 館林市奨学資金 苔 対象者: 在学学校長又は出身学校長が適当と認め推薦し、次の条件にすべて該当するかた 7 ① 市内に1年以上在住している世帯の子 学校教育法に規定された高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、高等専門学校、 支 専修学校(一般課程を除く)、大学へ進学、在学するかた 援 ③ 学力優秀で品行が正しいかた ④ 経済的な理由により、学資を出すことが困難な世帯の子 内 容: 進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由で高等学校以上の学校へ進学すること が困難な方に対し、必要な資金を貸与する。 【貸与月額】 高等学校 月額 9,000円以内 専修学校高等課程 月額 9,000円以内 高等専門学校 月額 17,500円以内 専修学校専門課程 月額 39,900円以内 短大•大学 月額 39,900円以内 問合せ: 《教育総務課 総括係》 Tu:0276-47-5164 住 市営住宅の紹介 宅 対象者: 市営住宅入居希望者 支 内容: 市ホームページにて家賃、間取り等の情報を掲載している。 援 問合せ: 《群馬県住宅供給公社 館林支所》 Tm: 0276-76-7871 Tel: 0276-47-5156 《建築課 住宅施設係》 空き家情報登録制度(空き家バンク) 対象者: 市内の空き家を購入又は賃借したいかた 内容: 市の空き家台帳に登録してある空き家物件情報の提供 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tm: 0276-47-5103 空き家利活用助成金 対象者: 空き家台帳に登録された空き家を購入若しくは賃借された方(①~③)又は空き家に放置された 状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具を処分するかた (④) 内容:① 市内の空き家を空き家バンクへ登録した場合、登録助成金を交付。 (重点エリア内:2万円/重点エリア外1万円) 空き家バンクの登録物件を購入する場合、購入助成金を交付。 (転入者:40万円/市内在住者:20万円) 空き家バンクの登録物件を賃借する場合、賃借助成金を交付。 (転入者:家賃月額の1/2(上限4万円)×最長12か月分 /市内在住者:家賃月額の1/3(上限2万円)×最長12か月分) ④ 家財道具等を処分する場合、家財道具等処分助成金を交付。 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tm: 0276-47-5103 移住定住ウェルカム支援金 対象者: 次のいずれにも該当するかた ① 市内の住宅(新築、建売、中古、マンションを問わない)を取得したかた ② 本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転入 した日から1年を経過していないかた ③ 取得した住宅の所有権保存登記(建売住宅及び中古住宅については、所有権移転登記)が完 了しているかた ④ 過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていないかた ⑤ 館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)第2条第2号又は第3号に該当し ないかた(世帯の構成員を含む。) ⑥ 市税等の滞納がないかた(世帯の構成員を含む。) 「館林市わくわく地方生活実現支援金」、「館林市市有地活用移住定住支援金」 (7) 「館林市 内 容: 上記の対象者に3万円を交付(館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)による交付) ①まちなか再生重点エリア内に住宅を取得したかたには2万円上乗せ

問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tu:0276-47-5103

#### 頁 事業名 住 市有地活用移住定住支援金 宅 対象者: 次のいずれにも該当するかた 支 ① 次のいずれかに該当するかた 援 入した日から3年を経過していないかた

本市に転入する直前に、連続して5年以上、群馬県以外の地域に在住し、かつ、本市に転

(対象者・内容)

イ 館林市本社機能誘致移住奨励金の支給を受けたかた

- ② 本市から市有地を購入し、かつ、当該市有地の登記名義人となったかた ③ 市有地の売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日までに住宅を建築し、かつ、 当該住宅の所有権保存登記をしているかた
- ④ 購入した市有地に定住しているかた
- 購入した市有地以外に市内に住宅の建築が可能な土地を所有していないかた
- 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた
- 市税等の滞納がないかた  $\overline{(7)}$

内 容: 指定地1件につき、土地取得価格の10%(上限50万円)を交付 (市内業者と契約して住宅を建築する場合は10万円を加算)

問合せ:《企画課 政策推進係》 Tel: 0276-47-5103

②移住定住促進リフォーム助成金 ③多世代同居支援助成 ①住宅リフォーム資金助成金

**余** 

対象者: ① 市内に住民登録があり、市内に住宅を所有し、かつ、その住宅に居住しているかた

- 当該年度中に市内の物件を個人住宅用に取得し、市外から転入のうえ住民登録をし、かつ居 2 住するかた
- ③ 住宅リフォーム資金助成金を利用し、多世代同居したかた
- 内 容: ① 市内に本店がある施工業者による増改築工事で、工事費の10%(上限3万円)助成
  - 市外からの転入者については、工事費の3分の1(上限30万円)を助成 住宅リフォーム資金助成金に15万円上乗せ支給

※①~③全て館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPav)で補助

《商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148 問合せ:

#### 勤労者住宅資金融資

対象者: 市内に自己居住用の住宅建設(購入)、又は土地を取得しようとする勤労者

内 容: 住宅建設、中古住宅購入(建築後20年以内の建物)、土地購入(500平方メートル以下で、取得日

から3年以内に住宅建設完了のこと)のための資金融資

•融資限度額:1,000万円 ・融資期間:20年以内 ·融資利率:年2.3%

問合せ: 《市内金融機関又は商工課 工業振興係》 Tu:0276-47-5148

#### 蓄電池設備等設置補助金

対象者:次の全てを満たすかた

- ① 市内に住民登録があるかた
- 市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないかた
- 補助金の交付年度内に対象機器を新品で設置(購入)したかた
- ④ 館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないかた
- 自ら居住する館林市内の住宅に設置し、又は建売住宅供給者等から自ら居住する 市内の対象機器付き住宅を購入したかた(定置用蓄電池及びV2H該当)
- ⑥ V2Hが利用可能な車両を所有しているかた(V2Hのみ該当)

内容:① 定置用リチウムイオン蓄電池(システム要件あり)

蓄電容量1kwh(小数点第2位以下は切捨て)当たり1万円を乗じた額(上限5万円)

- ポータブルリチウムイオン蓄電池 (システム要件あり) 購入費用の半額とし、1万円を限度額とする(千円未満切捨て)
- 電気自動車等用充放電システム(V2H)(システム要件あり)
  - 5万円とする(ただし国等から補助を受けている場合で、設置費用から当該補助金額を 控除した額が5万円を下回るときは、当該額を補助金額(千円未満切り捨て)とする)
  - ※申請は定置用・ポータブル・V2Hそれぞれ1世帯1回限りです。
- ※申請の際に必要な書類があります。
- ※補助金は館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)で交付します。

問合せ: 《地球環境課 環境政策係》 TEL: 0276-47-5124

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 雨水貯留及び浸透施設設置補助金 宅 対象者: 市内の専用住宅または併用住宅(居住部分が1/2以上)にお住まいのかた 支 内 容: 200リットル以上の雨水貯留施設を設置、又は口径300mm以上の雨水浸透桝を新たに3基以上設置し 援 た場合に、設置工事費用の1/2を館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)にて補助(上限 30,000円) 問合せ:《地球環境課 環境保全係》 Tel: 0276-47-5125 合併処理浄化槽維持管理費補助金 対象者: 市内の専用及び併用住宅に接続している浄化槽を管理しているかた ※補助の対象とならないエリアがございます 内 容:同一浄化槽に対して1回限り、5人槽:10,000円、7人槽:12,000円、10人槽:14,000円を補助(申 請の際に必要な書類がございます) 問合せ: 《地球環境課 環境保全係》 Tm: 0276-47-5125 ごみ減量化器具購入費助成金(①生ごみ処理機②生ごみ処理槽・生ごみ処理容器) 対象者: ① 市内在住で、市内の店舗で購入したかた ② 市内在住で、指定店で購入したかた 内容:① 生ごみをたい肥化または消滅させる機種で、1基当たり購入費の2分の1の額を助成 (上限額20,000円。1,000円未満の端数は切り捨て) ※市内登録店舗で使用できる館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)で交付。 ② 生ごみ処理槽(コンポスト):容量1300以上のもので、1基当たり3,000円を助成 生ごみ処理容器(EMぼかし容器):容量140以上のもので、1基当たり1,000円を助成 ※購入時には印鑑をご持参ください。助成金額を差し引いて販売いたします。 【指定店】 邑楽館林農協本所(赤生田町847) 1 Tel: 74-5111 カンセキ館林店(緑町二丁目3-1) Tel: 72-8111 Tel: 74-0149 坂田金物店(本町三丁目2-28) 3 せきいストア(本町一丁目10-12) Tel: 72-3358 ビバホーム館林店(高根町743-8) $\text{Tel}\,:\,76\text{--}2111$ 5 マルタカ金物店(松原一丁目3-7) Tel: 74-6324コメリハードアンドグリーン館林北店 (岡野町67-2) TEL: 70-7220 ケーヨーデイツー (楠町3622-4) Tel: 80-3130 問合せ: 《地球環境課 資源対策係》 Tel: 0276-47-5126 農 新規就農支援事業 業 対象者: 市内在住の新規就農者又は農業後継者 体 内 容: 生産に係る経費、小作料、農業用資材、経理用品(会計ソフト等)、研修に係る経費、旅費、負 験 担金、教材費等のうち 1年目 対象経費の10分の7以内の額(上限50万円) 2年目 対象経費の10分の5以内の額(上限30万円) 就 3年目 対象経費の10分の3以内の額(上限20万円) 農 問合せ: 《農業振興課 農業振興係》 Tel: 0276-47-5143 支 市民農園 援 対象者: 市内居住者 内 容: 1区画: 20m²程度、利用期間: 4月~翌年3月、利用費用: 2,000円(年額)、耕作物: 永年性作物 及び花卉以外

問合せ: 《農業委員会事務局 農地係》 Ты: 0276-47-5171

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 就 移住定住促進通勤支援金 労 対象者: 次の全てを満たすかた ① 次のいずれかに該当する 支 平成30年4月1日(以下、「基準日」という)前から市内に住民登録がある場合:雇用開始 援 日が基準日以降である イ 基準日以降に市内に転入した場合:転入日前1年以上、市外に居住していた ② 雇用開始日又は転入日から6月以内に東武鉄道特急列車又はJR東日本普通列車グリーン車を 利用して東京圏に通勤を開始した ③ 賃金が月給で支給され、正規雇用されている ④ 支給申請初年度における年齢が50歳未満である 特急券又はグリーン券に係る手当が勤務する会社から支給されていない (5) ⑥ 対象者本人及び世帯構成員に暴力団員がいない ⑦ 本市に3年以上定住する意思がある ⑧ 対象者本人及び世帯構成員に市税の滞納がない 内容: 該当する市民に対し、通勤に特急又はグリーン車の利用に係る費用の2分の1(か月当たり上限1万 円)を最大3年間支給※千円未満は切り捨て 要件を満たした日から30日以内に申請が必要 問合せ:《商工課 工業振興係》 Tel: 0276-47-5148 定住新卒就職者奨励金 【定住新卒就職者】市内に1年を超えて居住している方で、次の全てを満たすかた ① 日本国籍、特別永住権又は永住権を有している ② 学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に通学し、雇用される 年の3月に卒業した新卒者 ③ 雇用開始日において年齢が30歳未満である ④ 雇用開始日から6か月以上継続して同一の市内の事業所に勤務している ⑤ 館林市定住新卒就職者奨励金、館林市UIターン支援奨励金及び館林市障がい者雇用奨励金の 支給対象労働者になったことがない ⑥ 市税の滞納がない 【事業者】次の全てを満たす事業者 ① 対象労働者を6か月以上継続して正規雇用し、賃金を月給で支給している 館林市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んで いない ④ 市内に事業所を有する事業者で雇用保険法施行規則の規定により館林公共職業安定所に届出 を提出している ⑤ 市税の滞納がない 内容:対象となる新卒者及び事業者に対し次のとおり奨励金を支給 定住新卒者に3万円(館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)での支給) 事業者に2万円(同一年度5人まで、障がい者及び特定疾患者は1人につき5万円加算) ※奨学金返還をしている場合には、12万円を加算して定住新卒者に支給

問合せ: 《商工課 工業振興係》 TEL: 0276-47-5148

類 分	事業名 (対象者・内容)
就	UIターン支援奨励金
労 支 援	対象者: 【対象労働者】 次の全てを満たすかた ① 雇用開始日が平成29年4月1日以降で、賃金が月給で支給され、6か月以上継続して正規雇用されている50歳未満である ② 本市の住民基本台帳に登載され、雇用開始前後3か月以内に本市に居住し、その後継続して6か月以上居住する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する(進学等により住所の移動をせずに1年以上市外に居住していた者で、市外に居住していたことを証明できる場合を含む) ③ 雇用する事業者又は関連会社との間で過去3年間に離職した者、再雇用された者又は事業者内の異動により市内事業所に転勤した者でない ④ 労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない ⑤ 勤務場所が市内の事業所である ⑥ U I ターン支援奨励金及び障がい者雇用奨励金の支給対象労働者になったことがない 「 市税の滞納がない
	内 容: 対象労働者及び対象事業者に対し次のとおり奨励金を支給 労働者に10万円(館林市デジタル地域通貨(ぽんちゃんPay)での支給) 事業者に5万円 ※18歳以下の者がともに転入した場合には、1人につき5万円(上限10万円)を加算して労働者に 支給 ※奨学金返還をしている場合には、12万円を加算して労働者に支給 問合せ: 《商工課 工業振興係》 Tm: 0276-47-5148
そ	移住コーディネーター
の他	対象者: 館林市への移住を希望するかた 内 容: 実際に館林市へ移住をした移住コーディネーターに、移住に関する相談ができます。 希望する場合は企画課へご連絡ください。 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tm: 0276-47-5102
	お試し移住宿泊支援
	対象者: 次のいずれにも該当するかた ① 移住希望者又は同行者 ② 市又は市が認める関係者と対面による移住面談等を行ったかた ③ 市内を訪問するために、市内宿泊施設に宿泊したかた ④ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ⑤ 同年度内に本支援金の交付を受けていないかた 内 容: 市内宿泊施設における宿泊料(付帯するサービス等に係る料金は除く)の2泊分の費用の2分の1を交付します。(上限5,000円) 問合せ: 《企画課 政策推進係》 Tm:0276-47-5102
	ペーパードライバー講習受講支援
	対象者:次のいずれにも該当するかた ① 令和5年4月1日以降に本市に転入し、転入から3年以内に、自動車教習所にてペーパードライバー講習(以下「講習」という。)を受講したかた ② 市税等の滞納がないかた ③ 館林市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当しないかた ④ 過去に本支援金の交付を受けていないかた
	内 容:ペーパードライバー講習受講料の10分の10を交付します。(上限5,000円) 問合せ:《企画課 政策推進係》 Tm:0276-47-5102

類が	事業名(対象者・内容)
その	創業支援事業
の他	対象者: 館林市内で創業を希望されるかた
	内 容: たてばやし創業応援ネットワークを活用した創業相談 創業塾(基本編・応用編)の受講 創業支援事業補助金(上限200万円)
	問合せ: 《商工課 商業振興係》 Tm: 0276-47-5147

# みどり市

令和6年6月時点

類 分		事業名 (対象者・内容)			
子	おむつ用品支	援事業			
育て		令和6年4月1日以降に生まれ、1歳の誕生日の属する月末までの乳児。 乳児と同一世帯のみどり市に住所登録し、養育している方。			
支援		子育て世帯を支援するため、対象児童を養育する世帯に対して、おむつ用品券を給付することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。			
		要件を満たす世帯に対して、市の指定店でおむつ用品を購入できるおむつ用品券(交付対象乳児1人当たり48,000円)を交付する。但し、転入者は申請した翌月分から1歳の誕生日の属する月分まで			
	問合せ:	《こども課 こども福祉係》 Tbl:0277-76-0995			
		ラブの利用料金の減免			
	対象者:	放課後児童クラブを利用する児童の保護者で条件に該当する方			
	内 容:	放課後児童クラブを利用する世帯の状況に応じて、利用料金(月額10,000円)を減免する。 ① 生活保護法の規定により保護を受ける者:全額免除 ② 在籍する年度の市町村民税が非課税の世帯:2分の1を減免 ③ 母子・父子世帯:2分の1を減免			
	問合せ:	《こども課 子育て支援係》 Tm.:0277-76-0995			
	<u> </u>	サポート・センター利用料軽減対策事業			
	対象者:	みどり市・桐生市に在住・在勤・在学の方で、手助けを必要とする方			
	内 容:	育児支援(0歳~小学校6年生まで)			
		・保育園、認定こども園、幼稚園、小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり ・病児、病後児の預かりや保育施設までの送迎 など			
		介護支援			
		・食事の準備や後片付け ・買い物や薬の受け取り代行 など			
		利用料			
		・1時間あたり(1人につき)700円から1,600円(支援内容や利用時間帯などにより異なる) ※最初の1時間は、市から400円助成します。			
	問合せ:	《こども課 こども福祉係》 Tm.:0277-76-0995			
	わたらせ渓谷鐵道高校生等通学費補助事業				
	対象者:	わたらせ渓谷鐵道を利用し東町から高等学校等へ通学する生徒の通学定期券を購入している生徒 の保護者			
	内 容:	みどり市東町から高等学校及び養護学校へ通学する生徒の保護者負担の軽減を図り過疎地域における定住を促進するため、通学費の一部に対し補助金を交付する。 (補助額)			
		東町各駅からの通学定期代が、上神梅駅~桐生駅間の通学定期代を超える部分の金額			
		《東市民生活課 市民福祉係》 Tm: 0277-76-0984			
	奨学金貸与事				
	対象者:	次のいずれにも該当する方 ・経済的な理由により修学が難しい方			
		・市内に1年以上住所を有する世帯の中で、大学院、大学、短大、専修学校の専門課程、高校(中			
		等教育学校の後期課程や特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校の高等課程に			
		在学する方 ・学力優秀・品行方正であって、卒業した、または在学する学校長が推薦する方 ・他の奨学金を受けていない方			
	内 容:	在学又は入学する学校の正規の修学期間内を貸与期間とし、無利子で貸与します。貸与月額の上 限は次のとおりです			
		・大学院・大学・短大・専修学校専門課程(自宅外): 30,000円 ・大学院・大学・短大・専修学校専門課程(自 宅): 20,000円 ・高校生・専修学校高等課程・高等専門学校 : 10,000円			
	問合せ:	《教育総務課 総務係》 Tu:0277-76-9844			

 類 分
 事業名

 子
 学校給食費無料化

事業名 (対象者・内容)

対象者: みどり市立の小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒

内容: みどり市立の小・中学校及び義務教育学校で児童生徒に提供される給食を無料化します。

食育の教材となる給食の食材費用は市が負担し、保護者からは徴収しません。また、無料化に際

し、特に条件は設けません。

問合せ: 《教育総務課 大間々学校給食センター》 Tu:0277-46-9491

#### 学校給食費補助事業【食物アレルギー対応補助金交付事業】

対象者: 食物アレルギーのため給食を食べられず、代替措置として恒常的にお弁当を持参している、無料化

対象児童生徒の保護者

※お弁当の持参については、学校長の承認・決定が前提となります。また、一部お弁当持参の場

合は対象外です。

内容:対象となる児童生徒が在籍する学校において、学校給食の代わりに持参したお弁当を食した回数1

回あたりにつき以下の金額を補助します。

①小学校及び義務教育学校(前期課程) 280円

②中学校及び義務教育学校(後期課程) 326円

問合せ: 《教育総務課 大間々学校給食センター》 Tal: 0277-46-9491

#### 不妊治療費助成事業

育

7

支

援

対象者: 不妊治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす人

・法律上の婚姻関係にある夫婦

・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある

・医療保険に加入している

・市税の滞納がない

内容: 不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円(千円未満切捨て)

※県の助成を受けている場合はその額は差し引かれます。

助成回数:申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間:1月1日~12月31日までの治療分 申請期間:助成対象期間の年の4月1日~翌年1月31日

問合せ:《健康管理課》 Ta:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

#### 不育症治療費助成事業

対象者: 不育症の治療を行っている夫婦で下記の要件を全て満たす人

・法律上の婚姻関係にある夫婦

・申請日の1年以上前から市内に住民登録がある

・医療保険に加入している

・市税の滞納がない

内 容: 医師が認めた不育症治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし上限は20万円 (千円未満切り

捨て)

助成回数:申請は1年につき1回とし通算5回まで 助成対象期間:1月1日~12月31日までの治療分 申請期間:助成対象期間の年の4月1日~翌年1月31日

問合せ:《健康管理課》 Tm:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

#### 産婦健康診査事業

対象者: みどり市内に住所を有する産婦

内 容: 産後間もない時期の健康状態を確認し、安心して育児が出来るようサポートするため、産婦健康

診査(2回分)の費用を一部助成します。 健診実施時期:産後2週間頃、産後1か月頃

問合せ: 《健康管理課》 1点:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

#### 母乳外来助成事業

対象者: みどり市内に住所を有する、出産後4か月までに母乳外来を利用した産婦

内容: 産科医療機関や助産院の母乳外来にかかる費用を一部助成します。

助成回数:出産1回につき5回まで

助成額:1回につき上限1,000円(費用が上限に満たない場合はその金額)

申請期限:出産後6か月になるまで

問合せ: 《健康管理課》 1点:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211

類 分			事業名 (対象者・内容)	
子	産後生	 ケア事業		
育て支		対象者:	みどり市に住所を有する産後3か月までの産婦とお子さんで次の条件に該当する方 ・心身の不調や強い育児不安がある ・家族等から家事や育児等への支援が受けられない ・母子ともに病院等への入院治療を必要としない	
援		内容:	協力医療機関で助産師等の専門スタッフから、こころとからだ、育児のサポートを受けることが 出来ます。(利用時自己負担金あり)。 利用者負担:宿泊型(1泊) 7,600円 日帰り型(1日) 3,700円 日帰り型(半日) 1,800円	
		問合せ:	《健康管理課》 Ta:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211	
	妊婦は	歯科健診		
			みどり市に住所を有する母子健康手帳の交付を受けた妊婦	
		内 容:	妊娠中に1回、歯科健診の費用を助成します。 受診方法:登録歯科医院に予約をして受診 健診内容:問診・口腔内診査・結果説明	
		問合せ:	《健康管理課》 Ta:みどり市大間々保健センター 0277-72-2211	
	みど	り市産材	記念品贈呈事業	
		対象者:	令和5年4月1日以降に出生し7か月児健診時にみどり市民として住民登録されている乳児	
			市産材を活用したおもちゃ (積み木) を贈呈	
住	<u> </u>		《農林課 林政係》 1点:0277-76-1937(直通)	
宅	定任(	足進住宅		
支援		刈 家 名:	<ul><li>・みどり市東町地域に定住する意志を有する者</li><li>・税の滞納のない者</li><li>・身元引受人を1名つけられる者</li><li>・家賃を支払う収入がある者</li><li>・暴力団員でない者</li></ul>	
		内容:	市内の東町地域の産業振興、教育・文化及び地域の活性化のため、定住を希望する者に、市の所有する集合住宅(沢入住宅)を賃貸する。	
		問合せ:	《建築住宅課 住宅政策係》 Tm: 0277-76-2189	
	定住促進住宅用地分譲事業			
	申	込者の資格:	・次の①又は②のいずれかに該当する方 ①自ら又は直系卑属の親族が居住する住宅(生活の本拠とするものに限る。)を建築するため、 宅地を必要としている方 ②自ら又は直系卑属の親族が既存の住宅(生活の本拠とするものに限る。)の宅地とともに使用 するため、宅地を必要としている方 ・指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いできる方	
	3	分譲条件:	・自ら又は直系卑属※1の親族が、暴力団員でない方 指定の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻します。なお、契約日から10年間は、買戻特約登記を設定します。	
		内容:	浅原分譲地(1区画) ・面積 (登記面積) 301.98㎡、(敷地有効面積) 253.88㎡ ・価格 1,087(千円) 東町並分譲地(3区画) ・面積 253.36~278.39㎡ ・価格 1,292~1,503(千円)	
		問合せ:	《都市計画課 まちづくり整備係》 Tm:0277-76-1903	

# 事業名 (対象者・内容) 住 勤労者資金貸付事業 宅 支

対象者: 同一事業所に1年以上継続して勤務し、市内に居住する若しくは、居住しようとする勤労者。

内容: 住宅を建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地(400㎡以

下)を購入するための資金

範囲:住宅の用に供する延べ面積は50㎡以上165㎡以下であること

増改築は、増改築面積が10m<sup>2</sup>以上(補修は除く)

中古住宅は築後10年以内であること 年2.5% 融資条件:利率(固定)

限度額 資金総額の80%以内で1,000万円以下 返済期間 20年以内

問合せ:《商工課 商工労政係》 Tel: 0277-76-1938

#### みどり市空き家バンク制度

対象者: みどり市内の空き家物件を買いたい(借りたい)方あるいは売りたい(貸したい)方。

内 容: 市内への移住や定住を促進するため、所有者からの申請に基づき市内の空き家物件を空き家バン

クに登録し、ホームページ等で賃貸または購入希望者へ空き家情報を提供する。

問合せ:《建築住宅課 住宅政策係》 Ter : 0277-76-2189

#### 住環境改修補助事業

援

対象者: みどり市に住民登録がある建物所有者で、世帯全員に市税等の滞納がないこと。

施工業者が市内業者であること。

内 容: 市内に存在する一般住宅に対して、住宅の一部又は全部の増改築、修繕又は模様替え、機能向上

など10万円以上の工事費に対し補助率1/10上限10万円の補助事業。

問合せ:《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

#### 空き家改修補助事業

対象者: 空き家を購入した者、空き家の所有者から補助対象空き家を購入しようとする者又は補助対象空 き家の所有者の法定相続人で、空き家を改修し5年以上居住する見込みがある者。市税の滞納のな

い者。施工業者が市内業者であること。

内 容: 市内に存在するおおむね1年以上使用されていない空き家の改修工事費用に対し、補助率2分の1の

額で上限60万円。補助対象者が転入して補助対象空き家に居住する場合は転入者1人につき5万円

を加算。加算の上限は20万円。

問合せ:《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 0277-76-2189

住宅用再生可能エネルギーシステム等設置補助金(太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電 池、木質ペレットストーブ、薪ストーブ、LED照明器具)

対象者: ・自らが居住する市内の住宅に「太陽光発電システム」 「リチウムイオン蓄電池」「木質ペレッ

トストーブ」「薪ストーブ」「LED照明器具」を設置する人。 ・住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上であること

・世帯員全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないこと。 ・市から過去に同一システムの補助金の交付を受けていないこと。

内 容: 指定の要件を満たす場合、次のとおり補助

【太陽光発電システム】

・最大出力1kWあたり3万円(上限5万円)

【リチウムイオン蓄電池】

•15万円

※対象となる太陽光発電システムとリチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、合算した補助 金額に5万円加算。

【木質ペレットストーブ】

・本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額(上限15万円)

【薪ストーブ】

・本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額(上限15万円)

【LED照明器具】

・本体等購入費+設置工事費の1/2以内の額(上限5万円)

問合せ: 《生活環境課 環境政策係》 Tm: 0277-76-0985

#### 事業名 (対象者・内容) 住 浄化槽設置整備補助金 宅 対象者:・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業供用開始区域を除く区域に、10人槽以下の環境 支 配慮型浄化槽を専用住宅に設置する方 ・市税の滞納がない方 援 ・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方 その他、浄化槽設置整備補助金交付要綱にある要件を満たしている方 内 容: 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽)に切り替える工事に要す る経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもので、配管工事費も補助対象となります。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金上限額) 5人槽 690,000円 7人槽 756,000円 858,000円 10人槽 ※補助金上限額は配管工事費分(上限300,000円)を含む額です。 ※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。 問合せ:《簡水下水道課 総務係》 Tel: 0277-46-7918 公共下水道接続促進補助金 対象者: ・公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出している方 ・市税の滞納がない方 ・公共下水道受益者負担金及び分担金の滞納がない方 ・着工前に申請を行い、同年度2月末までに完了検査を受検できる方 内 容: くみ取り槽の水洗化や浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する方に補助金を交付する。 ※建物の新築・建替えによる工事は対象外 (補助金額) 接続工事に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)に相当する額(その額に1,000円未満の 額が生じたときは、その端数を切り捨てた額)上限10万円 ※先着順で受付を行い、予算に達し次第終了となります。 問合せ:《簡水下水道課 総務係》 Tel: 0277-46-7918 農 貸し農園の設置 (浅原体験村) 業 対象者: 農業体験を行いたい方 体 内容:面積 1区画約40m² 験 区画数 110区画 利用料 年額8,000円 申 込 随時受付(利用期間は、1年間) ○その他の施設等 就 ・コテージ (10人用、8人用、4人用) 5棟 1棟12,000円から 農 ・食堂、直売所、管理棟 (シャワー、トイレ付き) そば打ち体験1名1,100円 ・そば打ち体験道場 支 ・バーベキューハウス 援 ・貸出用農機 (耕うん機) • 屋外トイレ ·駐車場70台分 問合せ:《農林課 農政係》 Tel: 0277-76-1937 市民農園の設置(諸町市民農園) 対象者: 市内在住・在勤者 内容:面積 1区画約20㎡ 区画数 132区画 利用料 年額4,000円 申 込 随時受付(利用期間は、1年間) ○その他の施設等 休憩ハウス ・ 簡易トイレ 水道 ·駐車場33台分 問合せ:《農林課 農政係》 Tel: 0277-76-1937

類 分	事業名 (対象者・内容)					
就業	起業家チャレンジ資金貸付事業 対象者: 新たに創業する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者または事業開始後1					
支援	年未満の者で、市税等に未納のないもの 内 容:資金使途:創業または業種転換のための運転資金及び設備資金 融資条件:利率(固定) 年1.7%					
	限度額 1,000万円 融資期間 運転資金:5年以内、設備資金:10年以内 運転・設備併用:10年以内 取扱金融機関(申し込み先):市内の銀行、信用金庫、信用組合					
	問合せ: 《商工課 商工労政係》 1社:0277-76-1938					
その他	グループ28 (移送サービス)  対象者: 東町内に住所を有し、事前に会員登録を行っている者  内 容: 日常生活の中で、特に外出に伴う移動手段に支障を来たし、移送支援を必要とする者に対し、通院、買物等の移送サービスを有料で提供する(要予約、市外への移動にも使用可)。 (基本料金) ・1kmあたり100円 ・東町内片道最大300円(東町内及び水沼診療所まで) ・笠懸町、大間々町内(桐生市に設置している電話でバスのバス停(新桐生駅、桐生厚生総合病院、ヤオコー桐生相生店、相生団地)を含む)最大500円  問合せ: 《東市民生活課 市民福祉係》 Ta: 0277-76-0984					
	電話でバス (デマンドバス)  対象者: どなたでも利用可能  内 容: 笠懸・大間々地域で運行している、時間と乗車区間を電話で予約して利用する乗合バス 運行時間: 午前7時30分~午後7時30分 予約方法: 電話またはWEB 運賃 : おとな1回300円、こども(小学生以下)150円 ※未就学児は無料(おとな1人に対して2人まで)					
	問合せ: 《企画課 政策調整係》 1社: 0277-76-0962					

# 板倉町

令和6年6月時点

分類		事業名 (対象者・内容)
子	不妊・不育症	
育て支援	対象者:	法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たす方 1. 夫婦または夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること(申請日が基準日) 2. 同一世帯の全員が町税及び国民健康保険税の滞納がないこと 3. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること 4. 交付決定時に町内に住所があること(交付決定まで約1か月程度)
	内容:	医師の認める不妊症及び不育症の治療及びその治療に係る検査に要した費用の一部(自己負担額の2分の1)を助成する。 助成金額 ・一般不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・特定不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・男性不妊治療 1年度当たり10万円を限度 ・不育治療 1年度当たり30万円を限度
	問合せ:	《健康介護課 健康推進係》 1点:0276-82-3757 (板倉町保健センター)
	0歳児紙おむ	つ券給付事業
	対象者:	町内に住所があり、0歳児を養育している方。ただし、板倉町において生活実態のない方は 対象外。
	内容:	月額2,000円の紙おむつ給付券を交付する。対象期間は出生した月から1歳の誕生月の前月分までとし、最大24,000円分支給する。また、転入された方は、町に住民登録をした日の属する月から1歳の誕生月の前月分までとする。交換ができる町指定の店舗にて利用が可能。
	問合せ:	《福祉課 子育て支援係》 1点:0276-82-6134
	チャイルドシ	一卜購入費補助事業
	対象者:	町内に住所があり、1歳未満の乳児を養育する方
	内容:	自動車に乗車中の乳児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に対して、その費用の一部を補助する。補助金額はシート1台につき1万円を上限として、購入価格(税込み額)の2分の1を乗じた額。交付要件は国土交通省の認証マークが有るシートを購入後、1年未満であること。乳児1名につき申請は1回までで、出生後に申請を受け付けている。
	問合せ:	《福祉課 子育て支援係》 Tm: 0276-82-6134
	子育て支援金	支給事業
	対象者:	町内に住所があり、引き続き本町に在住する見込みがある方のうち、次のいずれかに該当する方(生活実態のない方、生活保護を受けている方は除く) 1. 新たに子を出産し、その子を養育している方 2. 次年度に小学校に入学するお子さんを養育している保護者の方
	内容:	町内に住所を有する方が、子どもを出産した時及びその方の子どもが小学校に入学する時に、その子どもの区分により支援金を支給する。 支給額 1.第1子 60,000円(出生時30,000円 入学時30,000円)
		2. 第2子 80,000円(出生時40,000円 入学時40,000円) 3. 第3子以降 120,000円(出生時60,000円 入学時60,000円)
	問合せ:	《福祉課 子育て支援係》 1点:0276-82-6134

# 分類 子 産後ケア事業 育 7

支

援

対象者: 町内に住所があり、産後3カ月未満であるお母さんと赤ちゃん

事業名

内 容: 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケ

(対象者・内容)

アや休養等の支援を行う。利用料は無料。

・日帰り型 (公立館林厚生病院、真中医院)

・訪問型(助産師がご自宅に訪問し、ケアを受けられる。)

問合せ:《健康介護課 健康推進係》 Ta: 0276-82-3757 (板倉町保健センター)

# 子育て支援無料アプリ

対象者: 町内で子育て中の保護者、妊婦

内 容: 妊娠期から利用できる子育て支援アプリ。お子さんの生年月日を登録することで、必要なタ

イミングで健診や町の事業のお知らせをプッシュ通知で受け取ることができる。予防接種ス ケジュールを自動で作成・管理することや、成長記録を入力・管理することもでき、保護者

だけでなく、祖父母等と共有することが可能。

問合せ:《健康介護課 健康推進係》 Tu: 0276-82-3757 (板倉町保健センター)

## 奨学金の貸与

対象者: 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。

1. 町内に1年以上居住する世帯の子

2. 学力優秀・品行方正・身体強健な方

3. 専門学校以上の学校に入学する方及び在学する方

4. 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子

内容:貸与額:専門学校・短期大学・大学に在学する方 月額50,000円以内

貸与期間:奨学資金の貸与期間は在学又は入学する学校の正規の修学期間

問合せ: 《教育委員会事務局 総務学校係》 Tel: 0276-82-6153

#### 小中学校児童生徒給食費の無料化

対象者: 町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者

町立小中学校に在籍する食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当す る方。

1. 食物アレルギーのため、弁当対応をする児童生徒の保護者

2. 食物アレルギーのため、学校給食の牛乳のみ支給を受ける児童生徒の保護者

3. 牛乳アレルギーのため、学校給食の牛乳の支給を受けることができない児童生徒の保護者

内 容: 子どもを育てる保護者が抱える経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備と 食育の充実を図るため、町立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費の無料化を実施して いる。また、食物アレルギー等の理由で、給食の代わりに弁当を持参をしている児童生徒についても、その経費 (学校給食費相当額)を補助している。

問合せ: 《教育委員会事務局 総務学校係》 Tel: 0276-82-6153

#### 英語検定料の半額助成

対象者: 町内に住所を有する高校生以下の児童・生徒で、英語検定3級以上を受験した方(英語検定 試験申込後に試験を欠席した場合は対象外)

内 容: 英語検定の受検の機会を増やし、英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定料の半額 を助成する。助成回数は、1人につき受験年度1回のみの助成。ただし、3級以上に合格して、 その年度にさらに上位の級を受験する場合は、さらにもう1回助成(最大2回助成可能)。

問合せ: 《教育委員会事務局 総務学校係》 Tm: 0276-82-6153

#### 事業名 (対象者・内容) 分類

住 宅 支

援

#### 町営住宅の紹介

対象者: 1. 町内に住んでいる又は勤めていて、住宅にお困りの方

- 2. 住民税の滞納のない方
- 3. 同居を予定している親族がいる方

※単身者でも、次のいずれかに該当する場合、申込みが可能

- ア) 60歳以上の方
- イ) 生活保護を受けている方
- ウ) その他

内 容: 入居資格

- 1. 敷金(家賃の3か月分)を納入できる方
- 2. 連帯保証人1人を立てられる方
- 3. 入居可能目から15日以内に入居できる方
- 4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国の定める収入基準に当てはまる方

※家賃は団地ごとに、入居者の収入や世帯状況により決定される。

問合せ: 《都市建設課 計画管理係》 Tel: 0276-82-6151

## 勤労者住宅建設資金融資

対象者: 町内に居住又は勤務先を有する勤労者で、町内に自己の居住する住宅を建築又は取得しよう とするもの

(増築及び改築の場合の面積は、現在居住する居宅の2分の1以上で、33平方メートルを 下らないものとする。)

内 容:融資条件

1. 融資限度額 500万円以内

年率3.6%(年率7%以内で町長が定める利率) 2. 融資利率

20年以内 3. 融資期間 4. 最終返済年齢 65歳まで

問合せ: 《産業振興課 商工観光係》 Tm: 0276-82-6139

# 住宅リフォーム支援事業

対象者: 以下のすべてを満たす方

1. 町内に居住し、住民基本台帳に記載されている方

2. 世帯の中に町税等を滞納している人がいないこと

3. 令和2年4月1日以降の本制度による補助金交付額が10万円に達していない方又はその 他板倉町で実施する住宅の改造等に係る補助金等の交付を受けていない方

内容: 町内建築関連業者を中心とした経済の活性化及び住環境の質の向上を図るため、町内施工業 者により一定の条件に基づく個人住宅等のリフォーム工事を行った方へ、工事費の10% (限度額10万円)を、板倉町商工会の商品券で助成する。令和2年4月1日以降に交付を

受けた補助金額を合計して、10万円に達するまで何度でも利用可能。

問合せ:《産業振興課 商工観光係》 Tel: 0276-82-6139

#### 住宅取得支援事業

対象者: 以下のすべてを満たす方

- 1. 転入日から前2年間は町内に住んでいない方
- 2. 板倉町に転入した、またはこれから転入し、住宅を建築または購入した方3. その住宅の所有者(共有者がいる場合は代表者1人)
- 4. その住宅に住む全員が、町税等を滞納していないこと
- 5. その住宅に5年以上継続して住む方
- 6. この要綱に基づく補助金を初めて受ける方
- 7. 令和6年3月31日までに、取得した住宅に住民票を移動する方

内 容: 移住及び定住を促進して地域を活性化するため、町内に居住する住宅を建築・購入する個人 の方に対して、費用の一部を補助する。補助額は住宅取得価格(併用住宅にあっては、うち

居住部分の金額)の3%で、上限30万円まで。

問合せ: 《都市建設課 計画管理係》 Tm: 0276-82-6151

# 分類 事業名 (対象者・内容)

住宅支

援

#### 板倉町空き家等バンク事業

対象者: 町内に所有する空家等を売りたい・貸したい人、または空家等を買いたい・借りたい人

内 容: 町内の空家等を有効活用し、管理不全な空家等の減少と移住定住の促進および地域活性化を 図ることを目的として、空家等の物件に関する情報を、空き家等バンク登録台帳へ登録す

る。

問合せ: 《都市建設課 計画管理係》 Tm: 0276-82-6151

## 板倉ニュータウン移住支援事業

対象者: 以下のすべてを満たす方

1. 板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱 (平成27年板倉町告示第69号) 第10条に規定する 補助金額の確定を受けていること

2. 令和2年10月1日以後に、朝日野1丁目、朝日野2丁目、朝日野3丁目、朝日野4丁目及び泉野1 丁目地内の土地の売買契約を締結していること

3. 取得した住宅が、上記2の土地に所在していること

4. 上記2に規定する土地の売買契約締結日において、次に掲げる事項のいずれかに該当していること

ア. 申請者の年齢が50歳未満であること

イ. 申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること

ウ. 申請者が、同一世帯で中学生以下の子を養育していること

5. 令和5年4月1日以後に転入し、5年以上継続して定住すること

内容:板倉ニュータウンへの移住及び定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、板倉

ニュータウン内に土地と住宅を取得して移住する世帯へ70万円の支援金を支給する。申請期

限は令和7年3月14日まで。

問合せ: 《産業振興課 誘致推進係》Tu:0276-70-4040

#### 合併処理浄化槽設置費補助金

対象者: 板倉町内全域(板倉ニュータウン区域(公共下水道)を除く)において、自らが居住するための住宅(自己の居住用途部分の割合が2分の1以上の店舗併用住宅などを含む)に処理対象人員が10人槽以下の「環境配慮型浄化槽」を設置し、または設置に伴い既存施設を転換撤去する方。

内 容: 新規設置に関する補助金額

・5人槽 198,000円

・7人槽 256,000円

・10人槽 340,000円

転換撤去等に関する補助金額

【既設を撤去できない場合】

・5人槽 198,000円+宅内配管工事補助金

・7人槽 256,000円+宅内配管工事補助金

・10人槽 340,000円+宅内配管工事補助金

【既設を撤去できる場合】

・5人槽 248,000+宅内配管工事補助金

• 7人槽 306,000+宅内配管工事補助金

・10人槽 390,000+宅内配管工事補助金

※宅内配管費補助金は工事費用又は300,000円のいずれか低い額

問合せ: 《住民環境課 環境下水道係》 Tm: 0276-82-6132

#### 住宅用太陽光発電システム設置補助金

対象者: 自ら居住する町内の住宅(住宅部分が 2 分の 1 以上の店舗併用住宅含む。ただし、集合住宅は除く)に太陽光発電システム(※)を設置したかたや設置しようとする方、または町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から太陽光発電システム付住宅を購入した方や購入しようとする方で、以下の要件を満たしていること

1 住民基本台帳に記載されていること

2 町税の滞納がないこと

※発電した電気を住宅部分で消費し、かつ余剰電力を電力会社へ売電するもの

内 容:補助金額

1キロワット当り2 万5 千円 (4 キロワット10 万円が上限)

問合せ: 《住民環境課 環境下水道係》 Tm: 0276-82-6132

分類	事業名 (対象者・内容)					
農	貸し農園の設置(ふれあいファームいたくら)					
業	対象者: 借用を希望する方(町内外在住不問)					
体験						
・就農支援	利用区画数及び年間利用料金 15㎡ 2区画 1,500円 24㎡ 18区画 2,400円 28㎡ 2区画 2,800円 30㎡ 60区画 3,000円 45㎡ 1区画 4,500円 52㎡ 1区画 5,200円 60㎡ 3区画 6,000円 計87区画					
	問合せ: 《産業振興課 農業振興係》 Tu: 0276-82-6137					
就						
業	対象者: 町内で創業を目指す方(創業後5年未満の方も含む)					
支援	内 容: 産業振興課商工観光係内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するととも に、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、 町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。					
	問合せ: 《産業振興課 商工観光係》 🗈 : 0276-82-6139					
そ						
の	対象者: どなたでも利用可能					
他	内 容: 交通弱者・買い物弱者対策として、板倉東洋大前駅から板倉町役場・アゼリアモール間を結び、町の北地区・南地区を経路とする無料コミュニティバスを運行する。					
	問合せ: 《総務課 安全安心係》 🖫: 0276-82-6123					
	防災ラジオの有償配布					
	対象者: 令和2年5月1日以降の転入世帯の世帯主の方等					
	内 容: 各種気象警報や緊急地震速報、避難に関する緊急情報等の防災情報を伝える、防災行政無線 戸別受信機(防災ラジオ)の有償配布を行う。負担額は1台13,860円。					
	問合せ: 《総務課 安全安心係》 Tm:0276-82-6123					
	福祉タクシー利用券の交付					
	対象者: 1.身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 2.療育手帳をお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 4.70歳以上の高齢者のみの世帯の方 5.母子・父子家庭世帯 6.70歳以上で自動車免許を自主返納した方 ※1から3までに該当する場合は本人および世帯員が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外 ※4、5に該当する場合は世帯内に四輪自動車を所有し、運転できる方がいる場合は対象外					
	内 容: 在宅の高齢者等で、タクシー以外の交通機関を利用することが困難な方に1枚につき500円を 助成するタクシー利用券を交付する。 交付枚数					
	・1から5までに該当するかたは年間48枚、6に該当するかたは2年間で24枚 問合せ: 《健康介護課 介護高齢係》Tal:0276-82-6135					

分類	事業名 (対象者・内容)					
そ	板倉町奨学金返還支援事業					
が象者:以下のすべてを満たす方。ただし、国家公務員又は地方公務員の方(会計年度任用暗臨時的任用職員を含む)は対象外 1.奨学金の貸与を受けて、大学、専修学校及び高等専門学校等に進学し、卒業した方 2.労働契約に基づき就業している方又は個人で農業その他事業を営んでいる方(事業を含む) 3.申請時において本町に住所があり、引き続き5年以上居住する意思のある方 4.40歳未満の方 5.卒業後に奨学金の返還を開始しており、滞納がない方 6.申請者及び申請者の属する世帯員に町税の滞納がない方						
	7. 他の奨学金返還支援を利用していない方  内 容: 人口減少克服・地方創生を図るための地方への移住促進の取組として、大学等を卒業後に就業した方で、本町に定住し、奨学金の返還を行っている方を対象に補助金を交付する。補助額は、補助金の交付を申請する年度の前年度に返還した奨学金の2分の1の額とし、上限は15万円まで。  問合せ: 《企画財政課 企画調整係》 Ta : 0276-82-6125					

# 明和町

子

育て支援

令和6年6月時点

<sup>類 分</sup> 事業名 (対象者・内容)

出産祝金支給事業

対象者: 出生日・3歳・6歳時点で明和町に在住する児童を養育する保護者。町民になって1年を経過すると

申請可。

内容: お子さんを出産した方に、町より祝金が支給されます。

支給額	第1子	第2子	第3子以降
出生時	2万円	4万円	6万円
3歳の誕生日	3万円	6万円	9万円
6歳の誕生日	5万円	10万円	15万円

問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tm: 0276-84-3111 (内線172)

# ひとり親家庭等の児童の入進学等支度金

対象者: ひとり親家庭等で児童と同居し扶養しており、町税を滞納していない保護者へ支給。

内 容: こども園入園時1万円、小学校入学時1万2千円、中学校入学時1万5千円、中学校卒業時2万

円を支給します。

問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tu:0276-84-3111 (内線172)

#### 子育て援助活動支援事業(明和町ファミリー・サポート・センター事業)

対象者:・援助を受けたい人:利用会員・・・0歳から小学6年生までの子どもの保護者。

・援助を行いたい人:サポート会員・・・講習会を受講した子育て家庭に理解のある町民。

内容:子育て世帯を支援するため、子どもを預けたい人とサポートしたい人が会員となり、センターを

通じて育児の助け合いを有料で行います。

○事業内容

・こども園や小学校等への送迎をお願いしたい

・ふれあいセンターで子どもを遊ばせてほしい

一緒に子どもを見てほしい

・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり

・リフレッシュしたい、少し休みたい 等

○利用料金

利用料は1時間500円

(援助の終了後に「利用会員」から「サポート会員」へ直接お支払いいただきます。)

問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tm:0276-84-3111 (内線172)

#### 学童保育所保育料減免

対象者:・ひとり親で児童を養育しており町民税非課税の方。

・災害により居宅が喪失、又は破損し復旧にあたっている方。

・その他特に必要と認める場合。

内容:・ひとり親で児童を養育しており町民税非課税の方(保育料の半額を減免)

・その他(指定管理者が町長の承認を得て定める額を減免)

問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tm:0276-84-3111 (内線172)

# 子育て世代包括支援センターの設置

対象者: 妊娠期から子育て期にある子育て世代の方。

内容: 健やかに安心して妊娠期を過ごし、安心して出産・子育てができるように、さまざまな悩みや質

問にお答えする相談窓口を開設しています。 子育てに関するあらゆる相談に対応します。

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

頁

(対象者・内容) 事業名

定 住

子

苔

7

支

接

#### 出産子育て応援給付金事業

対象者: 明和町に住民登録があり、令和4年4月1日以降に出産された方。

内 容: 伴走型相談支援 保健師が妊娠届出時、妊婦訪問時、赤ちゃん訪問時に面談を行います。

経済的支援 妊娠届出時面談後出産応援ギフト:5万円

赤ちゃん訪問時面談後子育て応援ギフト:5万円

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

#### 不妊治療費助成事業

対象者: 特定不妊治療費: 医師が認めた特定不妊治療を受けた方。

一般不妊治療費:医師が認めた一般不妊治療を受けた方。

両治療費とも戸籍上の夫婦(事実婚関係にある方も含む)であって、1年以上明和町に居住し町

税を滞納していない方。

内 容: 特定不妊治療費:治療費の1/2で上限額15万円 (年度あたり) 一般不妊治療費:治療費の1/2で上限額10万円 (年度あたり)

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 TEL: 0276-60-5917

## 不育症治療費助成事業

対象者: 医師が認めた不育症の治療を受けている方。

戸籍上の夫婦(事実婚関係にある方も含む)であって、1年以上明和町に居住し町税を滞納して

いない方。

内 容: 治療費の1/2補助で上限額30万円(年度あたり)

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

## 産後ケア事業

対象者: 生後1年未満の乳児とその母親。 (医療機関により受入対象年齢が異なります)

内 容: 産婦の母体管理及び生活面の指導

授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 沐浴等の育児指導に関することなど

利用回数7回まで 無料

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

## 風しん予防接種助成事業

対象者: 妊娠を希望している女性とそのパートナーで予防接種を受けた方。妊婦のパートナーおよび同居

家族で予防接種を受けた方。

内容: 麻しん・風しん混合ワクチン:上限5,000円

風しん単独ワクチン:上限3,000円

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

#### 乳幼児用補助装置購入費補助金

対象者: 明和町に住所を有し、町税を滞納していない方で、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省

の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。

内容: チャイルドシート購入時の費用を1/2補助(上限1万5,000円)

※乳幼児1人につき1台・1回限り

問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tm: 0276-84-3111 (内線172)

#### おたふくかぜ予防接種助成

対象者: 満1歳から7歳未満(年長児)までの幼児※罹患児除く

内容: 1人1回 上限8,000円

問合せ:《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

## 子どものインフルエンザ予防接種助成

対象者: インフルエンザ予防接種を受けた1歳~15歳(中学生)の子ども。

内 容: 1回につき費用の1/2 (上限2,000円)

※2回まで申請可能

問合せ: 《健康こども課 健康づくり係》 Tm: 0276-60-5917

頁 定 住

子

苔 7

支

接

#### 事業名 (対象者・内容)

#### 福祉医療費(子ども医療費) 支給事業

対象者: 18歳の年度末までの子ども。

内容: 医療費(入院・外来ともに)の無償化を実施。

問合せ: 《住民環境課 保険年金係》 Tel: 0276-84-3111 (内線144)

#### 認定こども園 明和こども園(ハローイングリッシュ)

対象者: ①0歳から就学前の保育を必要とする児童(長時間保育)

②3歳から就学前の児童(短時間保育)

内 容: 3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元

化した教育・保育として提供する。

外国人講師1名が保育をとおして英語による保育を重視し、自然で無理のない環境の中で英語の

基礎づくりを行う。

問合せ: 《明和町立明和こども園》 Tm: 0276-80-7711

# 多子軽減の拡充

対象者: 保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養している方。

内 容: 3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。(小学校就学前

までの範囲を無制限とする。)

問合せ:《明和町立明和こども園》 Tel: 0276-80-7711

#### 奨学金の貸与

対象者: 以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟

②品行方正で進学の意欲と能力を有する者

③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟 (所得制限あり)

内 容: 高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。

学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦

で返済する。

問合せ: 《学校教育課 総務係》 Тm: 0276-84-3111 (内線242)

# 英語検定補助事業

対象者: 明和町に住所を有し、英検(実用英語技能検定) 3級以上を受験した小中学生の保護者の方

内容: 検定料の自己負担分1,000円を引いた全額を助成します。1人につき受験年度1回の助成を行

いますが、3級以上に合格して、その年度にさらに上位級を受験する場合は、さらにもう1度助

成します。

問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-84-3111 (内線242)

#### 第3子以降学校給食費無料化事業

対象者: 次の全てに該当する世帯

・児童や生徒及び保護者が明和町に同一世帯として住民登録されていること

・町内外の小中学校に3人以上在籍していること ※小学生未満、高校生以上は人数に含まれません

※小中学校の国公私立は問いません

・国、県、町の制度に基づき学校給食費の全額の給付を受けていないこと ※生活保護制度や就学奨励費等で既に給食費が無料になっているかたは該当しません

内 容: 対象者の世帯によって無料化を受ける方法が変わります

①町内小中学校在学の場合は、学校給食費を徴収しないことによる無料化

②町外小中学校等や特別支援学校に在学の場合は、学校給食費の全部または一部を支給するこ

とによる無料化

問合せ: 《明和町立学校給食センター》 Ta:0276-84-5858

Tel: 0276-84-3115 (内線242) 《学校教育課》

住 宅 支

援

#### 町営住宅の斡旋

対象者: 町営住宅入居希望者

内容: 町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。

問合せ: 《都市建設課 都市開発係》 Tm: 0276-84-3111 (内線135)

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金 宅 対象者: 自ら居住する住宅(併用住宅含む)に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため 支 建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方で次のすべてに該当する方。 援 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと ③申請の日が電力会社との電気受給契約の日から1年を経過していないこと。 内 容: 1万円×太陽電池モジュールkw (小数点第3位を四捨五入) 千円未満の端数が生じたときは、端 数を切り捨てる。(上限10万円) 1万円×定置型蓄電池kwh(小数点第3位を四捨五入)千円未満の端数が生じたときは、端数を切 り捨てる。(上限6万円) 問合せ: 《住民環境課 環境保全係》 Tel: 0276-84-3111 (内線125) 雨水浸透桝設置費補助金 対象者: 自ら居住する住宅(併用住宅含む)に雨水浸透桝を設置し次のすべてに該当する方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。 内容: 6千円/1基(上限6万円) 問合せ: 《住民環境課 環境保全係》 1点:0276-84-3111 (内線125) 住宅リフォーム補助金 対象者: 町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。 ①明和町に1年以上住所を有する方 ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方 ③町税及び使用料等を完納している方 ④当該工事について、町で実施している他の住宅改造補修費補助金等の交付を受けていない方 内容: 自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上(消費税を除く)の場合が対象となり、工 事費の10%(但し千円未満は切り捨て)、補助金の最高額は10万円。 ※該当住宅につき1回限り 問合せ: 《産業振興課 商工係》 Tel: 0276-84-3111 (内線124) 結婚新生活支援補助金 対象者: 結婚を機に町内で新たに生活をはじめる次のすべてに該当する新婚夫婦 ①対象となる年の1月1日から翌年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された夫婦 ②夫婦の婚姻日における年齢が双方とも39歳以下であること ③交付申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていること ④夫婦の所得の合計額が500万円未満(貸与型奨学金の返済額は控除) ⑤その他公的制度による家賃補助、他市町村で補助金等を受けていないこと 内 容: 下記費用に対し夫婦双方の年齢が29歳以下の場合最大60万円補助を行う(夫婦双方の年齢3 9歳以下の場合は最大30万円) 住宅の購入費用 ・賃貸における賃料、敷金礼金、共益費及び仲介手数料 • 引越費用 問合せ: 《健康こども課 こども支援係》 Tm: 0276-84-3111 (内線172) 農 就農研修制度 業 対象者: 町の特産である「梨」の就農を希望する方 体 ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり 験 内容: 1~2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。 梨園の斡旋、住まいの斡旋、販路の斡旋、農機具の斡旋等、町、群馬県、JA、指導農家との協 議会による研修から就農までのトータル支援を実施。 地域おこし協力隊として活動することも可(一定報酬。一部条件あり)。 就 農 問合せ:《産業振興課 農政係》 Tel: 0276-84-3111 (内線122) 支 援

果樹園芸関係補助金

対象者: 町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方

内容: ①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助(上限3万円)

②果樹園芸施設整備補助金 施設・機械の整備費用の1/2補助(上限20万円)

問合せ:《産業振興課 農政係》 Tel: 0276-84-3111 (内線122)

類 分		事業名 (対象者・内容)	
支 農			
援業	対象者:明和町内に在住する農業者以外の方		
体 験 ·		内 容: 町では農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して農業に対する理解を深めるために、一区画30 平方メートルの農園の貸付を行う。 ・使 用 料:1区画3,000円/年	
就		・貸付期間:1年	
農		問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tal: 0276-84-3111 (内線122)	
就	勤労者生活資金		
支		対象者: 町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (町税を完納している方)	
援		内 容: 医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付(融資限度額100万円)。 融資期間5年以内、利率年2.1%	
		問合せ: 《産業振興課 商工係》 Tm:0276-84-3111 (内線124)	
	明	和Mターン促進奨励金	
		対象者: ①新規に住宅を取得した方(新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入し た者)	
		②借家等に転入し、町内に就労・就農した方(平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者) ③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者 ※上記条件は一部です。詳細は下記問合せ先にお尋ね下さい。	
		内 容: 町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。	
		① 3 0 万円② 1 5 万円③ 5 万円	
そ		問合せ: 《産業振興課 商工係》 Tm: 0276-84-3111 (内線124)	
0	<u>ک</u> د	み収集指定袋の一部無料化	
他		対象者: 町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方(転入条件によって は該当しない場合もあります。)	
		内 容: ごみ収集指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券と交換できる枚数分を無料化する もの。	
		引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。(なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。) 引換券1枚で大きいごみ袋(40リットル)10枚、又は小さいごみ袋(20リットル)20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。	
		問合せ: 《住民環境課 環境保全係》 Tu:0276-84-3111 (内線125)	
	防	<b>炎行政無線の戸別受信機の貸出し</b>	
		対象者: 明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯	
		内 容: 上記対象者に防災行政無線の戸別(家庭用)受信機を保証金1万円にて貸し出す。 なお、65歳以上の単身世帯の方等、保証金が免除されます。	
		問合せ: 《総務課 危機管理係》 Tm:0276-84-3111 (内線217)	
	乗	り合い送迎サービス「チョイソコ めいわ」	
		対象者: 明和町に住所を有し、会員利用登録を完了している方	
		内 容: 予約を受けて、指定停留場所からそれぞれの目的地(町内に限る)まで送迎する乗合交通。土曜日、日曜日及び祝日、年末年始以外の8時30分から16時30分まで運行する。利用料金は無料。	
		問合せ: 《介護福祉課 福祉係》 Ta:0276-84-3111 (内線152)	

# 千代田町

令和6年6月時点

	令和6年6月時点
類 分	事業名 (対象者・内容)
子	子ども医療費無料化
育	対象者: 高校生世代の子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)
て支援	内 容:子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業。 県補助対象の中学卒業までに加え、千代田町では助成対象を高校生世代までに拡大し、外来を含めた保険診療の自己負担担当額を町独自で負担している。(令和5年10月より高校生世代まで県補助対象となります)
	問合せ: 《住民生活課 保険年金係》 Tm: 0276-86-7001 (直通)
	産後ケア事業
	対象者: 産婦及びその乳児(利用できる期間は委託施設で異なる)
	内 容: 出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により心身のケア や休養等の支援を行う ※委託施設にて実施
	利用料金: 無料
	問合せ: 《保健福祉課 健康推進係》 Tu: 0276-86-5411
	不妊治療助成事業
	対象者: 申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。
	内 容: 不妊治療を行う方を対象に費用の一部を助成。 ○対象となる治療: 医師の診断を受けた不妊治療に要した検査費及び治療費 ○助成額: 1年度当たり上限10万円(治療費の1/2以内)ただし他の公共団体(群馬県など)の 助成を受ける場合はその助成額を減じた額の1/2(上限10万円)助成期間は連続する5年度ま で。
	問合せ: 《保健福祉課 健康推進係》 Tu: 0276-86-5411
	不育治療助成事業
	対象者: 申請日において夫若しくは妻のいずれか一方又は双方が千代田町に住所があり、1年以上経過している。法律上の夫婦であること。町税及び国民健康保険税の滞納がない者。
	内 容: 不育治療を行う方を対象に費用の一部を助成 ○対象となる治療: 医師の診断を受けた不育治療で医療保険対象以外の検査費及び治療費 ○助成額: 1年度当たり上限30万円(治療費の1/2以内)助成期間は5年度まで。
	問合せ: 《保健福祉課 健康推進係》 Tu: 0276-86-5411
	子育て支援事業 (一時預かり事業)
	対象者: 千代田町に住所を有し家庭において乳幼児を養育している方(保育園・幼稚園・こども園などの施設に通っている家庭は利用不可。)
	内 容:病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合、町立東・西こども園で 乳幼児を預かり保育をします。事前に園へ、利用申込書の提出が必要になります。
	問合せ:《教育委員会 総務係》 Tm:0276-86-7008 《教育委員会 東こども園》 Tm:0276-86-3226 《教育委員会 西こども園》 Tm:0276-86-4154
	こども家庭センターの設置
	対象者:妊娠期から子育て期にある子育て世代の方。
	内 容: 健やかに安心して妊娠期を過ごし、安心して出産・子育てができるように、さまざまな悩みや質問にお答えする相談窓口を開設しました。 子育てに関するあらゆる相談をワンストップで対応します。
	問合せ: 《保健福祉課 子育て支援係》 Tm: 0276-86-5411

頁 事業名 (対象者・内容) 子 第3子以降3号認定子どもの利用者負担額(保育料)無料化

対象者: 3人以上の子どもを養育する保護者のうち、第3子以降の子どもが3号認定子ども(保育的利用

児) である保護者

内容: 第3子以降の利用者負担額(保育料)を無料化 問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tm: 0276-86-7008

#### 子育て育児用品購入費助成

苔

7

支

援

対象者: 千代田町に住所を有する乳幼児の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・購入日及び申請日に、当該乳幼児及び保護者が本町に住所を有していること。

・保護者及び世帯員が町税を滞納していないこと。

内容: 〇助成対象物品

町内の小売販売店において購入した次に掲げる物品とする。

紙おむつ、おしり拭き

・粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品

・離乳食等の乳児用食品(加工済みの製品として販売されている物に限る)、乳幼児用衣類、寝

具その他の育児用品等 ※但し、以下のものは除く ・一般の利用に供し得る物品

○助成金額

0歳から2歳児:上限各36,000円

問合せ: 《保健福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276-86-5411

#### 町立こども園給食費の軽減

対象者: 町立東・西こども園に通う子どもの保護者

内 容: 町立東・西こども園の給食費を軽減することによって、子育て家庭の経済的支援を図ります。

○軽減内容

·第3子以降 = 全額免除

要件:年齢上限なしで数えて第3子以降であること・所得制限なし

問合せ:《教育委員会 総務係》 1回:0276-86-7008

#### 産前産後サポーター派遣事業

対象者: 千代田町に住所登録があり、居住している妊娠中または産後4か月未満(多胎出産の場合は産後 1年未満)の方で、体調不良等のため家事を行うことが難しく、かつ、同居の家族やそれ以外の

親族からの援助が受けられない方

内 容: (1) 家事に関すること

・食事の準備及び片付け、・衣類の洗濯、・住居の掃除及び整理整頓、・生活必需品の買い物代

行、・その他の必要な家事援助

(2) 育児に関すること

・授乳介助、・おむつ交換支援、・沐浴介助、・適切な育児環境の整備、・その他の必要な育児

援助

【利用できる日数・時間】

(1) 利用日数 10日 (多胎出産の場合は30日)

(2) 利用時間 1時間単位(1日の利用限度は2時間以内)

(3) 利用できる時間帯

月曜日から金曜日 午前9時~午後5時(土日祝・年末年始・派遣対応困難日除く)

【利用料金】

1時間につき500円

問合せ: 《保健福祉課 健康推進係》 Tel: 0276-86-5411 類分

子

苔

7

支

援

#### 事業名 (対象者・内容)

#### 健康相談事業

対象者: 千代田町民

内 容: 千代田町健康ダイヤル

いつでもどこからでも、千代田町民の方のみサービスを利用でき(国内のみ)、健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス、医療機関情報等の相談に24時間体制で応じる電話相談。相談料及

び通話料(フリーダイヤル)は、無料です。

問合せ: 《住民生活課 保険年金係》 Tm: 0276-86-7001 (直通)

#### 奨学金貸与事業

対象者: 高校卒業後、大学・短大等に進学する方または在学中の方で、勉学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な方

○対象

次の(1)(2)(3)に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。

- (1)保護者又は本人が町内に1年以上居住していること
- (2) 学力優秀、品行方正及び心身健全であること
- (3)経済的な理由により、修学が困難であること(収入基準あり)

内 容: 町の予算の範囲内において、必要な資金「奨学金」を貸与して、有為な人材を育成しています。

- ○貸与金額
  - ·月額 5万円以内 (無利子)
- ○返済期間

・貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間以内(正当な理由なく返済が遅滞した場合は、延滞金を徴収)

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tm: 0276-86-7008 (直通)

#### 各種検定料助成事業

対象者: 町内に住所を有する小・中学生

内 容: 小・中学生の学力及び学習意欲の向上を目的に英語検定・漢字検定・数学検定の検定料を助成す

る。

○第2回開催の受験に限り検定料を補助(1つの級に限る、金額の上限有り)

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tu:0276-86-7008 (直通)

#### 電車による遠距離通学者助成事業

対象者: 高等学校、大学若しくは専修学校等に通う学生

内 容: 保護者の経済的負担の軽減、学生の通学意欲の醸成による定住化、電車の利用促進を図り、持続可能な まちづくりを目的に、町内に在住する学生の遠距離通学のために必要な定期券(電車)の購入に係る費用

の一部を補助します。

- ○1ケ月当りの定期券購入額の1/2とし、補助の月額上限は5,000円とします。
- ○令和3年度~令和7年度までの時限措置

問合せ: 《総合政策課 政策推進係》至0276-86-7007(直通)

#### 入学祝金事業

対象者: 町内に住所を有する、新小学1年生・新中学1年生の保護者

内容:対象の子供が入学する年に1人につき一律5万円を祝金として支払う

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tm: 0276-86-7008 (直通)

#### 学校給食弁当代替者補助事業

対象者: 食物アレルギーやその他の理由により給食を停止し弁当対応をせざるを得ない児童・生徒の保護 者

内 容: 給食及び牛乳をすべて停止し、弁当対応をおこなう児童・生徒の保護者に対して学校給食費負担

分相当額を補助する。小学生:2,100円、中学生:2,550円

問合せ: 《教育委員会 総務係》 Tm: 0276-86-7008 (直通)

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 定住促進住宅用地分譲事業 宅 対象者: 支 内 容: 「ふれあいタウンちよだ」住宅団地分譲中 ・東武伊勢崎線 川俣駅から車で約10分 援 ・高崎線 熊谷駅から車で約30分 ・ジョイフル本田千代田店、マナベインテリアハーツ群馬千代田店が徒歩圏内 ・コストコホールセール群馬明和倉庫店まで車で約10分 ・分譲価格 4,933,500円~ 問合せ: 《ふれあいタウンちよだ現地案内所》 Tm:0276-86-7500 営業時間 10:00~17:00 (12:00から1時間は休憩時間) 勤労者住宅資金利子補給事業 対象者: 以下の融資対象に該当する者 内 容: 勤労者の住宅建築資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建築を促進し、勤労者の福祉の増進と 生活の安定を図ります。 ○融資対象:次のいずれかに該当し、町内に自己の居住の用に供する住宅の建築又は購入をしよ うとする勤労者で町税等を完納している者 ・町内に1年以上居住又は事業所に1年以上勤務 ・群馬県企業局及び西邑楽土地開発公社が分譲する住宅団地内に土地を取得 ・舞木土地区画整理地内に土地を取得又は借地 ○融資条件: ·融資限度額 700万円以内 ・融資利率 町と金融機関で協議 ・融資期間 20年以内 ・償還方法 元利均等の月賦償還又は半年賦併用月賦償還 ・最終返還年齢 満65歳まで ○利子補給: 融資利率のうち1%を限度とする ・利子補給は、融資開始から10年以内 ○住宅の規模、程度: ·床面積33㎡~165㎡以内 ・増築改築の場合は現在居住する居宅の1/2以上であること ・専用住宅であること(店舗・車庫・物置等は対象外) 問合せ: 《産業振興課 商工係》 TEL0276-86-7005 (直通) 町営住宅の紹介 町営住宅への入居を申し込むには、下記の入居資格を全て満たす必要があります。 1. 現在同居中か、または同居予定の親族がいること(内縁、婚約者を含む)。 対象者: 2. 申込者と、同居(予定)者の合計収入が月額15万8千円以下であること。 3. 市町村税等を滞納していないこと 4. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 5. 次の要件を満たすこと。 (1)指定日までに敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できること。 (2)連帯保証人1名を立てられること (3)入居可能日から15日以内に入居し、住民票を異動できること。 ※上記の要件は、世帯の状況により変わりますので、詳しくはお問合せください。

内 容: 町営住宅は、住宅に困っている比較的所得の低い方に、安価な家賃で賃貸する住宅です。

Tel: 0276-86-7004 (直通)

問合せ:《建設下水道課 土木管理室》

#### 頁 (対象者・内容) 事業名 住 住宅リフォーム補助金事業 宅 支

援

対象者: 住民登録をしている町内在住者で次の条件を満たす方

- ・世帯全員が町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ・当該工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金等の交付 を受けていないこと。
- 内 容: 建築関連産業を中心とした地域経済の活性化と住環境の質の向上を図るため、住宅リフォームに 要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○対象となるリフォーム工事
  - - ・工事金額が15万円以上(消費税分除く)
    - ・町内施工業者による住宅リフォーム工事
    - ※暴力団または暴力団員等が経営若しくは関係する業者を除く。
    - ・ 当該工事を行う住宅の築年数が 10年以上
  - ○補助金額
    - ・消費税を除いた総工事金額の10% (ただし、千円未満は切り捨て)
    - 補助金限度額15万円

問合せ: 《産業振興課 商工係》 1510276-86-7005 (直通)

#### 移住者住宅取得費等補助金交付事業

対象者: 町外から取得した住宅へ転入(町外から町内の賃貸アパートに転入し取得住宅へ転居した場合も含む)し た方で、その転入日から過去5年間本町に住所を有しない40歳以下の方(その他要件有り)

内 容: 本町へ移住する方の住宅の新築又は購入、中古住宅の購入に要する経費に対し、補助金を交付し移住促 進を推進します。

○基本額

住宅の新築費又は中古住宅購入費等の経費の1/2以内

限度額は、新築40万円、中古住宅30万円

※令和5年3月31日以前の転入転居者は、新築30万円、中古住宅20万円

○加算額

中学生以下の子どもがいる世帯20万円、ふれあいタウンちよだ分譲地の購入者40万円を加算します。 ※令和5年3月31日以前の転入転居者は、中学生以下の子どもがいる世帯10万円、ふれあいタウンち よだ分譲地の購入者20万円

○令和7年3月31日までの時限措置

問合せ:《都市整備課 都市計画係》面0276-86-7003(直通)

#### 三世代ぬくもり家族住宅取得等応援事業

対象者: 親世帯または子世帯のうち、住宅を新築、購入及び増改築工事に係る契約を締結する者

内容:新たに三世代(親と子と孫)が同居(敷地内同居含む)するために、住宅の新築、購入又は増改 築工事に要する費用の一部を補助することにより、世代間で相互に支えながら生活する多世代家 族の形成を推進するとともに、高齢者の孤立防止及び子育て支援等の家族の絆の再生を図り、本 町の定住人口の増加をめざします。

○補助金額

新築・改築・増築した費用の1%相当額(上限10万円)を補助。

○令和3年度~令和7年度までの時限措置

問合せ: 《総合政策課 政策推進係》 120276-86-7007 (直通)

#### 千代田町結婚新生活支援補助金

対象者: 結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦

主な要件

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の所得合算が500万円未満
- ・他の公的な補助を受けていないこと
- ・申請時の3年以内に町外へ転出する予定がないこと

内 容: 新婚世帯に対して、アパートの家賃、敷金・礼金等の手数料、住居取得費、引越費用等を助成す

補助額:最大60万円

問合せ:《保健福祉課 子育て支援係》 Tel: 0276 - 86 - 5411

類 分	<b>車業</b> 力 (社会支 内穴)
住宅	空家等バンク
支援	対象者: 空家等の購入又は賃借を希望する方 内 容: 空家等バンクに登録されている空家等の購入及び賃借を希望する方は、まず利用申込書を町へ提出します。その後、町から該当となる空家等の担当事業者が紹介されますので、その担当事業者と空家等の情報や交渉についてやりとりをしていただきます。 物件情報の有無は、全国空き家・空き地バンク(アットホーム株式会社及び株式会社LIFULL)のサイトをご確認ください。 ※町は空家等の情報提供のみを行い、空家等の売買、賃貸借に係る交渉、契約などは一切行いません。
	問合せ: 《都市整備課 都市計画係》160276-86-7003 (直通)
農	ふれあい農園
業	対象者: 千代田町内に在住する農業者以外の町民
体 験 · 就	内 容: 町では農業者以外の方が、気軽に野菜や花等を栽培して、自然とふれあい、農業に対する理解を 深めるために、一区間50平方メートルの農園を貸出しております。 ・区 画:34区画(一区画あたり50㎡) ・使 用 料:1区画5,000円/年 ・貸付期間:3年
農	問合せ: 《産業振興課 農政係》 Tu:0276-86-7005(直通)
支援	新規就農者育成総合対策
抜	対象者: 一定の要件を満たし、かつ、独立・自営就農時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を持っている新規就農者
	内容: 最長5年間で年間150万円以内(本人前年所得により変動)の資金を交付します。
就	問合せ: 《産業振興課 農政係》 Ta: 0276-86-7005(直通)
労	創業支援事業
支	対象者:町内で創業を目指す方
援	内 容: 創業支援等事業計画に基づき、産業観光課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、県・商工会・町内金融機関等と連携し、創業希望者に対して適切な支援を行います。
	問合せ: 《産業振興課 商工係》12:0276-86-7005(直通)
その	高齢者等生活支援事業(タクシー券・買い物券交付)
の他	対象者: 在宅で生活しており日常生活において外出困難な方で、申請日において、町内に1年以上居住し、本町の住民基本台帳に記録されており、当該者の属する世帯全員が自動車を所有しておらず、町税及び国民健康保険税の滞納がない次のいずれかに該当する方。 (1) 70歳以上のみの世帯に属している方。 (2) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (3) 療育手帳Aの交付を受けている方 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の4第1項の規定により全ての免許の取消しを申請し、当該免許を取り消された者.
	内 容:該当の方にタクシー券及び買い物券を交付 <交付枚数> 合計48枚 (タクシー券40枚・共通券8枚) <金 額> 24,000円 (1枚500円) ※交付決定の月により交付枚数 (金額) は異なります。 ※共通券は、タクシー・買い物のどちらでも使用可能。但し、買い物券は、指定の移動販売車 にて利用可能。
	問合せ: 《保健福祉課 地域包括支援センター係》 Tm: 0276-86-7000

## 大泉町

令和6年6月時点

分類 事業名 (対象者・内容) 子 学校給食費の一部公費負担 育 対象者: 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 7 内 容: 子育て世代の経済的負担軽減と食育推進を目的に、保護者負担分の給食費を約29%減額し、さ らに給食内容の充実を図るために、食材費約10%を負担することで、給食費全体の約36%を 支 町が補助しております。 援 〇保護者負担額 (月額) · 小学校: 2, 970円 • 中学校: 3, 380円 問合せ: 《教育指導課 教育指導係》 Tu:0276-63-3111 (代表) 子ども医療費無料化 対象者: 出生から18歳の年度末までの子ども(群馬県内の市町村で一律実施) 内容: 入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化 問合せ: 《国民健康保険課 国民健康保険係》 瓦:0276-63-3111 (代表) おたふくかぜ予防接種費用助成 対象者: 接種日に町内に住所を有する、満1歳から満4歳未満の人 (令和6年4月1日以降に接種したワクチンが対象) 内容:上限3,000円で1人につき1回まで助成します。 問合せ:《健康づくり課 健康づくり係》 Tm: 0276-62-2121 (代表) 子どものインフルエンザ予防接種費用助成 対象者: 接種目に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人 内容:上限2,000円で1人につき1回まで助成します。 問合せ:《健康づくり課 健康づくり係》 Ta:0276-62-2121 (代表) 子育て援助活動支援事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業) 対象者: ・援助を受けたい人:お願い会員・・・生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人:まかせて会員・・・心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人:どっちも会員・・・お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人 内容: 子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、 センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 ○事業内容 ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 ・放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり ○利用料等 利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり700円~1,600円 (援助の時間が30分未満である場合は、その半額)となり、援助の終了後に「お願い会員」か ら「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。 ○助成金 大泉町独自の利用料の助成制度があります。 • 利用料 1時間当たり300円助成 •援助外出費等 1回200円助成(ひとり親世帯のみ) 問合せ:《こども課 子育て支援係》 Tm: 0276-63-3111 (代表)

### 分類

子育て支

援

#### 事業名 (対象者・内容)

#### ママヘルプ事業(大泉町ファミリー・サポート・センター事業)

対象者:・出産の予定日の1ヶ月前(多胎妊娠の場合においては、出産の予定日の2ヶ月)から出産の日 後1年を経過する日の前日までの女性

- ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人
- ・次のすべての要件を満たす人
- ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること
- ②入院等をしていないこと
- ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること

内 容: 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利 用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必 要なサービスを提供する人(まかせて会員)を紹介します。

- ・乳児の沐浴介助その他の育児の補助
- ・食事の準備及び後片付け
- 居室等の掃除及び整理整頓
- ・衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助
- ○利用料等

利用料については、初回2時間まで(多胎妊娠の場合は2回4時間まで)の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり700円(土・日・祝日は800円)となり、サービスの終了後に、「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。

○助成金

大泉町独自の利用料の助成制度があります。

・利用料 1時間当たり300円助成

問合せ: 《こども課 子育て支援係》 1回:0276-63-3111 (代表)

#### 学童保育学習サポート事業

対象者: 各児童館の学童保育を利用している児童(小学1年生~6年生) 内 容: 学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。

問合せ: 《こども課 子育て支援係》 1点:0276-63-3111 (代表)

#### 大泉町子育て世代包括支援センター

対象者: 妊娠期から子育て期にある子育て世代の人

内 容: 妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。

健康づくり課では主に、妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を受けます。 こども課では主に、入園や、子どもに関する各種手当などの相談を受けます。

問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tu:0276-62-2121 (代表)

《こども課 子育て支援係》 Ta:0276-63-3111 (代表)

#### 不妊·不育症治療費助成制度

対象者: 不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦

・夫または妻のいずれか一方または双方が、町内に住所を有し、1年以上経過していること

・世帯において町税の滞納がないこと

内 容: 医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成

・不妊症:1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・不育症:1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで

問合せ:《健康づくり課 健康づくり係》 型:0276-62-2121 (代表)

#### ブックスタート事業

対象者: 7か月児健康診査を受診する全ての乳児及びその保護者

内容: 7か月児健康診査時に、絵本などが入ったブックスタートパックを配布します。

問合せ: 《町立図書館》 1 2 7 6 - 6 3 - 6 3 9 9

#### 分類 事業名 (対象者・内容) 7 初回産科受診料支援事業 苔 対象者: 受診日に町内に住所を有する人で、市販の妊娠検査薬で陽性確認した妊婦であって、町民税非課 7 税世帯または生活保護世帯の人 支 内容: 妊娠判定のための初回の検査に係る費用を助成します。 ・1回の妊娠につき1回 援 ·上限10,000円 問合せ:《健康づくり課 健康づくり係》 配:0276-62-2121 (代表) 産前・産後における支援事業 対象者: 町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行 い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサ ポートを行います。 ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・保健師等による訪問指導 ・妊産婦健康診査、新生児聴覚検査を医療機関にて実施 ・妊娠・子育て応援事業 (伴走型相談支援・経済的支援) ・地域の子育て支援サービス等の紹介 • 両親学級 • 乳幼児健康相談 ・健やか広場 その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。(町内 片道300円) 問合せ:《健康づくり課 健康づくり係》 Ta: 0276-62-2121 (代表) 産後ケア事業 対象者: 町内に住所を有する生後1年未満の乳児及びその母親 内 容: 母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供な (利用料金無料) ※委託施設にて実施 問合せ: 《健康づくり課 健康づくり係》 Tu:0276-62-2121 (代表) 住 勤労者住宅資金融資 宅 対象者: 次のすべてを満たす人 支 勤労者であること ・町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人 援 ・町の町税を完納していること 内容: 勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活 の安定を図ります。 ○条件 住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる ○限度額 新 築:1,000万円以内 増改築:400万円以内(前々年度以降土地取得した場合は、300万円以内で加算できま ○期間 新 築:20年以内 增改築:10年以内 (それぞれ3ヶ月以内の据え置き可) ○利率 年3.3% (ただし中央労働金庫のみ2.7%) ※別途保証料が必要です。

Tel: 0276-63-3111 (代表)

問合せ: 《経済振興課 商工振興係》

### 分類 事業名 住 住宅リフォーム補助制度 宅 次のすべてを満たす人 対象者: 支 援 す。)

・リフォーム工事を行う住宅を所有し、現に居住している人、または工事完了後に居住する予定の人(申請時に町外に住んでいる場合は、申請年度内に町内に住民票を移す必要がありま

- ・大泉町の住民基本台帳に記録されている人
- ・世帯において町税の滞納がないこと

内 容: 町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行うことにより、町内建設関連産業を中心とした経 済の活性化、住環境の質の向上及び移住定住の促進を図ります。

(対象者・内容)

○対象工事

- ・リフォーム工事に要した費用が20万円以上(消費税及び地方消費税の額を含む)
- ・町内施工業者による施工
- ・リフォーム工事を行う住宅が、建築後10年以上経過したもの
- ・町の他の制度による補助金等の交付を受けていない(ただし、移住支援金を除く)

○限度額

- ・補助対象経費に100分の10を乗じて得た額に相当する額とし、5万円を上限とする
- ・補助対象経費に住宅の省エネに資する断熱工事を含む場合は、10万円を上限とする
- ※補助金の交付は、大泉スタンプ加盟店共通商品券にて行う

問合せ:《経済振興課 商工振興係》 Tm:0276-63-3111 (代表)

#### 町営住宅の紹介(HP)

対象者: 住宅に困っている所得の低い人(町ホームページに詳細の入居資格要件あり)

(町営住宅入居資格:

https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/040/20200826161243.html)

内容: 町営住宅について町ホームページで紹介(町営住宅一覧表:

https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/030/20200826160737.html)

問合せ: 《都市整備課 施設建築係》 Ta: 0276-63-3111 (代表)

#### 大泉町空家等バンク事業

対象者: 町内に所有する空家等を売りたい・貸したい人、または空家等を買いたい・借りたい人

内 容: 町内の空家等を有効活用し、管理不全な空家等の減少と移住定住の促進および地域活性化を図る

ことを目的として、空家等の物件に関する情報を、全国版空き家・空き地バンクのサイト (https://oizumi-t10524.akiya-athome.jp/) に掲載しています。

問合せ: 《都市整備課 施設建築係》 Tel: 0276-63-3111 (代表)

定 住 支 援

#### 大人の風しん予防接種費用助成

対象者: 接種日に町内に住所を有し、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫(ただし、婚姻の有無は問わな

※過去に風しんにかかったことのある人、風しん(麻しん風しん混合)予防接種を2回受けたこと

のある人、妊娠中・妊娠している可能性のある人は除く。

内容: いずれかのワクチンについて、1人につき1回まで助成します。

・風しんワクチン:上限3,000円

・麻しん風しん混合ワクチン:上限5,000円

#### 人間ドック検診費の助成

対象者: ①大泉町国民健康保険の加入者で、国民健康保険税を完納している世帯に属する人間ドック受診

②大泉町在住の群馬県後期高齢者医療制度の加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人

間ドック受診者

内 容:・日帰りドック:20,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成(1年度に1回)

・一泊ドック:30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成(1年度に1回)

・脳ドック:30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成(5年度に1回)

問合せ: 《国民健康保険課 国民健康保険係》 Tm: 0276-63-3111 (代表)

#### 分類 事業名 (対象者・内容)

定 住 支

援

#### 牛ごみ処理機器等購入費及び利用料補助金

対象者: 次のすべてを満たす人

- ・町内で生ごみ処理機器を使用すること ・世帯において町税の滞納がないこと
- 内 容: 生ごみ処理機器の購入額またはレンタル利用料の2分の1に相当する金額(100円未満の端数
  - が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額)・生ごみ処理機(電気式のもの):上限20,000円
  - ・生ごみ処理容器 (コンポスターなど):上限5,000円
  - ・バッグ型コンポスト:上限2,000円 ・段ボールコンポスト:上限1,000円
  - · 基材: 上限2, 000円
  - ・生ごみ処理機(電気式のもの)レンタル利用料:上限月額1,000円、累計20,000円

問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Ta: 0276-63-3111 (代表)

#### 浄化槽設置事業費補助金

対象者: 次のすべてを満たす人

- ・公共下水道事業認可区域を除く区域に、10人槽以下の浄化槽を主に居住を目的とした住宅に設 置する方
- ・町税の滞納がない方
- ・浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方
- ・その他、浄化槽設置事業費補助金交付要項にある要件を満たしている方

内 容: 本人が所有し、居住する住宅に浄化槽を設置する経費について、予算の範囲内で補助金を交付し ます

新築住宅に設置する

(補助金額)

5人槽 123,000円 6~7人槽 157,000円 8~10人槽 210,000円

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り替える場合(転換)

(補助金額)

274,000円 5人槽 6~7人槽 325,000円 8~10人槽 398,000円

問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Tu: 0276-63-3111 (代表)

#### 電気自動車等導入費補助金

対象者: 次のすべてを満たす人

- ・町内に住所を有すること
- ・世帯全員が町税を滞納していないこと
- ・補助対象車両および設備の購入費用を負担していること
- ・補助対象車両については、自動車検査証の初度登録があった日の使用者の住所が本町になって いること
- 内容: 2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現とともに、災害に強いまちづくりを推進することを目 的として、電気自動車等の購入にかかる費用の一部を補助します。

  - ・電気自動車(EV):100,000円・プラグインハイブリッド自動車(PHV):50,000円
  - ・家庭用電気自動車等充電設備:機器購入費および設置工事費の2分の1に相当する額で上限2 5,000円
  - ・家庭用電気自動車等充給電設備 (V2H):50,000円
  - ※補助金の交付回数は、1補助対象者につき、EVおよびPHVは、そのどちらかのみで1回限りとな り、家庭用電気自動車等充電設備およびV2Hについては、それぞれ1回限り。

問合せ: 《環境整備課 環境整備係》 Ta: 0276-63-3111 (代表)

分	類		事業名 (対象者・内容)			
	Ė					
3	主 支 爰		対象者: 次のすべての要件を満たすカップル ・申請日(式実施希望日の20日前)までに、婚姻届を提出済であること ・婚姻届の提出時点で、カップルのうち少なくともいずれか一方が本町の住所を有すること ・婚姻届を提出後、カップルの双方が本町の住所を有すること (婚姻届に代わりパートナーシップ宣誓をした人も含む)			
			内 容: 様々な理由により結婚式を挙げていないカップルに向け、大泉町役場議場での挙式サービスを提供します。 ・募集期限:令和7年1月31日 ・費用:無料			
Ļ			問合せ:《企画戦略課 企画調整係》 版:0276-63-3111(代表)			
支援	農業	農	園の貸出し 			
	果 体 験 · 就 農		対象者: 町内に住所を有し、世帯全員が町税を滞納していない人 内容: 町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区画16.38平方メートル(約5坪)の農園の貸し出しを行っています。 ・区 画:44区画(1世帯1区画まで) ・使用料:1区画3,000円/年 ・貸付期間:令和7年2月28日(金曜日)まで ※区画の空き状況についてはご確認下さい。			
	Æ		問合せ: 《農業振興課 農業振興係》 1年:0276-63-3111 (代表)			
	犹	創:	業支援事業			
	<b></b>		対象者: 町内で創業を目指す人			
	爰		内 容: 経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切 な創業支援の提供を行います。			
			問合せ: 《経済振興課 商工振興係》 Tm:0276-63-3111 (代表)			
		介	護員養成研修受講費補助事業			
			対象者: 町内に住所を有し、町税の滞納をしていない人			
			内 容: 教材費を除く研修受講に要した費用を補助します。 ・介護職員初任者研修課程:上限30,000円 ・生活援助従事者研修課程:上限15,000円			
			問合せ: 《高齢介護課 介護保険係》 版:0276-62-2121 (代表)			
	犹	大	泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金			
3	学 支 爰		対象者: 町税の滞納がなく暴力団関係者でない人で、次のいずれかに該当する人 ・町内の空き店舗等において、創業をしようとする人 ・既に事業を営んでいる個人または法人で、新たに町内の空き店舗等を活用して事業を営もうと する人			
			内 容: ○補助対象店舗 対象者が営もうとする町内にある空き店舗等で、公序良俗に反する店舗等でないこと ○補助金額 ・改装費用や備品購入費用の2分の1の額(上限50万円、千円未満切り捨て) ・交付は1対象店舗等につき1回限り ○補助対象事業 次のいずれにも該当する改装等 ・当該空き店舗等の改装および事業に必要な備品の購入について、他の公的助成を受けていないこと ・やむを得ない場合を除き、交付決定から3年以上営業を継続すること 問合せ: 《経済振興課 企業誘致係》 Ta: 0276-63-3111(代表)			
			問合せ: 《経済振興課 企業誘致係》 T□:0276-63-3111 (代表)			

分類	事業名 (対象者・内容)
就学	大泉町看護職員入学金補助金
支援	対象者: 保健師助産師看護師法の規定により指定された学校または保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所に入学した人で次のいずれかに該当する人(ただし、世帯において町税の滞納ある場合は対象外です。) ・入学時、町内に住所を有する人 ・通学のため町外に転出した人
	内 容: 学校などに支払った入学金の2分の1に相当する額とし、上限10万円まで補助します。 ※入学した日から6か月以内に申請してください。 ※補助金の交付は補助対象者1人につき1回限りです。 ※退学および資格取得できなかった場合、補助金の返還が生じます。
	問合せ:《健康づくり課 健康づくり係》 Ta:0276-62-2121 (代表)

## 邑楽町

令和6年6月時点

類 分 事業名 (対象者・内容) 子 出産祝金事業 育 対象者: 邑楽町に1年以上住民登録があり、新たに子どもを出産した家庭 7 (※新たに出生した子の最初に記載される住民票が邑楽町にあること) 支 内 容: 第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給する。 ※支給額のうち10万円分は地域通貨(コハクペイ)での支給となります。 援 問合せ: 《子ども支援課 児童福祉係》 Tel: 0276 - 47 - 5044学童クラブの運営 対象者: 町立4児童館において保護者の就労等により、昼間に保護者がいない児童の健全な育成及び福祉 の向上を図ることを目的に開設。対象児童は小学1~6年生。 使用料は無料。使用時間は通常日は下校時(土曜日は午前8時30分) ~最長午後6時30分まで。 ただし、学年始め、夏季・冬季及び学年末の長期休業期間(土曜日は除く)は、午前8時00分か ら利用可 問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 Tm: 0276-47-5023 保育園・認定こども園等の保育料多子軽減の対象拡大事業(3歳児未満) 対象者: ①保育園・認定こども園等を利用している児童の保護者 ②保育園・認定こども園等を利用しているひとり親世帯等の保護者 内容:①多子世帯の保育料負担軽減(国・県の多子軽減事業の対象の拡大) 保育園・認定こども園等の保育料について、児童が2人以上いる世帯を対象に、第2子にあたる 児童は半額、第3子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。 ②ひとり親世帯等の保育料負担軽減(国・県の多子軽減事業の拡大) 保育園・認定こども園等の保育料について、ひとり親世帯等を対象に第1子にあたる児童は半 額、第2子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する。 ※3歳児以上については、保育料無償 問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 Tm: 0276-47-5023 民間放課後児童健全育成事業実施施設に対する多子軽減事業実施補助 対象者: 民間放課後児童健全育成事業実施施設を利用している児童の保護者 内容:保育料について、18歳以下の児童を兄弟のカウント対象とし、第2子にあたる児童は半額、第3 子以降にあたる児童は無料とする多子軽減事業を実施する民間放課後児童健全育成事業実施施設 に対し補助金を交付し、多子軽減事業の実施を図る。(補助額の上限あり) 問合せ:《子ども支援課 児童支援係》 Tel: 0276-47-5023 幼稚園・保育園・認定こども園給食費無償化事業(3歳児以上) 対象者: 町内に在住し、住民登録があり、「教育・保育給付認定」を受けて幼稚園・保育園・認定こども 園に就園する園児の保護者 内 容:給食費(主食費、おかず代、おやつ代)を無償化します。ただし、邑楽町立以外の園について は、月4,500円を上限に助成します。 問合せ: 《子ども支援課 児童支援係》 Tm: 0276-47-5023

#### 頁 (対象者・内容) 事業名 子 邑楽町入学準備金・奨学金貸付事業 苔 対象者: 次のいずれにも該当する者 7 ○町内に引き続き1年以上居住し、町税を完納している者で入学予定者の保護者(入学準備金)、 町税を完納している世帯の子女 (奨学金) 支 ○学力優良な者(奨学金) 援 ○大学等に入学を許可された者又は在学中の者(奨学金) ○経済的な理由により入学金又は学資の調達が困難な者 ○連帯保証人がある者 内 容: ○進学の意欲を有する者で、経済的な理由により修学困難な者に対し、入学準備金又は奨学金を 無利子により貸し付ける事業 ○金額 入学準備金 高等学校等 20万円以内 大学等 50万円以内 奨学金 大学等 月額5万円以内 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel.: 0276-47-5041 邑楽町小中学校就学援助費支給事業 対象者: 次のいずれにも該当する者 ○町内に住所を有し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者○生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者 内 容: ○経済的な理由により義務教育を受けることが困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、 就学援助費を支給する事業 全額 学用品や給食費等の一部を助成 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041 邑楽町高等学校等就学援助費支給事業 対象者: 次のいずれにも該当する者 ○町内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒の保護者 ○生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者 内容: 〇経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者に対し、就学援助費を支 給する事業 ○金額 在学生徒1人につき月額 2万円 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041 英語検定料助成事業 対象者: 次のいずれかに該当する者 ○邑楽町立の中学校に在籍している生徒の保護者 ○町内に住所を有し、町外の中学校に在籍している生徒の保護者 内 容: 中学生の英語力と学習意欲の向上を図るため、英語検定の検定料に対して助成金を交付する ○対象検定:日本英語検定協会の実用英語技能検定(英検) 3級以上 ○助成金:本会場で受験した場合の英語検定3級の検定料を限度とする ○交付回数:中学生1人につき年度内1回まで 問合せ:《学校教育課 学校教育係》 Tel: 0276-47-5041 出産・子育て応援給付金 対象者: ①出産応援ギフト:妊娠届出時または出産応援給付金の申請時において、邑楽町に居住し、かつ 住民登録がある ②子育て応援ギフト:出産届出時または子育て応援給付金の申請時において、邑楽町に居住し、 かつ住民登録がある。 ※いずれも他の自治体が実施する同様の趣旨の給付金などの給付を受けていないこと

内容: ①出産応援ギフト: 妊婦1人において1回の妊娠につき5万円

②子育て応援ギフト:子ども1人につき5万円 ※いずれも地域通貨(コハクペイ)で支給。

問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Tm: 0276-88-5533

<b>占</b> 八	
類 分	事業名 (対象者・内容)
子	産後ケア事業
育て支	対象者: 町内に住所を有し、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない産後1年未満の母 及びその乳児で、次のいずれかに該当する方 ①産後の身体機能の回復に不安を持ち、保健指導を必要とすること ②育児に対する不安が強く、保健指導を必要とすること等
援	内 容: 産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師により心身のケアや休養等 支援を行う。 ○利用期間 原則として7日間以内 ○利用料金 無料
	問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Ta: 0276-88-5533
	不育症治療費助成事業
	対象者: 不育治療を行っているご夫婦で、次の要件を満たす方 ①法律上の婚姻関係にあること ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること ③町税の滞納がないこと
	内 容: 〇対象となる治療 不育症治療に関する検査及び診療であって、医師により行われるもの 〇内容
	不育症治療に要する医療費の一部を助成(当該年度内の不育治療に要する自己負担額の2分 1 上限:年額30万円) ※助成金の申請:1年度につき1回(通算助成回数:5回)
	問合せ:《健康づくり課 保健センター》 Tm: 0276-88-5533
	不妊治療費助成事業
	対象者: 次の全ての要件を満たすご夫婦 ①法律上の婚姻関係にあること ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有すること ③町税の滞納がないこと ④医療保険各法における被保険者または被扶養者である
	内 容: 〇対象となる治療 医師が必要と認めた不妊治療であって日本国内の医療機関で医師により行われるもの 〇内容 不妊治療に要した医療保険適用以外の費用で、上限15万円までの助成
	※助成金の申請:1年度につき1回(通算助成回数:5回)
	問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Ta: 0276-88-5533
	オンライン健康相談事業
	対象者: 町内在住で、からだや心、妊娠や出産、妊活、子育て、更年期症状などで悩みのあるかた 内容: オンラインにて、からだや心、妊娠や出産、妊活、子育て、更年期症状などの悩みを専門家 相談できる。 クーポンコードを入力することにより、通常有料の相談が無料でできる。
	問合せ: 《健康づくり課 保健センター》 Th: 0276-88-5533
住	
宅支援	対象者: 町内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を建築又 取得しようとする者
	内 容: (1)融資限度額 500万円以内 (2)融資利率 年7.5パーセント以内(現状 2.3パーセント) (3)融資期間 20年以内 (4)償還方法 元金均等月賦償還 (5)担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。 (6)最終返済年齢 満65歳までとする。
	THE A STATE OF THE

問合せ: 《商工振興課 統計労政係》 Tm: 0276-47-5010

#### 頁 事業名 (対象者・内容) 住 住宅リフォーム補助金交付事業 宅 次の各号すべてに該当する者 対象者: 支 (1)町内に居住し、かつ、住民登録をしている者 (2) 町税を完納している者 援

- (3) 申請するリフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造及び補修に 係る補助金等の交付を受けていない者
- (4) リフォーム工事を行おうとする住宅を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての 共有者から、リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うこと の同意を得た者

内容:・補助の対象となる住宅

- (1) 自らが町内に所有し、かつ、居住する住宅
- (2) 住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自らが居住する部分
- (3)区分所有する住宅の場合は、自らが占有し、かつ、居住する部分
- ・対象となる工事
- (1)工事金額が20万円以上のもの
- (2) 町内に事業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること
- ○補助金額:

工事金額の100分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て た額)で、最大20万円 (1住宅で1回限り)

問合せ: 《商工振興課 商工振興係》 Tel: 0276-47-5026

#### 空家リフォーム補助金交付事業

次の各号すべてに該当する者

- (1) 空き家の所有者で補助金によりリフォーム工事を行った住宅に3年以上居住することを誓約 できる者
  - (2) 町税を完納している者
- (3) リフォーム工事を行おうとする住宅を2以上の者で共有している場合にあっては、すべての 共有者から、リフォーム工事を行うこと及び当該リフォーム工事について補助金申請を行うこと の同意を得た者

内容:・補助の対象となる住宅

- (1) 個人所有の建築物であること
- (2) 建築基準法(昭和25年法律201号)、農地法(昭和27年法律229号)等の諸法令の規定に違反 していないこと
- (3) 旧耐震建築物(昭和56年5月31日以前の建築確認を受けたもの。建築年不詳を含む。)であ る場合は、一般耐震診断での耐震性能(Is値)が1.0以上であること
- 対象となる工事

工事金額が20万円以上のもの

• 補助金額

消費税を除く工事金額の100分20に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これ を切り捨てた額)で、最大30万円 (1住宅で1回限り)

問合せ:《建設環境課 住宅政策係》 Tel: 0276-47-5031

#### 町営及び県営住宅の紹介(HP)

対象者: 住宅に困窮し所得が一定以内の方(その他入居申込者の資格要件あり)

ホームページでの町営住宅の紹介(邑楽町 公営住宅ホームページ:

https://www.town.ora.gunma.jp/li/020/060/010/index.html) ・県営住宅の紹介(群馬県住宅供

給公社ホームページ: https://www.gunma-jkk.or.jp)
※相談・受付など: 町営住宅: 邑楽町建設環境課住宅政策係・県営住宅: 群馬県住宅供給公社

管理部管理課

問合せ:《邑楽町役場 建設環境課住宅政策係》 Tel: 0276-47-5031 《群馬県住宅供給公社 管理部管理課》 Tel: 027-223-5811

#### 空家等バンク事業

対象者: どなたでも

町内への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を町ホームページ

等で公開する。

問合せ: 《建設環境課住宅政策係》 Tu:0276-47-5031

類 分	事業名 (対象者・内容)
就労支援	創業支援事業  対象者:次の各号すべてに該当するもの (1)補助金の交付申請年度内に創業を予定している者又は交付申請時において創業日から30日を経過していない者 (2)3年以上継続して営業する見込みがある者 (3)群馬人から支援を受けて行う事業として、群馬県商工会連合会が毎年実施しているぐんま創
	業スクールを受講し、特定創業支援等事業により町の証明書の発行を受ける予定の者又は受けた者  内 容: ○補助の対象となる経費 (1) 広告宣伝費 (2) 印刷製本費 (3) 店舗等改修費 (4) 設備及び備品購入費 ○補助金額
	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。 問合せ: 《商工振興課商工振興係》Tm:0276-47-5026

## 群馬県のオンライン相談窓口

## 群馬県オンライン相談デスク

県全体の移住・就職相談、各市町村との移住相談、 専門分野の相談(農業・林業・起業・地域おこし協力隊等) をオンラインで受けられます。



https://gunmagurashi.pref.gunma.ip/soudandesk/

## 都内の県総合 対面相談窓口

## ぐんま暮らし支援センター

場所: 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階

(ふるさと回帰支援センター内)

営業: 火~日曜日 10:00~18:00

(休業:月、祝、年末年始、夏季休業あり)

https://www.furusatokaiki.net/consultation/gunma/

電話: 080-8870-2756 (移住①)

070-4851-1647 (移住②)

03-6256-0440 (就職)

専門の相談員が 移住・就職に関する ご相談に応じます



詳細・相談予約はこちら↑

## 群馬県東京事務所

場所: 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階

営業: 月~金曜日 8:30~17:15 (休業:土、日、祝、年末年始)

電話: 03-5212-9102

## ぐんま暮らしポータルサイト

#### 群馬県移住ポータルサイト「はじめまして、暮らしまして、ぐんまな日々。|

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp

- ◎群馬県への移住を希望される方向けのポータルサイト
  - ○群馬県や県内市町村の紹介 ○移住までの流れ・Q&A、移住者インタビュー
  - ○仕事・住まい・体験等の情報 ○相談会等のイベント情報 など、

群馬県での暮らしに必要な情報が掲載されています。



#### 群馬県テレワーク情報サイト「GUNMA×TELEWORK」

https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/g\_telework/

- ◎群馬県でテレワークをする際にご活用ください。
  - ○県内テレワーク施設の一覧 ○泊まりを想定したワーケーションモデルコースの紹介
  - ○テレワーク施設と周辺スポット(温泉、キャンプ場、アクティビティ等)のマップ表示 など



群馬県地域創生部

ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 移住促進係

☑gunmagurashi@pref.gunma.lg.jp ☎027-226-2371